

かない、こういう内容でございすけれども、一応めどというものは、ただ単に今後検討して明らかにしたいと思ひますというお話でありますけれども、もうすでにその段階になった以上は、少なくとも何月ごろに開港するかということが明らかにならないことには、これに対するいろいろな付随した行政というものがおくれをとつてしまふうなかつたことになると思ひます。そういう点について、大体いつごろになるのですか。

○隅説明員 たいだいま申しましたように、暫定燃料輸送の点をたゞいま詰めておりますけれども、これは、京葉地区、それから鹿島地区から、成田駅の近くにございす、公団が従来から使用しておりました資材取りおろし場がございすが、そこまで貨車輸送いたしまして、その場所から空港まで大体二・七キロの間を暫定パイプラインで結びまして燃料の供給をすることになっておりますが、大体この工事が、各方面の許可も全部いたしましまして、いま着工するばかりになっております。この工事が着工いたしましてから完成をいたしますが、大体八か月ないし九か月を要するということでございます。われわれといたしましては、この暫定燃料輸送、ことに成田市内における暫定パイプラインの着工を一日も早くいたしたいというふうなことを考えております。大体今月中には何とか着工にこぎつけたというふうなことを考えております。

○鈴切委員 そうしますと、いまは七月でございすから、八か月間かかるといふことになりますと、少なくとも明年の三月以降になるといふ見込みには間違いないわけですか。

○隅説明員 この開港時期につきましては、なおその他に滑走路の先端に反対派が建てております妨害鉄塔が二つございす。第一、第二の妨害鉄塔がございまして、一つは六十メートルに達する鉄塔がございまして、この鉄塔の除去も必要でございす。この辺につきましても、各方面と折衝をいたしまして、何とかこの鉄塔の除去についていろいろな方策を考えております。いまから計

算をいたしますと、大体年度内を目途にはいたしましすけれども、いろいろの事情がございすので、いまだにその日取りを確定することができないのはきわめて遺憾に存じておりますけれども、大体の状況はそのようでございます。

○鈴切委員 年度内に一応目安をつけたいというお考え方でありまされども、実際に諸般の情勢というものは、いまお話を聞きますと、なかなか年度内にはむづかしい、そういうふうなことになるわけでありまされども、これは私、少なくともかなり前にもう大体開港の予定というものを明らかにしていませんと、諸般の情勢というものは、また、新東京国際空港を使用するということについて、やはり各国との関連もあるわけですから、そういう点で、一日も早くこういふことを決定して、いつも運輸省が見通しを立てておるのが変更されるというふうなことがないように、最終的な見通しというものを明らかにしていかなくちやならない、私こういうふうなふうに思つております。年度内に一応そのめどをつけたというお話でありますけれども、ちよつといまの状態では三月以降にずれ込むようになつたことになるわけでありまされども、それに伴つて出入国管理事務所も当然移されるわけでありまされども、供用開始になるについて法務省との関係がどのような関係になるのか、あるいは事前に法務省のほうにその開始について告示されるかどうかという問題は、どうなつていましうか。

○隅説明員 この新東京国際空港の開港時期につきましては、事務的には関係閣僚会議幹事会あるいは関係の各省、C・I・Qと申しますか、関税、入管、検疫を担当されております各省と事務的な打ち合わせをつい最近開く予定にいたしておりますけれども、この問題につきましまして、開港の確定した日取りは関係閣僚協議会におきまして決定をいたしたいと考えてその準備を進めております。法務省の御当局に対しましては、つい最近におきまして、成田をめぐる諸問題につきましましてお打ち合

わせをさせていただきたい、このように考えております。

○鈴切委員 ターミナルビルその他収容施設の完成と、そして供用開始となつてまいりますと、当然出入国管理事務所に勤務する職員の問題が起つてこようかと思ひますけれども、移転に伴う職員の定数は、そのまま羽田空港から新東京国際空港のほうに移るといふふうに考えていいでしょうか。

○吉岡政府委員 現在羽田入管の定員は二百十名ございすが、新東京国際空港に移ります際には、この定員をそのまま新空港のほうに移す予定にいたしております。

○鈴切委員 羽田空港の昨年一年間の発着機数は、運輸省のほうではどのように推計をされていましうか。

○隅説明員 現在の東京国際空港、羽田におきまする年の離着陸回数は大抵十七万四千回でございまして、大体週間平均にいたしまして、一日の発着回数が四百六十回、そのうち定期便が四百四十回ございす。定期便の中で国際線が百四十八回、国内線が二百九十二回というふうになっております。

○鈴切委員 現在十七万四千回というのは、もうすでにある程度の限度にきているんじゃないかというふうな思ひますけれども、羽田空港の発着機の処理能力というのは、大体どれくらいなのではないでしょうか。

○隅説明員 現在、羽田の能力は大抵十七万四千回、五千回が限度でございまして、現在のところ管制上安全に処理ができる限界に達しております。ただいまのところは定期便の増便その他の抑制措置をとつております。大体現在のところが限度かと存じます。

○鈴切委員 そういうような現況からいいますと、新東京国際空港ができた場合に、国際線を成田のほうに移行するということになれば、当分の間混雑というものは解消されるわけでありまされども、しかし、羽田のほうもしよせんは現在の

需要に抗し切れないという状況下にあつて、さらに需要が増大するということも考えられますし、おそらくこのままでいけば、また羽田のほうも五十一、二年度にはもう処理できないのではなからうかというふうにいわれているわけでありまされども、大体その見通しはどのようにお考えでありますか。

○隅説明員 国際線を全部成田に移しますと、たいだいま申しましたように、大体一日百五十回くらいの国際線が成田へ移ることになります。その分につきましましては、国内線の発着に充てられる余裕ができるかと思ひます。これも、たいだいま申しましたように、大体十七万四千、五千回をもつて羽田の場合は限度になる。これが大体五十二、三年になりますと、東京から各ローカル空港直行便の要望が非常に強く出ております。それを収容いたしますと、大体五十二、三年にはまた十七万五千回の限度に達するのではないかと考えられます。

○鈴切委員 そうなりますと、五十二、三年ごろにまた再び十七万五千回のピークに達するということになつておるわけですが、羽田空港の拡張計画というものがいふ非常に問題に地元でもなつてきているわけでありまして、地元の区議会から東京都のほうに、すでにその拡張計画の一部分の工事が着手されているのではないかと、いうような内容の質問書等も都知事あてに出ているわけでありまされども、十七万五千回のピークに達した場合に、国内線に対する羽田の新しい拡張計画はどのようになつておりますか。

○隅説明員 先生のおっしゃる通りに、羽田の拡張計画というものを事務当局で一時これを計画したことがございまして、すなわち、現在一番長い滑走路をC滑走路と申しております。その沖合いにD滑走路を設けたらどうかという案を一時検討したことがございすが、東京都とお話合ひで、この点は一切白紙に戻すということで、現在のところはその計画は進めておりません。

○鈴切委員 現在、それでは新しい滑走路をつくるといふことについて、言うならば計画は白紙

であるというふうに理解していいわけですね。

○隅説明員 この点につきましては、詳細なる案の作成をただいま中止をいたしておりますので、もし東京都の御了解が得られるならば、あるいは大田区、品川区の地元御了解が得られるならば、このDランウエーと申しますか、D滑走路の計画をわれわれは進めたいところでございますけれども、いまそのお話がつかまませんので、この計画を中断しているところでございます。

○鈴切委員 そうしますと、品川、大田あるいは東京都が拡張計画については反対であるという意向を強力に示しているわけですか。私は地元の代議士でありますから、それはよくわかっておりますが、地方自治体がそれに対して反対であるという意向であれば、これは運輸省のほうも、D滑走路の拡張計画はやりたいたくてもできないという状態なのか、それとも、もしも地方自治体が反対であればもうあきらめざるを得ないという状態であるのか、その点はどうなんでしょうか。

○隅説明員 この点につきましては、当然地先水面の埋め立てに關します地方公共団体の御了解がなければできない仕事でございますので、関西新空港におけると同じように、地元公共団体とのお話し合いで完全なる御了解がつくまでは、われわれとしてはこれを実行するつもりはございません。

○鈴切委員 まあ羽田のほうも、そういうことで五十二、三年ごろは一つはピークを迎えるというわけでありましかつても、新東京国際空港のほうに羽田のほうから国際線に移行する、そういうことになりましかつても、大体日に百五十回ぐらいが初めの出発点になると思ひます。新東京国際空港におけるところの発着機の処理能力というものはまだそれよりもあるわけでありましかつても、だんだんと需要が増大してくるということになれば、やはり羽田と同じような一つの状況が新東京国際空港にもあらわれると思ひますけれども、どういうふうな見通しをお立てになつておりましかつても、

○隅説明員 ただいま新東京国際空港、成田におきましては、四千メートルの滑走路一本でございまして、これについての処理能力は大体十七万回を予定をいたしております。なお第二期工事計画といたしまして、横風用滑走路、それから二千五百メートルの第三の滑走路、この第二期工事の計画を持っておりましかつても、第一期工事の、現在A滑走路と申します四千メートルでの処理能力は相当高くございまして、地元の対策を講じながら第二期工事計画を進めていく予定でございまして、当面の間は四千メートルの滑走路一本で処理できるといふように考えております。

○鈴切委員 四千メートル滑走路一本で大体十七万回の処理ができる、第二期工事を予定をされていくというわけでありましかつても、第二期工事が完成をすると、大体処理能力はどれぐらいになりましかつても、

○隅説明員 横風用滑走路と第三の滑走路を全部フルに使用すると、大体二十六万回に達するのではないかと申すように考えております。

○鈴切委員 羽田のほうから国際線が移行される、そういうことで羽田の出入国管理事務所の定員についてはそつくり新国際空港のほうに移行されるわけでありましかつても、いま運輸省が明らかにした状態の中にあつて、今後かなり需要が伸びていくわけでありましかつても、当面はそれと申す間合ひけれども、需要増大に伴つて、当然増員と申すものも計画をされていくかどうかというところを、出入国のほうから……

○吉岡政府委員 先ほど申し上げましたように、新東京国際空港ができました段階におきましては、羽田入管の職員をそのまま新空港のほうに移すと考えてございまして、新空港におきましかつても施設等は、また羽田と異なる点が多々ございまして、移しました段階で事務量を推定いたしまして、当然、その増減に應じて適当な対策を講じたいと思ひますが、まあ減るといふことはないと申すから、おそろくふえることに對する対応策を考えたいと思つております。

○鈴切委員 出入国管理事務所の職員の受け入れ体制及び宿舎の確保、あるいは宿舎と事務所を結ぶ交通問題については、現在どのようになつておりましたか。

○吉岡政府委員 二百十名の定員を移すわけでございますが、現在、宿舎の完成いたしてございまして、成田ニュータウンに百五十七戸ございまして、それから千葉県の習志野市に十戸ございまして、百六十七戸ございまして、来年三月までにさらに千葉市に五戸が完成される予定になつております。したがって百七十二戸でございまして、それと二百十名の差額の者は、成田新国際空港に對しまして、従来、自分の住んでいる家から通勤できるというところから、宿舎の手当てにつきましかつても、現在のところ十分ではないかというふうに考えております。

それから宿舎と空港を結びます交通機関に關しましては、現在のところバスその他を考へておりますが、現在のところ、まだもちろん空港が供用されておらない段階でございまして、十分のこととはわかりませんが、京成電車及び空港公園等の提供するバス輸送によりまして、この輸送もほほ満足に達成されるというふうにわれわれは考へております。

○鈴切委員 新谷運輸大臣が、成田空港の開港後も羽田に国際線を残すというふうな発言を六月十九日の閣議後にされたということなんですけれども、この真意はどういうことなんでしょうか。

○隅説明員 新東京国際空港に国際線を全部移転いたしまして、羽田空港を国内線に移すという方針は現在でも変えておりましかつても、大臣が記者会見で申されたように伺つておりますのは、欧米諸国において大都市周辺に複数の国際空港があるではないか、それから都心と新空港間の輸送の問題、アクセスの問題についていろいろ問題があるのではないかというところ、この併用ができるかどうかの可能性を検討を命じたということが事実でございまして、事務当局といたしましては、大臣から、万一羽田に国際線を残す場合にどのよ

うなメリット、デメリットがあるか、問題点がどのようなものがあるか十分検討をしておくようにということをお命ぜられたのは事実でございまして、ただいまこの問題を検討いたしてございまして、この問題につきましかつても、C I Qをはじめといたしまして、関係官庁ともいろいろの問題がございまして、また航空会社の問題もございまして、この点につきましかつても慎重に検討を始めたというのが事実でございまして。

○鈴切委員 要するに、新東京国際空港である成田のほうで完成をすれば、十分に一日百五十回の処理能力はあるわけでありましかつても、そういう点について何ら問題はないわけですね。ところが、羽田空港に国際線を残すということは、各国の都市において複数の国際線があるからというただ単なる理由ではなくして、新東京国際空港である成田がたいへんに建設がおくれているということにかんがみて、そういうふうな意圖を明らかにされたのではないかと申すように思ふのでございけれども、その点はいかがでございましょうか。

○隅説明員 この問題につきましかつても、確かに、部分開港であるとか、あるいは一部移転で次第にふやしていくというふうな考へ方があつたことは事実でございまして、これはわれわれといたしましては、いままでの方針といたしまして、詳細な検討を加えた結果、やはり国際線を短期間のうちに全部成田に移す、そして羽田は国内線専用の空港にするという一応の結論で各方面と折衝いたしてございまして、この点を変更するということになりましかつても、非常にいろいろの問題が出てまいります。この点についてその可能性を一つ一つ慎重に検討をしておるというところでございます。

○鈴切委員 それでは新谷運輸大臣が、先月の十九日に新聞に報道された、内容を一応検討してみたらどうかというふうな話があつたことは事実ではあるけれども、実際には、成田国際空港のほうに一本にしほるといふふうな考へ方をやはり持つておられるというところは、従前どおりの方針に従つてやられるという考へ方でしょうか。

○隅田川 現在のところは、大臣も七月一日に成田の新東京国際空港の現場を御視察になりました。記者会見をされたところでも、現在においてはこの方針は変わっていない、ただ自分のところに検討した結果を出して、自分が慎重に判断をしたいというふうな発言をされております。現在のところこの新空港に国際線を全部移転するという方針は変わっていないということを、大臣ははっきり記者会見の席で申されました。

○鈴切委員 大臣が言われるようなことですね、もしも羽田のほうに国際空港を一部残されるというふうなことになりますと、当然、出入国管理事務所も全部向こうのほうに移してしまおうということでは、これはちよつと問題が出てくるわけですが、これは、一応いままでのいわゆる定員二百十名は向こうの成田空港のほうに移すという既定方針でおられるわけですが、そういう事態になった場合にはやはり考えられるということでしょうね。

○吉岡政府委員 先ほど来申し上げましたことは、新東京国際空港が国際線を全部引き受けるという前提に立っております。二百十名はそっくり羽田から成田に移すということでございますが、もしかりに羽田の一部でも国際線が残るということになりますと、当然入管業務といたしまして羽田でやらなければならぬ仕事が生じるわけでございますから、これにつきましては、新たに成田に移るほうの要員をさいて羽田に持つていくか、あるいは東京入国管理事務所のほうから要員を派遣するかという問題は、まだわれわれといたしまして、問題がそれほど具体化しておりませんので、詰めた検討はいたしておりませんけれども、いずれにいたしましても、それに対する手当てはいたさねばならぬということでございますし、またいたす所存でございます。

○鈴切委員 飛行場部長さん、けつこうでございます。船舶のほうの問題について少しお聞きしたいのですけれども、このところ非常に船を利用して観

光客あるいは外人の出入の往来が激しくなっております。おるわけでありましても、そういうこととか、港を持つて地方自治体においては、ぜひともサード機関としての出入国管理事務所を設置してもらいたいという要望がかなり出ていると思うので、すけれども、その点の状況はいかかでしょうか。

○吉岡政府委員 先生御指摘のとおり状況でございます。現在、日本の工業化が進むにつれて、新たな出入国港ができて、そこに外国の船舶が入ってくるという状況になりましたので、それに対して出入国手続をとるために、出入国管理事務所のそれぞれの出張所をそれぞれの出入国港に設けてもらいたいという要望が方々から出てまいっております。

○鈴切委員 たとえば出入国管理事務所の出張所がないようなところ、それでまた船がそういうことで往来をするという場合は、いわゆる管理事務所がないから当然常駐はできないわけでありま。そういう点については、実際にはどういふうな処理をされておりましたか。

○吉岡政府委員 そういう出入国港につきましては、もよりの出張所または入国管理事務所から臨時に職員を派遣いたしまして、出入国の手続をとらしております。

○鈴切委員 管理事務所の出張所があればいつでもその処理ができるわけでありましても、実際に管理事務所の出張所がない場合、外国船が港に着く時間というものは必ずしも諸般の情勢によつて一定でない場合もあり得るわけですね。そういう場合に、港に着いた船が予定が変更されたというところで、たいへん外国人の方々に迷惑をかけるという、そういう諸般の情勢が私は想像されるのじゃないかと思うのですけれども、その点の状況というのはいかかになっておりますか。

近漸次ふえてまいっております。しかし、それ以外の地方都市の出入国港につきましては、それほど勤務時間以外の出入国の審査要請というものは出ておりませんので、現在私たちが対策を考えておりますのは、横浜とか神戸とか大阪といった、そういう大きな主要港について何らかの対策を考へざるを得ないのじゃないかというのでいま目下検討中でございます。

○鈴切委員 沖繩が本土に復帰をしたわけでありましても、沖繩の弁護士資格等については、すでに何回か試験をやられてその資格を認容された。しかも合格者等もきまつたわけでありま。すけれども、大体どういふふうな選考をされたか、あるいはまた試験を受けた人数はどれくらいあったか、合格をされた方はどれだけあったか、その点について伺いましょう。

○前田説明員 いわゆる沖繩法によります試験と選考の実施状況でございますが、これは御案内のとおり、関係法令によりまして復帰までに二回行なわれるというに相なっております。その結果として二回実施されたわけでございます。その結果として、これも御案内だと思ひますが、沖繩の弁護士資格を持っておられる方が何人かございますが、その中で一定の要件を満たす方につきましては選考でいわゆる本土の弁護士資格が与えられる。また、そういう一定の要件を満たさない方につきましては、前提として試験を行なひました。その試験に合格された方がいま申しました選考の対象となるという仕組みになっておるわけでございますが、そのようなことで、試験も、また選考も、それぞれ先ほど申しましたように二回実施されて、いま申しました試験のほうの合格者は合計三十九名でございます。最終的な選考の合格者は合計二百四十二名というところでございまして、この選考に合格いたしますと、これも御承知のとおり、特別措置法によりまして本土の法曹資格が与えられることになるわけでございます。したがって、その合格された二百四十二人の方々は、それぞれの分野において本

土の法曹資格を与えられて活躍されておる、こういう状況でございます。

○鈴切委員 沖繩の弁護士の従前の資格というものと、それから本土の司法試験とどのような違いがございましょうか。

○前田説明員 いろいろ詳細い違いはございしますが、本土の司法資格は、御案内のとおり、司法試験法によりまして、司法試験に合格いたしました者がさらに司法修習生というものをやりまして、それから資格が与えられるというところでござい。すが、沖繩におきましては、復帰前はそういう司法試験法の対象になっていないと申しますか、司法試験によらないで沖繩におきましては弁護士資格が与えられたというところでござい。

○鈴切委員 沖繩の場合は司法試験を受けないで資格を与えられたわけですが、具体的にどのような内容になっておりましたか。

○前田説明員 ちよつと手元到现在、復帰前におきます沖繩のいわゆる沖繩弁護士資格の要件を持てまいりませんので恐縮でございますが、復帰前におきましては、その全般的な法制の問題でございますが、当時、米軍の施政権下にあったわけでございますので、その米軍のほうのいわゆる布告、あるいは民政府の布告というものによつて定められていたわけでございます。いろいろと変遷を経てございしますが、復帰直前の状態は、いろいろございしますが、たとえば本土の司法修習生の修習を経た者、これは当然になれるというほかに、たとえば沖繩におきまして法律学校の卒業生、あるいは本土あるいは沖繩におきまして法律的な訓練を要する職務に少なくとも二年間ついていた、それだけの実務経験を有するというようなことによりまして、沖繩における弁護士資格というものが与えられていたわけでございます。

○鈴切委員 その沖繩におけるところの弁護士の資格を今度は本土並みにされたわけでありま。すけれども、そのときやはり試験に落ちられた方があ。りますね。不合格であつたという方々については、どのような救済措置がとられましたか。

○前田説明員 先ほども申し上げましたように、試験、選考という制度をとりまして、それも二回にわたって受けられるということでございましたので、大半の方は合格されておるわけでございまして、ごく一部でございしますが、不合格になった方もあるわけでございます。その方につきましては、いわゆる沖弁法、特別措置法の七条におきまして暫定措置が定められておりまして、その復帰の日の前日において沖繩の法令の規定による弁護士である者は、復帰の日から五年間沖繩において弁護士としての活動ができるということに相なっております。

○鈴切委員 そうしますと、地域制限弁護士というように形をとられるわけでありまして、けれども、五年たった場合に結局資格を失ってしまうというところになりますし、その場合には、また再び受けるという形になるのでしょうか。

○前田説明員 沖繩において弁護士の資格を持っておられた方の扱いにつきましてはいろいろと当時御議論があったところでございしますが、御案内のような特別措置法によりまして、選考というようになことで本土の法曹資格と同様の資格を与えるというのが基本になったわけでございしますが、そういうことで、いま申しました暫定措置も、いま御指摘のような形で当面の救済と申しますか、そういう経過措置が設けられたわけでございまして、これが終了しましたあとはやはり本土と全く同じ状態になるわけでございしますから、法曹分野で活動されますにつきましては、本土と同様な試験等を受けまして資格を得られるということが必要になるわけでございします。

○鈴切委員 改正点の第二点に関連してなんです、刑務所とか少年院、あるいは少年鑑別所等が各地方自治体の中に現在あるわけでありますけれども、その当時は、非常に場所的にも過疎化のようない状態の中にそういう場所が設けられておったという立地条件はあったかと思ひますけれども、現在は都市の過密化という問題が非常に大きな問題になってきまして、地方自治体としても、町の

中にそういうものがあるのは好ましくないということも明らかにしているところもたいへんあるうかと思ひますけれども、その点、大体その状況はどういうふうなことになるかと思ひます。

○長島政府委員 ただいま先生の御指摘になりましたような事情が各地にございまして、現在のところ、地方自治体から移転要請がございします町は、全部で三十カ町にのぼっております。この三十カ町のうちで現在移転計画中のものが十カ町ございまして、そのうち六町につきましては現に移転工事中でございまして、残り四カ町は昭和四十八年度、本年度予算で改築と申しますか、移転にかかるわけでございします。以上のような状況になっております。

○鈴切委員 地方自治体で三十カ所の移転についての要請があるというわけでありまして、けれども、すでに移転計画は十カ所それに伴って具体化されてきている。そうしますとあと二十カ所ですけれども、地方自治体のほうからの移転要請とその場所を選定するというところ、これは非常に関連してむずかしい問題があるうかと思ひますけれども、地方自治体が移転をしてもいいというときには、やはり地方自治が少なくとも代替地を提供をするというふうなのか、それとも国のほうで、国有地等があればそういうものも含めて考えるのかという問題なんです、その点はどうかと思ひます。

○長島政府委員 普通の形は、地方自治体のほうで、開発のためにこういう施設がじやまになっていくというところで、移転してほしいという申し出がございまして、その際は代替地を持って交渉においでになるというのが普通の形でございます。

○鈴切委員 たとえば国有地等で適当な場所があるという場合には、代替地についても国有地を一応代替地にしてもらいたいというふうな、こういう地方自治体の申し出というものはございせんか。

○長島政府委員 ただいままでのところ、さような申し出はございせん。

○鈴切委員 大臣、そういう場合、いま現在非常に過密化した状態の中にあつて、当然だれが見ても、そういうところにある場所が好ましくない、そういう諸般の情勢があつた場合、国有地に移してもらいたいという地方自治体の考え方があつた場合には、それはやはり検討されるに値する問題であるかどうかということについてどうでしょうか。

○田中(伊)國務大臣 大いに検討するに値するものと存じます。国有地、もう一つは地方自治体の有に属する公有地、そういうものは大いに検討をする余地があるうかと思ひます。ただ、条件がそれそれむずかしいのでございまして、そういう条件に当てはまりません限りは検討の要があると思ひます。

○鈴切委員 三十カ所要請があるわけでありまして、けれども、三十カ所の要請について一々検討されていると思ひますけれども、実際にすでに決定したのは十カ所である、あと二十カ所要請は出されているけれども現在まわっていないというわけですが、法務省の検討によりまして、大体あと二十カ所についてはどういふふうな予定になりますか。

○長島政府委員 残りしました二十カ所のうち十二カ所につきましては、地元の地方公共団体から代替地の提示がございまして、ただいまそれらの土地につきまして、それはいろいろな条件がございしますが、そういう条件に合うかどうかということについて検討をしておるわけでございします。

○鈴切委員 わかりました。いづれにしても法務省設置法の一部を改正する法律案についてはたいした問題点もないように思ひますし、少しそれに関連するいろいろの問題をお聞きしたにとどめておきたい、こう思ひます。

以上をもつて質問を終わります。

○三原委員長 横路孝弘君

○横路委員 前回に引き続いて若干登記協会の問題を初めにお尋ねをしたいと思ひます。この前、質問の直前に、この財団法人登記協会

と東京法務局との間の契約書を見せていただきましたので、十分検討する時間がなかったのですが、これは、あのあと、こちらのほうで十分検討してみたら、大臣、やはりこれは職業安定法に完全に違反してしまふ。大体契約書自身がこれはもう職業安定法の契約書なんです。普通は請負契約書というのは、職業安定法の例の四十四条を抜けるためにうまいぐあいにできているわけですから、これはもうその辺皆さん方専門で、どのようにお考えになったのかわかりませんが、契約書自身が非常に問題があるということで、再度二、三点について詰めていってみたいと思ひます。

労働省のほうのこの職業法の四十四条に関する公権解釈といひますか、行政指導の解釈規定といひますか、あるいはありますが、それによりながら少し皆さんと議論をしてみたいと思ひます。一つは、この契約書の第二条の「作業方法」ということ、つまり「労働者供給事業の禁止」ということで、この労働者供給事業といひますのは、「他人の求めに応じて自分の支配下にある労働者を供給してその用に供させる」ということで、従来やはり脱法行為がずいぶんあるわけですが、そこで職業法の規則の中でこれは四つ要件をきめておつて、その要件のうちの第一号のほうですが、「作業に従事する労働者を、指揮監督するものであること」ということがやはり一つ問題になるわけでありまして。

この前、皆さんのほうでいろいろなことをおっしゃつておりましたけれども、ともかくこの契約書の第二条では、その指揮監督権がそもそも登記協会のほうにやなくて法務局のほうにあるのだというところが明示されているわけですが、この第二条の一項がそうです、さらにこの中では作業員の交代の場合の申し出の規定等もあつて、完全に法務局の指示のもとに人間が使われている。作業自身も、これは区分して、そこだけ請負ですといひます、これは区分して、そこだけ請負ですといひます、この請負をとる作業といひます、申請行為から手渡すまでの作業として、一貫した

一つの流れの作業の中でコピーをとるといふ一部分だけをこの登記協会の職員にやらせているわけでありまして、大体この二条の「職員の指示にしたがひ作業を行なう」ということ自身が、職安法の要件で言うところと完全に違法行為に該当するといふふうに解釈しなされるかと思ふのですけれども、あれから御調査いただいたと思ひますけれども、いかがでございますか。

○廣木説明員 たいだい御指摘の契約書の第二條の一項に「甲の指定する職員の指示にしたがひ作業を行なうものとする」。それから第六項に、「乙は、作業員を交替させるときは、あらかじめその旨を甲に届け出なければならぬ」。このように、契約書の条項を見ると、法務局側で協会の職員を指揮監督しているのではないかと御指摘でございますが、私どものほうとしましては、協会自身がその職員を雇ひ、その協会のほうからこちらに派遣されて作業に臨んでおる、そしてその業務についての指揮監督はすべて協会が主としてやっておるのだといふふうに理解しておるわけでございます。

ただ、御指摘のように、作業について法務局側の指示に従うべきであるとか、あるいは作業員の交替の際にはあらかじめ届け出なければならぬといふふうになつておることは、御存じのうちに、この取り扱ふ簿冊は国民の権利義務に係るもの、非常に重要な簿冊でございますので、そういう簿冊については十分な取り扱い上の注意といふこと。それからいろいろの間違いが起つては、いけませんので、そういう契約の履行のための、履行確保と申しますか、そういう意味で指示もいたしますし、また作業員の交替といふことになりまして、協会の職員だと称して、それ以外の者が来ないとも限りませんので、交替を要するようになるときは、あらかじめ協会の職員のだれそれが来るのであるといふことを告げてもらつて、その人の確認が得られて間違ひのない仕事が行なわれるようにしたい、こゝういふ意味で、私どものほうでは非常に神経質に過ぎるほど考えまして、こゝうい

う条項を盛り込んだわけでございます。

○横路委員 この登記簿本というのは権利義務に關連する仕事ですわね。それを一般の民間人にやらせること自体が大体間違つてゐるわけですよ。この労働省の解釈によると、指揮監督といふのは何か。仕事の割りつけ、技術指導それから出勤状況についての点検、出来高査定など、直接作業の遂行に關連した指揮監督をいふ、そして「注文主の指示が実質的に労働者の作業を指揮監督する程度に強くなると請負業者が労働者を指揮監督してゐる」とはいへないことになる。従来こゝういふ形で行政指導を労働省のほうではやつてきてゐるわけでありまして。

そこで、一つ具体的にお伺ひをしたいと思ひますが、法務局の本局にいま三名この登記協会の職員が行つておられますけれども、この出勤、退勤簿はだれが管理してゐますか。

○廣木説明員 たいだいまの出勤の点は、その派遣されておる三名の者の責任者が、その出てきておる人たちの出勤といふことを管理しておるわけでございます。ただ、契約の履行確保あるいは手数料の支払いといふ点がございまして、そのうち手数料の支払いは、法務局側のほうでもその出退の状況は確認しております。

○横路委員 東京の法務局ですね、ここに三名おるわけですよ。これは出勤簿がどこにあるかといつたら、認証係長のつくえの上にあつて、朝行く認証係長が見ておるわけですよ。実態はそんなんですよ。そしてたとえば欠席が出ますね。電話でもつていきなり欠席といふこともときどきはあつて。そうすると、そこに欠と記入するのはだれが記入するかといつたら、認証係長がやつてゐるわけですよ。だから、契約書ももちろんこれは法律違反ですし、そういう実態そのものもまさにこの契約書のつとめて行なわれてゐるわけですよ。この前皆さん方は、そういうことでお調べになるといふことで、われわれのほうも調べてみたら、少なくともこの本局の場合、認証係長がそういう作業をしてゐる。その辺のところを皆さん方はどの

ようにこの実態をつかまえておるわけですか。

○廣木説明員 たいだいまも申し上げましたように、認証係長のほうで、出てこなかった場合に欠席としておるわけですが、契約の履行が適切に行なわれておるかどうかといふことの確認の一つの手段としてやつておるわけでございまして、来ておる数名の者には、どの出張所においても責任者がございまして、その責任者が、来てゐる人の掌握、あるいは交替を要する場合といふようなことは協会の本部のほうと連絡をとつてやつておる、こゝういふふうにして聞いております。

○横路委員 それは聞いておるだけで、それは違ふんですよ。認証係長が出勤簿、退勤簿をつけて、これを総括係長に回して、総括係長から登記協会に行くようになってゐるんですよ。だからその来る職員の管理を登記協会がやつてゐるのじゃないですよ。皆さん方、ほんとうは認証係長は、こんな仕事は公務の範囲外でしよう。その仕事をやらせて、認証係長がそれを全部掌握して総括係長に回して、総括係長から登記協会にこれをやつてゐるわけですよ。完全に指揮監督を自分の手のうちに置いて行なつてゐるわけですよ。これは仕事の割りつけだつてやつてゐるんですよ。実際に、それから、たとえば「出来高査定等直接作業の遂行」もある。

だから、皆さん方はそういう報告を受けてゐるとおっしゃられるけれども、この前質問したのがいつでしたか、四、五日ぐらい前だったと思ひますけれども、この本局をちよつと当たつて、三人の人たちがどうなつてゐて、どういふぐあひに朝出かけていつて、だれの指図を受けて仕事をして、欠席のときはどういふ扱いをしてゐるかといふことを、もうちよつとちゃんとまじめに調べてもらふねと、これは大臣、職業安定法の四十四条違反といふのは、罰則があるんですよ。懲役一年以下または一万円以下の罰金。これは告発すれば刑事局のほうで民事局を調べなければならぬことになつてゐるんですよ。職業安定法違反なんですから、中野も同じですよ。各地大体同じようなケースです。

この間から五日ぐらいたつて、いろいろお調べをいただいたと思つておつたのですけれども、皆さん方のほうは、そういう報告をするほうも、これは間違つてゐるわけですから、もうちよつとちゃんと調べいただきたい。私たちもその現場でちゃんと調べたわけですから、本局の場合だけは絶対に間違ひないですよ。

○廣木説明員 私のほうで東京法務局に尋ねまして受けた報告は、先ほど申しましたとおりでございます。御指摘の認証係長あるいは総務係長から協会のほうへ申し入れておるといふ点は、結局それだけの所管と申しますか、認証係長としては、窓口で契約の履行上の問題としてこゝういふチェックをし、それを総務係長に報告をしまして、総務係長としては、必要があれば協会のほうへ、こゝういふことのないように今後注意してもらふように、こゝういふ申し入れをしておるといふふうには理解しておるわけでございまして。ただ、その実態が職業安定法違反のような実態があるのかどうかといふ御指摘でございまして、その点については十分に再点検したいと思つております。

○横路委員 大体、職業安定法の四十四条と、それに基つてきまつてゐる要件があるでしょう。この四号の一つ一つに當てはめていつても、皆さんのほうで、権利義務に關する重要な仕事だから作業については指示しなければならぬといふけれども、大体その指示すること自体がここの要件に該当して、いわゆる労働力の提供事業になつて、それはだめなんだ。

〔委員長退席、加藤（陽）委員長代理着席〕それは禁止されてゐることなんです。だから、実態そのもの、あるいは実態に移らなくても、契約書そのものからいつたつて、きょう実は労働省を呼ぼうと思つたけれども、労働省のほうも、法務省がやつてゐることを違法行為だとまさか国会で答弁するわけにもいかぬからかんべんしてくれといふので、実は遠慮したのですよ。ともかくこの第二條を見れば、これは常識的法律解釈をすれば、完全に職安法四十四条の違法行為ですわね。皆

さん方のほうで違法行為だと認めるのは、それはなかなか認めづらいと思うのですけれども、ともかくあとでこれから議論しても、まだまだほかに問題のところもあるのです。

そういう実態ですから、私たちのほうで要求したいのは、こんな形でよそに人を求めることをやめなさい。しかも国がみずからつくった法律に反してこれだけ――法務省というのはいわゆる立場でいけば、私の方でそれは告発したつていいわけですよ、職業安定法違反だから捜査しようよ。刑事局来ているでしょう。調べられますか、皆さん方。刑事局おられますか。

労働者供給事業というのは、大抵前近代的なやり方なんです。一番。だから、この労働者供給事業の禁止なんというのは、実は、近代的な労使関係が成立すると同時にもうなくなった、いわゆる前近代的、封建的、いわばその時代のなごりとして職業安定法の中で規定されているので、実際に行なわれているのは、いまですと、鉄鋼とか造船とか、とりわけ造船あたりのところに多いのでありまして、役所の中で堂々とこんなものがかかり通っていたんじややはり非常にまずいと思うのです。これは大臣どうですか。そうがんばらないで、率直に認められたらいいんじゃないかと思うのですが……。

○田中(伊)国務大臣 無理にがんばろうという考えはないのですが、いやしくも法務省が法規違反の疑いがあるなどという質問をされるようでは、これは困るのです。そこで、すみやかにどういう実態であるのかというのを調査をさせます。大体の答えは、これは契約である。しかし、契約内容を遺憾なく実施してもらうためにはいろいろ注文もせねばならぬ、確認もしておかなければならぬ、こういう立場が法務省の立場でございしますが、その確認のやり方等をめぐって、どうかと思ふようなことがあるとするならば反省を要する。またそれは今後は訂正を要する。誠心誠意、虚心たんかきに調査をいたします。

○横路委員 大臣もまだちょっとおわかりになつていないようです。労働者供給事業というのは、いわゆる労働力の提供ですね。労働者の提供。いわば人夫請負ですよ。この登記協会がやっているのは、いわば、こぼれはちよつと古いことばですが、いわば人夫請負みたいなものなんです。コピーする人間を出してやるというわけでしょう。そして実際は公務員がやらなければならぬ仕事をさせて、一枚コピーしたら幾らというその手数料を払ってやるわけですよ。だから、これはいわゆる仕事を請け負うということと違ふのです。問題は、国の仕事で大事な仕事だから確認しなければならぬとか、何とかかんとか言うけれども、実は、これはケースとしてあるのです。この脱法行為は、だから労働省のほうでもいろんな行政指導をやっておられるのです。よくある、ピンはねをやってやる。山谷あたりでやるようなやつは、よくこれは刑事事件にまでなる、職業安定法違反というの。けつこう多いですよ、この職業安定法違反事件というのは、刑事局わかりますか。職業安定法の違反事件というのは、いまこの四十四条の違反事件に関連して、年間どのくらいあるか。

○鈴木説明員 実は、私も別の問題で本日出てまいりました、この問題についてはまだ初耳でございまして、少し調査の上、お答えさせていただきます。○横路委員 これはまだあるのです。日本のいまの、近代化されたといつてもまだまだそういう点で古いものが残っている中で、ピンはね、特に警察がやるのはピンはねの関係で捜査をして事件になるわけでありまして、そういう意味で、非常に要件というのはいさぎよくきいて、しかも、大体もう従来の二十数年間の積み重ねがありますから、もう明確になつていまして、だから、たとえば作業の指揮監督という問題も、いまいろいろと法務省のほうで、いや確認が必要だからとか何だからとかおっしゃるけれども、その辺のところも、ちゃんと解釈としては、指揮監督権というのは、請け負った会社のほうじゃなくて、

注文主のほうにある、注文主が仕事の割りつけをするようでは、これはもうだめですよ。それは脱法行為になりますよ。あるいは技術的な指導をすることも、これはだめですよ。それから、一生懸命働いているか、なまけておるかという点検ですね。出勤、退勤、欠勤、こういうことをやるのもこれはだめですよ。それはちゃんと請け負った会社がやりなさい。それから出来高、これはコピー一枚やったら幾らということになって、一枚やると九円二十銭ですか、そういうものの査定もやるのはこれはだめですよ、こういうことになっているわけですよ。だからその辺あいまいだから、前にこれは会計検査院で指摘されたことがあるでしょう。どうか千葉のほうで、これができた直後くらいに、つまりそういう実態がそうなんです。もう完全に指揮監督権というのは法務省のほうで持つてやっています。しかも欠勤すると、かわりにだれか。たとえばこれ、中野にあったケースなんですけれども、職員が休むでしょう。そうすると、自分のかわりにだれかさがしてくるわけですよ。そうすると、人頼みの、なかなか見つからないと自分の親や兄弟なんかを頼んで――だれでもできるんですからね、コピーは、大臣だって、いますぐやろうと思えばできるし、これはわれわれだつてできるわけですよ、コピーの仕事は。つまり、だれでもできる仕事なんです。だからそういう意味では契約書自身が違法です。だからそういう意味では契約書だけ直しちゃって終わりということにはならない。

つまり、そういう労働力を提供するということを目的として、こういうような協会をつくつたり会社をつくつたりすることは、これはだめですよ。というのが職業安定法の趣旨なわけですから、どうもその辺のところ、大臣のほう、まだ十分職業安定法の法の趣旨というものを御理解ないようでありまして、ちよこちよこことをいじくる、あそこをいじくるといふことで直る問題じゃない。この前も御答弁いただいた。要するに、人手が足りないからやむを得ずとつていっているんですという御

答弁がありました。そのことは、私たちもよくわかりましたし、きょうは行管の方もお見えになっておりますから伺いしたいと思うのでありますけれども、しかし、違法行為をやつてまで人集めをする、しかもそのために国のお金も出しているわけでしょう。違法行為をやつて、そのために国が金も出すということになれば、そのお金を出すこと自体だつて、これまた問題になるわけですよ。ですから、私が要求したいのは、この登記協会からこういう形でもって人集めをすることをやめさせて、登記協会本来のこの設立の目的に合う仕事をあちらにはさせるというように、ひとつ皆さんのほうで考えていただきたい、そのことを含めて検討していただきたいと思ひます。

○廣木説明員 ただいまお話し、登記協会が労働者供給事業をやっているのではないかと、それを法務省が受けておるのではないかと御指摘でございまして、私も、私どものほうは、協会とこういう契約を結びまして、そういう一部請負、委託をやつておる、また実態もそのようなものであると理解をしておるわけでございまして、契約書あるいはその実態の点に關して、御指摘のような違反の行為があるのではないかと御指摘でございまして、その点は十分に、大臣の御答弁にもございましたように、再点検をしてそういうことのないように是正したいと思つております。

○横路委員 そういうことのないようにと言つたつて、これは是正のしようがないんですよ。なぜならば、いままで議論したのは二号のほうの作業管理の問題でしよう。それじゃ今度は、もう一つのほうの四号のほうの要件ですね。これはこの間私のほうで勉強不十分で大臣にちよつと逃げられてしまいましたが、よく調べてみたら、これには二つの要素があるわけですよ、この第一項の四号には、そうしてその二つのうちの第一は、たとえばこの第二条の二号のほうで「作業に必要な複写機等の器具、物品は甲が提供するもの」とつまり法務局が「提供するものとする」ということで、コピーの用紙から、用液から、機械から全

答弁がありました。そのことは、私たちもよくわかりましたし、きょうは行管の方もお見えになっておりますから伺いしたいと思うのでありますけれども、しかし、違法行為をやつてまで人集めをする、しかもそのために国のお金も出しているわけでしょう。違法行為をやつて、そのために国が金も出すということになれば、そのお金を出すこと自体だつて、これまた問題になるわけですよ。ですから、私が要求したいのは、この登記協会からこういう形でもって人集めをすることをやめさせて、登記協会本来のこの設立の目的に合う仕事をあちらにはさせるというように、ひとつ皆さんのほうで考えていただきたい、そのことを含めて検討していただきたいと思ひます。

部これは法務省が提供する。何をしようとするかといったら、行つてもかくコピーとるだけでしよう、仕事は。そうですね。そうすると、二つの要件のうちの一つのまずいば具体的要件としての物理的要件というのは、まず契約書そのものからいつてはあつてしまふ。そうすると、もう一つのほうは何かという技術的要件ですね。「企画若しくは専門的な技術もしくは専門的な経験を必要とする」。そして大臣、この間、コピーとるのも専門的な技術だ、この御答弁されましたけれども、ここで専門的な技術というのは何かという、「通常学問的な科学知識を有する技術者」とよつて行なわれる技術監督、検査等という、このことになつては何かというわけですね。じゃ専門的な経験というのとは何かという、やはりこれも「作業遂行の実際面において発揮する工法上の監督者の技能、経験をいふ。たとえば作業の実地指導、仕事の順序、割り振り、危害予防等についての指揮監督能力がこれであり、単なる労働者の純率あるいは経験を意味するものではなく、また個々の労働者の有する技能、経験を必要とする作業とはいえないものである」というのが労働省の解釈になつています。そうすると、やはりこれはどう考へてみたつて、このコピーとるのは、さっきの二つの議論を別にしても、この四号のところでもさうもうだめになるということですね。これは労働省の解釈からいへばこうなるでしょう、この要件。

○廣木説明員 たいだいまの規則四号四号の關係であります、私どものほうにございませう。能率機器といふのはいろいろの種類がございまして、しかもいろいろの機械の組み合わせになつております。また謄抄本の交付申請といふのは、非常に大量に一時に参つてくるだけではございませう、それを申請しておられる方が窓口で待つていらつしやるというようなことで、スピードあるいは大量に間違ひのないものをつくりたいということでありまして、まあそれなりに熟練と経験というものが要するというふうに考へております。

また、先ほども申し上げましたように、重要な登記簿冊といふものはバインダーシステムになつておりますので、その中から一枚一枚の必要なコピーを要するものを間違ひなく抜き出して、そしてまた、それを間違ひなく簿冊に済んだあととて返すという作業でございませう。しかも登記簿はただ一つしかございませう、副本といふものがあるいは紛失したりいたしますと、国民の権利義務に重大な關係のあるものであるということから、そういう熟練の点と、そういう重要簿冊を取り扱うに於いての心がまえとか人柄とか資質とか、そういうような点で協会の責任を担つていただいておるわけでございます。

したがつて、なるほどそういう一般的な概念としては、専門的な技術、経験ということについては御指摘のようなどころであらうかと思ひますけれども、そういう私どものほうの仕事の特殊性と申しますか、そういう点から申しまして、この四号の点には触れない実態であらうかと考へております。

○横路委員 そうやつてがねるから、これは議論を続けなければならぬので、それはさうじゃない。個々の労働者の持つてゐる技能や経験を必要とする作業といふのは、こゝでいう専門的な技術とか経験に当たらない、こゝでいう経験になつてゐるわけですよ。だつて皆さん方、新聞で一般募集やつてゐるわけですよ。前は新聞で一般募集ではなくて、その辺の奥さん方ばかり集めて、コピーとる仕事だといつてこれをやらせていたわけでしょう。それはまずいといふことで指摘されて、じゃ新聞で公募だといふことで、登記協会がこれは公募をして集める。足りなくなつたら、さうやつて集めてやつてゐるわけでしょう。だから、休むときに自分が行かなかつたら、自分の親やきょうだいをかわりに出して仕事をやつてゐるところもあるわけですよ。だから、そういう詭弁をおしやつてはだめなんで、もしさうやつ

てがねるなら、これは少し關係の役所いろいろ呼んで聞いて議論しなければならぬということになるわけですよ。コピーとる、こんな仕事をともかく外部委託させてやる。これは行管のほうの合理化で、民間委託なんといふことで、何でもかんでも民間委託やらせればよいといふような形でもつて、実は皆さん方のほうでちよつとその辺の配慮が足りなかつたのではないかといふように思ふのですよ。だから私は、皆さんのほうがこゝういふことをやらざるを得なかつたその背景をよく承知をしておるのですからね。だから、ともかくそこでそんな詭弁を弄して、専門的な技術や経験の仕事なんだ、こゝ言つてがねばならぬで、ともかくこれは大臣が、いま行つたつてすぐできる仕事なんですから、つまり単純な肉体的労働力の提供の業務だといふようにひとつ認めたらどうですか。

○廣木説明員 単純労働力の提供ではないかといふ点で、新聞で一般公募してゐて、それを差し向けておるといふお話でございませうけれども、私どもが、協会、それから東京法務局から聞いておるところでは、そういういろいろの方法で公募はしておりますけれども、もちろんその方々を面接テストをやつて、その上で協会として十分に責任の持つてゐる、それだけの能力と資質のある人を採用し、そういう人いろいろな注意あるいは訓練を施してわれわれのところへ差し向けておるといふふうに理解しておりますので、単純な労働力の提供だとは考へておりません。

○横路委員 じゃ少し詰めて議論しますよ。それではコピーするといふ仕事は専門的な技術に当たりますか。専門的な経験に当たりますか。

○廣木説明員 だれでもできることではないかといふことでございませうけれども、私も実際に教つてやつてみたのですけれども、それになれて、しかも間違ひのないものを出してゐるには相当な経験が要するように感じました。もちろんその前に相当専門技術的な習得といふようなことを十分やらなければできないものだとは思ひませうけれども

も、機械の種類、あるいは機械と機械の組み合わせ、それからそれを非常に能率的に扱ふということになりますと、やはり相当な訓練も必要だと思ひます。

それから、先ほどの繰り込んで恐縮でございませうけれども、一番私どものほうで重要なことだと考へておりますのは、これまで登記簿のファイリ化されております簿冊の一部が紛失したといふような事例がございまして、それも謄抄本の作成の過程で起つた事例があるわけでございます。したがつて、そういうことの間違ひの起こらないように、また不正の入り込む余地のないように配慮していきたい、そういう意味では責任を持つた処理体制ということがぜひ必要であらうと考へております。したがつて、日々これ雇用する賃金職員といふ形でなく、そういうきまつた協会等に責任をもつて人選をし、そういう修練をせよとらつて、間違ひのない、しかもスピーディーに謄抄本の作成ができるようにしていきたいと考へておりますので、単純な労働力だけの提供といふふうには考へておりません。

○横路委員 あなたがかつてに考へるのは、かつてなんですけれども、ともかくいまの御答弁は、専門的な技術には当たらないといふことですね。つまり「学問的な科学知識を有する技術者によつて行なわれる技術監督、検査等」が専門的な技術だ、それには当たらないといふわけでしょう。そうすると、問題は専門的な経験といふわけですね。その専門的な経験といふのは、「専門的な技能を有するいわゆる職人的技能者が作業遂行の実際面において発揮する工法上の監督者の技能、経験をいふ」。つまり「工法上の監督者の技能、経験をいふ」のだ、こゝういふわけですよ。コピーとるということとはさういふことになりませうか。

○廣木説明員 コピーをとるといふその一点にしばりますと、御指摘の、それは単純な労働行為ではないかといふお話かとも思ひますけれども、これは、継続的に長期にわたつてさういふ作業、間違ひのない作業をやつていくといふ点でありま

ばならぬところは改める、こういう考え方で調査検討をしてみたいと思います。

○横路委員　そこで、行政管理庁、来ていますね。先週もちよつと議論したのですが、聞いてみると、とりわけ最近の列島改造論以来、登記業務というもののがすさまじい勢いでどんどん伸びているわけです。そんな意味では、従来の過疎の地域、この辺のところで仕事があんとふえている。それから東京近郊のいわば住宅地として伸びてきているところ、この辺も登記業務というものがすさまじい勢いでどんどん伸びていつているわけです。法務省のほうに聞きますと、定員の要求をかなり大幅に出しながら、純増はもうほんのちよつぱりわずかですね。したがって、そこから、いまちよつと議論を聞いておつていただいたと思いますが、

職業安定法に違反をして、労働力提供の財団法人をつくつて、あるいは労働力を提供してもらつて会社をつくつて、そこから人を回してもらつて仕事をしなければならぬという実態があるわけですよ。ともかく国が法律違反を、こともあろうに法務省が行なつて人集めをしなければならぬという、そういう実態を行管としてはどのようにお考えになつてゐるのか。とりわけこの登記所における人員ですね。二千人程度の要求をしながら純増はわずか百名程度と、毎年何かそのようですね。これは法務省のほうの、皆さん方に対する説明もさうと十分じゃないからこんな結果なんだろうとさう思うのですが、ひとつその辺のところ、こんな違法行為までやつて人集めをやっている実態というものをごさん方のほうでどうお考えになつておるのか、行管の立場からひとつ御答弁いただきたい。

○正田説明員　いま先生のお話の件承っております。御質問にお答え申し上げたいと思いますが、私ども行管といしましては、定員につきましては、政府の基本的な方針で、国民の要請にこたえて業務の能率的な運営ということで、まあ一面抑制という方針に従っているわけでございます。ただ、御指摘にございましたような最近の諸情勢にばききまして、行政需要の増加、あるいは諸種の

変更とか、そういったような事態がございますので、そういったところにつきましては、重点的に査定をいたして増員をはかってきているわけでございます。

先ほどの委託あるいは請負というお話でございますが、行管といたしましては、そういった増員の方針と並行いたしまして、各省に事務の合理化と申しますか、あるいは機械化、そういったようないろいろな手当てがございますが、そういったことによつていろいろな能率化をはかっているだけということも端的に期待を申し上げているわけでありまして。

ただ、伺っておりますと職安法違反という問題があるようでございますが、行管では、当然、職安法あるいは各実体法、そういったものに基づきましての適法な契約等、あるいはそれに基づきましての適正な運営といったことを前提としていたしまして、もちろん精査していただいているわけでございまして、いまの御指摘の点は法務省でもいろいろ御検討されると思います。

本件に關します増員の問題でございますが、私どもは、法務省のほうの毎年度の御説明、あるいは私どものほうの諸情勢の認識から見まして、登記につきましては、率直に申し上げまして最重要の査定方針を持っております。したがって、毎年次のような、登記につきましては、いま先生御指摘の御批判があるかと思ひますが、最も増加の数の高い数字を示していると思うのでござい

ます。とりわけ四十八年度におきましては、私ども登記に最重点を置きまして、従来より以上に増員をはかつておるわけでございまして、今後とも、事態の推移を見まして、法務省ともいろいろ御相談した上で増員について検討してまいりたい、そういうふう存じております。

○横路委員 この前もちょっとここで指摘をしたのですが、職権の更正登記ですね。これは四十七年度で全体で一万二千件あるわけですね。つまり忙しくて職員の人たちが間違つてしまつて登記をす

る。間違つて登記をするから職権で更正登記をし

なければならぬ。これにまた十日とか二十日とか日にちがかかるというんで、これは国民に対してサービスをするという面からいって、人が足りないためにやはり大きな迷惑をかけているわけでありまして。しかも、更正登記をするというのは表に出てくるものでありまして、ちよつと間違えたから、じゃ自分のところでやつちまおう。職権の更正登記は局長の決裁が必要ですが、そうじゃなく、受付にいたる人たちのところでちよつと、ちよこちよこ直してしまふのが実は相当な数このバックにあるわけですよ。そんな意味で、最重点だということおっしゃいます。要求から見ると、ほかの官庁、いろいろ議論してみても、要求と実際ついた人員とがこんなに違う官庁というのはちよつと珍しいんですよ。大臣。これは、皆さんのほうに力がないのか、あるいは行管のほうにきびしいのか、どちらなのかよくわかりませんけれども、大臣どうですか。ともかく人手が足りないということは大抵よく御存じだろつと思ひます。ひとつ皆さんのほうも、もうちよつと真剣に増員の要求をきかんと行管のほうにやつていただきたいと思ひます。その辺のところはいかがですか。

○田中(伊)國務大臣 最善を尽くしたいと思ひます。

○横路委員 それは国の方針もあつてなんですよ。けれども、減らすのは予定どおり減らしても、ふやすほうをひとつ大幅にふやしてもらう。ともかく職権の更正登記の件数がずっとふえてきているわけですね。これは業務量が伸びるに従つて更正しなければならぬものもふえてきているというのを見ておつても、完全に人手が足りない。先ほどお話ししたように、ともかく仕事を委託という

りますから、実際のコピーするだけの単純労働であればならぬという実態になつてきているわけですから、ひとつ行管のほうとしても、その辺の実態を十分考へて来年度はやつていただきたいというように思ひますが、最後にちよつとその辺の行管

の基本的な姿勢だけをお聞かせください。

○正田説明員 法務省からの要求のいろいろの御説明を伺ひましても、職権更正による登記、それから事務のおくれ、そういったところに特に人手不足の重点的な御説明がございましたし、また登記に従事しておられる方々からの直接の御説明を私ども伺ひました機会にも、そういうふうな点を重点的に伺つてきたわけでございまして、査定にあたりまして、十分その面を念頭に置きましてやつたつもりでございますが、御趣旨よくわかりましたので、今後ともいろいろその点御検討させていただきますと思ひます。

○横路委員 行管のほうでございまして。もう一つ、ちよつとこの間の議論の続きをしたのですが、皆さんのほうで四十八年度の登記所の統廃合、この計画だけはもうできていますので、

○廣木説明員 せんだつても民事局長がお答えいたしましたように、登記所の整理統合は、昭和四十五年十二月の閣議了承に始まりまして、四十六年から五十年でやつていくことになつておるわけでございまして。そこで、民事行政審議会というものが法務大臣の諮問機関として設けられまして、一年近くの御審議の結果、昨年九月に御答申がございまして、それによつて、統廃合の一応の基準、事件数と受け入れ庁からの一般交通によるところの時間という一つのメルクマールを基準にしてきめたわけでございまして。しかしながら、実際の現地の実情というのは、事件の量だけでございませんで、質も考えなくちゃならぬ。一般の方々の申請事件なのか、そういう嘱託事件、あるいは土地改良、国土調査、さまざまな事件があるわけでございまして。また交通利便の九十分、六十分という基準も、現地の道路状況、あるいはその便数とかその他もろもろの条件がございまして、その点を十分に検討しなければいけない面がありますし、とりわけ地元の方々の実情というものを無視して、われわれのほうで一方的にきめてこれを押しつけるということは、もちろん避

くべきことでございますので、そういう意味で、四十六年、四十七年あるいは本年の四十八年度につきまして、大体条件の整つたところから順次進めてまいらうということでおるわけでござい

ます。したがひまして、そういう点では、現地在責任をもつて一応の候補庁と申しますか、腹案的なものはそれぞれの局にあるわけでございましてけれども、それについては、地元の市町村長、あるいは地元の関係者の方々といろいろと接触をしながら進めるといふことでございますので、お話のような、全体計画とか、あるいは五カ年計画というふうなもの、すでにできておるといふふうにはま

いらぬわけでございまして。したがひまして、四十八年度につきましてもそのような状況で進めておるわけでございまして、本年度の計画というものはあるのかということになりますと、そういう実情にあるとお答えする以外にはないと思ひます。

○横路委員 この前大體議論しましたから、質問にだけお答えいただければ結構でございますが、四十八年度は何か所目標にしていますか、皆さんは。

○廣木説明員 個々の折衝の経緯につきましては、そのつど報告が上がつてくるわけでございまして。したがつて、私、記憶しておりませんが、そういう意味で、全国五十余りの、沖縄は除きま

すけれども、折衝に入つておるところ、それから今後折衝に入るであろう、いろいろな段階がござい

ますので、現在折衝に入つておるところはどれであり、どれくらいかということとは調べればわかりますけれども、いまこゝには手持ちございませ

法務省案がきまりましたら、これを法制審議会にかけて、法制審議会が結論を出していただいて、その結論に従って国会提出の準備をするという順序になるわけでありまして。いろいろできておると仰せになるが、そのいろいろというのは、一次案、二次案、三次案というふうな、少し内容は変わっておりますが、案はできておる。これを世間さんに発表して聞いていただく段階にはきておりませんが、内部の関係では三次案までできておる、こういうことであります。

○横路委員 私になぜそういう質問をするかという、少年法の改正について、裁判所と皆さん方、法務省というのとは全くコンタクトなく、皆さん方のほうであの要綱をつくって、一週間ぐらいあとにばつと諮問しちゃったわけでしょう。これはもう裁判所が非常に強い不満を持っているわけですよ。そして皆さん方のほうでは、失地回復、ともかく奪われたやつを権利回復だということでもって少年法の改正。まあいまの法制審議会の少年法の部会でやっていますが、そういう前歴、前科があるわけです、あの少年法の改正の諮問のやり方というのは、実際に非行少年を扱ってきた家庭裁判所などの意向というのは、全然コンタクトなしにいきなりばつとやったわけですよ。しかも諮問のやり方も、その少年法の場合も、必要あるかないかということを含めての諮問じゃなくて、皆さん方のほうで要綱をきめられて、これについて賛成なのか反対なのかというふうな諮問のしかたでしよう。いまのお話を聞いていると、どうも今度も案をつくっちゃって、それについていいか悪いか答えよ、こういうふうですね。どうもその辺のところが、われわれ不信感を持たざるを得ないようなままでの取り扱い、やり方なわけですよ。したがって私が要求したのは、その法務省のほうでつくられた案というのを、それは草案ということでけっこうだから、世の中に公表して大いにやはり議論をせよという、議論をするというのとにぜひ御協力をお願いしたいと思うのです。それは一つ一つ詰めて議論すれば、大体のお考え

は明らかにしていただけたらと思えますけれども、きょうはその時間ありませんから……。

そういう少年法についての前歴があるわけでありまして、私のほうはそれを心配しているわけですよ。いきなりばつとつくっていまの近代的な矯正のあり方についての——これは世界のほうがよっぽど先に進んでいます。日本は非常におくれてもたもたしているわけですよ。京都で国際会議をやったときだって、皆さん方そのときには、矯正局案の非常に近代的な案を何かみんなに少しちちらちらつかせたようでありましたけれども、実際にやっている方向というのは、どうもそうじゃないやうなんです。ぜひそれを明らかにしてもらいたいことと、案をつくってまとめてから諮問するという諮問のやり方を、そうじゃなくて、必要性あるかないかということまで含めた形で諮問するやり方だつてあるじゃないか、そうすると作業は早くなりますよ、こういう一点なんですけれども。

○田中(伊)国務大臣 それはあなた熱心におっしゃっていただくので、御意見を聞いて感謝しておるのですが、たとえて言いますと、刑法改正が時間がかかっておる、十年かかっておる。それは案はないのです。刑法はどう改正すべきか、必要があるかどうか、必要あるとするならばいかなる方法で解決をすべきか、案なしで諮問をして時間がかかっておる。これは十年やっておる。間もなくできさうでありますけれども、意外に時間がかかるものですね。それですからもう一つの方法は、案を概略つくって、こういう方向で改正をしたいと思うがいかがですかと、これはわりあい時間短く答申を得られる道なんです。少年法の場合も案をつくっておるのです。十八歳と十九歳を青年層とする、おとなと子供のまじりの処遇をするんだということをやっておるわけですよ。二つのすかといふことを言っておるわけですよ。二つのいき方がある。いずれがいいかという問題でございしますが、案なしで、ただ必要ありやいなや、改正の必要あるとするならばいかに改正すべきかなどということより案をつくったほうが手とり早

い、そういうことでございしますから、それは誤解のないようにしていただきたい。

それから案ができたから見せたいということ。こうしましよ。一刻も早く確信を持った案ができましたら、でき次第ひとつ草案をどより先に国会に見てもらおう、一般世間さまにも見てもらおう、そして大いに世論の光線を当てて意見をうんと承って、これで方針をきめていくようにしていきたい。法制審議会も独善的にやるといふことではございせんから、大いに意見を聞いてもらおうということとは非常にいいことでございしますから、なるべく早く結論を得次第公表しまして御意見を承ることにしたい、そういう方針をとりたいと存じます。

○横路委員 大臣、刑法の改正とか刑事訴訟法とか少年法とかいふのは、これは国民の権利義務に關する非常に大事なことです。民法にしてもそうです。早くやれるからというふうな安易な考え方で、だから法務省の案をつくって諮問するのがい

いんだという考え方は、どうも私、それは大臣のおことばですけれども、納得できぬのです。刑法の改正の作業だつて、これはずうっと長い歴史があるわけでしょう。そんな簡単にばんばん刑法が変つたら、これはたいへんなことなわけですよ。民法だつて同じですよ。こういう国の基本的な法律だから、私は刑法の改正は時間をかけてやっているのはいいと思うんですよ。中身はずいぶん問題がありますから、これはまた法制審議会の結論が出たつて、それからあとまだわれわれも十分議論しなければならぬと思ひますけれども、だから大臣、非常に早くスムーズにいくから案をつくらせてやるんだという考え方は、これは基本的なものの考え方ですから、それはやっぱりちよつと御訂正を願わなければならぬのじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○田中(伊)国務大臣 これはのしりをとらえて仰せになるとさういふふうになるかも知れませんが、そんなことは言つてないのです。諮問のやり方に二つある。たとえば、刑法のごとき案なしで諮問をする場合あり、案を得て諮問をする場合があるのだ、こういう事例を私は言つておるのです。案なしでやるのがいいと言つておるのじゃないのです。それはきわめて簡単なことをいへば、案なしでやるほうが簡単明瞭で法務省は手数がかからぬが、手数がかかるとかからぬとか、早いとかおそいかいふことでものをきめるのじやない。事柄の性質上、その重要性にかんがみて、これは案をつくって諮問をするほうがよからう、これは案なしで諮問をするほうがよからう、これを判断をしていくということでございますので、それはどうぞ御理解をいただきまして、いずれにしてもあなたの仰せになることは私は賛成だ、一刻も早く見ていただいで、公表をいたしまして、そして世論を承ることにしたい、こういう努力をいたします。

○横路委員 監獄法のほうは、ではそういうことで、また機会を見ている議論をしていきたいと思ふのです。

あとで、具体的な事例で少しお尋ねしますけれども、その前にちよつと少年法の問題ですが、これは私、見ておつて、ともかく裁判所、大反対をしているので、法務省のほうの諮問二十七号といわれる先ほど大臣のお答えのあった中身ですね。いまの少年法の改正は法制審議会の少年法部会ではどんな状況になつていますか。

○田中(伊)国務大臣 たしか四十五年の六月であつたかと記憶をいたしますが諮問をいたしました。むろん私の時代ではないわけでありまして、そこで、直ちに翌月の七月から審議を始めまして、今日までに三十一回審議が進んでおります。目下、慎重審議を進めておる段階でございします。

○横路委員 その諮問の形式についてちよつとお尋ねしたいのですが、これは必要があるということとを前提にして諮問をしていますね。そうすると、これに対していろいろな意見があるでしょう。いろいろな意見があつて、たとえば十八、十九というふうな青年層を設けることについては、反対も実務家の間で非常に強いわけですよ。実務家というのは、実際に非行少年を扱ってきた裁判所の中で、

この反対が非常に強いわけですね。そうすると、そういう反対の部分を除いて、適正手続そのほかの面でみんなが一致しているところもあります。弁護士会も一致している。裁判所も法務省も一致している部分もある。そういう点については、これは必要があるというような答申を出すということも、これは全体について必要があるかないかというような諮問の形式ですけれども、それはどうなんですか。かまわないんです。それとも、十八歳、十九歳のところはだめ、あと手続をきちんと保障しようという点についてはよろしいというように、そういう答申が出た場合、皆さん方のほうはそれをどのように解釈されるわけですか。どのように取り扱われるわけですか。

○田中(伊)国務大臣 答申を得べく三十何回かの審議をして、目下慎重に、非常に忙しい人々が多いのですけれども、その委員諸君に非常に熱心にあつておつていただくとおりまして、これの答申の出る前に、こういう答申が出たらこうであらうというところが、少しかた苦しいのでありますけれども、私の口から言にくい。まず公正な答申をしていただいて、それをどう扱うかということをお世論に聞いてみたい、こういう考えを持っておるのであります。こういう答申が出たらこういうふうにとりかかるとも少し言にくい事情でございます。

それから、これはまあ一人一人お考えがあつて、たいへんおもしろくてよいところでございますが、あなたは青年層というのに対してあまり御賛成でないようでございますけれども、昨今の情勢は、先生よく御存じのとおり、少年犯全体としては幾らか減少する傾向で、たいへん喜ぶべき現象でございます。

ところが困った現象は、内容がよくないのです。おもしろからざる凶悪なる犯罪を犯す少年には、十八歳、十九歳がぐんぐん多くなつてきておる。十八歳、十九歳というものはもうおとなにしてしまえという世論は世界的世論です。だから日本だけですね、そう言われるのは、無理だと。どこが

無理なのかというのには、事態に即して言うところと議論ができていくように私たち思うので、すけれども、どうも十八歳、十九歳というものに對してこれを少年扱いにせよという意見が立つておるんですね。

そこで、そういうことでございますので、昨今の少年犯罪の動向から見ても、十八歳、十九歳というものをとおとな扱いにすることはかわいそうだと思つたので、おとなと子供の中間の扱いをしたい、それを青年層というふうになつて取り扱いたい、ということの信念が変わらぬのです、事態に即してみると。そういうことでございますから、これは審議会で審議をしていただいて結論をいただいてからのことでございまして、この考え方は推し進めて、そして御理解をいただくとともに、苦心と努力を払つてみたい。それが国家のためになるのだ、それが世の中の利益になるのだ、また少年犯罪の実態に沿つていかなるのだというふうに、私はいまも考へておるわけでございます。

○横路委員 ちよつと確認しておきますと、そうすると、少年犯罪というのは減つて少年非行も減つてはいるけれども、十八歳、十九歳の凶悪犯というのは減つてない、したがつてそこにこういう新しい制度を設ける必要があるのだといういまの大臣の御答弁、それは間違ひございませんね。

○田中(伊)国務大臣 そういふことも、青年層をどこまでも、反対が多いのに維持していこうという心がけを持つに至る動機の一つになつておる、こういうふうにお聞き取りを願ひます。

○横路委員 ちよつと先に議論がいつてしまつたのですが、いまの諮問の中身ですね。これは改正の必要があるというのを前提にした諮問になつていますね。少年法を改正する必要があるの要綱について意見を賜りたいという形になつていますね。これは少年法部会の中でも、これは実は大臣、議論がたぶんあつたところでして、どうもそれがはつきりしないものですから、私ここで法務省の考え方を聞いているわけなんです、一部

分よろしいという答申というのは、この諮問のやり方からいふと、どういふことになるのですか。大臣でなくともけつこうです。

○安原政府委員 諮問のやり方は、いま御指摘の通り、少年法を改正する必要があると思はれるので、別紙要綱について意見を承りたいというところでございまして、要綱についての意見を承るわけでありまして、部分的にここがい、あそこが悪いということも、部会としての、あるいは審議会の答申としては、理論的にはあり得るわけだと思ひますけれども、すでに横路先生御案内のとおり、この要綱につきましては、中心はやはり、大臣が先ほどから申し上げておられますように、十八歳、十九歳という年長少年を青年として扱う。そして普通の刑事訴訟手続で家裁で処理するといふところに重点があるわけでございまして、さらにその点についてだめだといふような部会の意向であるとするれば、そこであらためて総会にその取り扱ひを尋ねるというか、総会でその点について今後どうするかを決定しなければいけないという意味におきまして、理論的には部分的にいい悪いはありましても、かりに青年層について問題があるといふことであれば、これはやはりその関係において、総会から部会におろされた審議をもつて一度総会に上げて、こういう状況であるといふことで総会で取り扱ひを考へてもらふということにしましては、先ほど大臣が申し上げましたように、その点について何とか苦心と努力を重ねて御理解を得て、そして要綱の性格が法務省の案のとおりになることを期待しておる次第でございます。

○横路委員 大臣、法律の一つの制度というものができて、そう簡単にこれはいじくるべきではない。これはあらゆる制度について言えるわけです。とりわけ少年法というのは、旧少年法はございましてけれども、新しい制度で非常にみんなが苦勞してやつてきて、最近是非行少年が減つて、少年犯罪が減つて、家庭裁判所あたりでも、あるいは皆さん方のほうの少年院のほうでも、ようやくき

ちんとした形で、カウンセラーのほか、その子供の更生というか、立ち直ることにみんなが力を注いでやれるような状況に、ある意味では施設の面でも余裕が出てきて、やれるような体制にいまだんだんなりつつある。ちよつとそのさなかなわけでありまして。

そこで、この少年法の改正について、大臣御承知のように、非常に大きな反対がある。だから少年法部会なんかも、部長をきめるのに投票できるなんというところは、私はあまり聞いたことがないので、たぶんこの少年法部会ぐらいなものじゃないでしょうか。法務省と裁判所とで、とにかく投票をして法務省のほうの勝ち。皆さん方が選んだメンバーで構成されているわけですから、これは勝つのはあたりまえで、そんなことで、初めから非常に大きな対立があるわけなんです。まだできて間がなくて、これからみんなが、おとながいろいろ考へてやらなければならぬときに、あまり急いで、しかも対立のある問題を強行してしまふといふようなことは、やはりこれは将来に禍根を残すことになるのじゃないかと思ひますので、ぜひその辺のところは皆さん方のほうでも、いままでは十分慎重に検討されてきたやうであります。が、ひとつこれからは慎重に検討をお願いしたい。というのは、この間ちよつとある新聞に、少しゆつくり過ぎるので法務省のほうで根回しを始めて、何かだいぶ急いで年内にというやうな記事が出たので、私、実はここでそういう問題を議論するので、せつかく月形少年院、北海道の千歳あたりの少年院だつてひどい施設でありまして、よくやくその施設の面でもよくなるというときに、問題はこれからだということに、根つこのほうを変えてしまつて、法務省の失地回復というやうな次元でもって問題を取り扱つてもらつては困るので、その辺のところは十分慎重にやつていただきたいといふことを、ひとつこれは大臣にお願いしたい。

○田中(伊)国務大臣 まず、重要法案について意見が対立して分かれておるといふ問題でございま

すが、これは刑法改正においても、少年法の改正においても、重要な法案について、まっとうから意見が分かれて花の咲くような議論が展開されるということとは、私は非常にいいことだという考えを持つておるのです。そんなこと言うとなら、省がきげんが悪いかもしれないけれども、しかしながら、これはしっかりと対立した意見が展開されていって一向差しかねないと思ふ。そうして信ずるところをあくまでも堅持して、意見を戦わしてみて、まとまるまでとめていくということが民主主義の理想である、こう考えておるわけです。

それから、先生仰せのような、いまの後段の御意見はたいへんよくわかりました。その方針で、押し切るなどというけしからぬことは考えていきません。局長も申しましたように、誠心誠意、理を尽くして、材料を示して、道理を説いて御協力を願うような時間をかけた努力をしたい。無理は決していたしません。

○横路委員 そのことは、何かだいきびしい激しい部会長の選挙だったようなので、法務省のほうでだいたいあちこち根回しされたようだという、そんなこともちよつと聞いておるんで、非常に新聞記事と相まって心配をしておたものですか、重要な問題なので、ひとつぜひお考えをいただきたいと思ひます。

ここで、もう時間がなくなりましたので……。先ほど大臣、十八歳、十九歳の青年層の非行、特に凶悪犯罪は減っていないというけれども、これは、大臣のほうにお話をしている事務当局のほうの数字がきつと間違っているんで、警察のほうの調査によりますとそうじゃないですから、これはまたあらためて大臣のほうから話を聞いておってください。十八歳、十九歳の凶悪犯といわれるもの、司法統計年報によつてもほとんど減つてきて、とりわけ凶悪犯のほうが減つてくるのです。四十一年度の半分くらいになつています。したがつて、その辺のところもひとつ十分お考えになつていただきたいというふうに思ひます。

それで最後に一つだけ。これは皆さんのほうにお話してありますので……。

岡山刑務所で収容者のぜんそくの患者がなくなつて、どうもその取り扱いが十分じゃないといふので、岡山弁護士会の人権擁護委員会のほうで調べているケースがあるのです。それを私の知り合いの弁護士を通して、ちよつとこういう問題ひいじやないかというので話がありましたので、ちよつとお尋ねしたいと思ふのです。簡単にやりますので、ひとつ簡潔に御答弁いただきたいのです。

吉沢さんというぜんそくでなくなった人、この人のその日の様子でけつこうでございまして、どういふ経過でどういふうがいになつて、皆さんのほうはどのような治療をして、そうしてなくなったのかということとちよつと明らかにしたいなと思ひます。

○長島政府委員 ただいまの仰せの吉沢さんは、三歳のころから小児ぜんそくにかかつておりました、昨年の四月二十七日にこの岡山の刑務所へ入所したわけでありまして、その当日もぜんそくの症状がございまして、すぐ病舎に入れました。その後、一時やよくなりまして、発作がたびたび起こる可能性もございまして関係から、病舎からは出しましたけれども、雑居房に入りました。同房者が数名いたようでございますが、発作等起こつた場合に備へまして雑居房に入れたわけでございます。その後数回発作を起こしておりますが、そのつど医療措置によりましてなおります。

事件の当日は、午前中でございますが、本人が体操をやつておりました。普通に参加して普通であつた。夕方ごろ、六時半から七時半ごろの間といふことでありますけれども、看守に向かつて、きよう何となく発作が起ころうな気分がするといふので、本人がふだんから医者から渡されて使つておりましたメジヘラー・イソをほしいといふことを看守に申し出ました。看守が見ますと、

少しまだそのビンの中に残つておつたようでございますが、これで足りないのかといふことを言いますと、本人は、どうもこれじゃ足らぬと思つた。ぜび新しいのをほしいといふ申し立てがありました。看守から看護士に対してその旨を連絡いたしました。看護士が医者のほうに連絡いたしましたところ、それは渡ししてくれといふので、実は調べたのでありますけれども、あいにく用度課から注文中で、その現物がなかつたやうでございます。そこで、看護士から医者のほうにその事実を連絡いたしました。医者の指示によつて、これにかわる薬として、塩酸エフェドリンとベナ末といふんです。それを調合して、二服、担当看守に渡しております。担当看守に対しては、もし本人が発作症状を起こしそうな状況になればこれを飲ましてくれといふことで看護士から渡ししております。

その後、九時過ぎだと思はれますが、発作症状が少し出てまいりました。看守さんが、そのいま預かつておりました薬を、房に参りまして本人に渡し、本人は水でそれを飲んでおります。それで症状が少しおさまつていたわけでございますが、その後になりまして、午後十時三十分ごろでございまして、症状がまた少し悪くなつてまいりました。それで担当看守のほうから医者のほうに連絡をとつております。で、十一時過ぎでございまして、注射を一つ打つております。十一時二十分ごろにメチルエフェドリンという注射を打つております。

その後やや平靜になつておつたわけでございますが、十二時ちよつと過ぎごろになりまして、その房に表示盤といふのがございまして、表示器が出ておるのを看守が発見しまして、急いで房に参りましたところ、本人の様子を見ておりました同房者が、どうも容体が非常に悪いといふことを申しましたので、直ちにこの看護士のほうに連絡して、看護士から医者に連絡をいたしました。医者が零時二十分ごろに登庁しております。そのときはまだ脈搏もありまして、血圧の反応もございまして、強心剤を注射する、人工呼吸

吸を施す等の措置をとつたわけでございますけれども、残念ながら零時三十分ごろにこの方はなくなつたといふのが大まかな経過でございます。

○横路委員 こまかく議論していくと、その事実経過の中でも、岡山弁護士会の人権擁護委員会を以て調べている中身と若干違ふ点がございます。それは、看守に対する申し出を、雑居房ですら同房者が申し出た経過の、そのなくなる直前の状況、その日の状況が少し違ふやうであります。問題なのは、ただその薬が切れてなくなつてゐるか、お医者さんといふのも――当直医がいるわけじゃないんでしょう。こゝは医者はどういふことになつていますか、この岡山刑務所は。

○長島政府委員 こゝは医者の官舎が刑務所にすぐ接続して二軒ございまして、医務課長ともう一人の医者が泊つております。刑務所自体には、看護士の資格を持った、先ほど申しました看護士が当直で泊つております。

○横路委員 つまり、お医者さんが当直しているわけじゃなくて、刑務所の外におられるわけですね。

○長島政府委員 はい、そうでございます。

○横路委員 その事実の経過の中で、私たちのほうで聞いている話では、ずいぶん申し出を何回もしたけれども、看守が取り次いでくれない。ぜんそくといふのは、私も友人でぜんそくでなくなつたのが一人おるのですけれども、ほんとに苦しい表情で、そばにおつたら、ほんとにすぐ飛んでいって助けてやりたいという気持ちに、これはだれでもなるのが普通なんですけれども、どうもこの岡山刑務所の看守の人たちは、この人が何回も発作を起こしたせいもあるでしょう、まだだいいやぶだ、まだだいいやぶだと言つてゐるうちに、薬の手配をしたときには薬がない。このぜんそくの場合は、とりわけこの薬というのは特効薬で、これを飲むと落ちつくといふやうな状況のやうですね、私も医学的な専門的なことはわかりませんけれども。

〔加藤（陽）委員長代理退席、委員長着席〕

一般の場合と違つてぜんそくの場合はほんとうに薬が必要なやうであります。そんな意味でその体制が十分じゃない。それから医者の方の措置も、医者の話を聞いてみると、なかなかどうも十分に措置をしたみたいじゃなくて問題があるやうであります。

きょうほんとうは時間があれば、ほかの刑務所の医療の問題についても、私のところに、二、三やばり医療体制の問題で、私どもの札幌と、東京のケースと宮城県のほうのケースと、やはり病気になる人についての医療の体制が非常に不十分だというのがあって、ひとつ皆さん方のほうも、法律をいじくるばかりじゃなくて、大臣、ひとつ、この医療の体制のほうも、いま国民全体が医療といふのは不十分な体制ですから、特にそれ以上に十分にせいといふことはなかなかむずかしいと思ふのですけれども、一般並みにはせめてこれを扱う体制をつくつてもらいたい。この場合だつて、薬があればこれは助かつたケースですから、薬がなくて、懲役二年で入つて、刑務所の体制が不備なために死んでしまふといふのはどうも……。しかもこの人なんか、年若い七十幾つのおかあさんが一人おられるだけで、この人に対しては夜中に電報だけ打つて、遺体の引き取りに來いといふので渡してしまつてそれっきりといふことのないので、そんなことで償ひも覚えていふやうでありますから、ひとつその辺のところも含めて、医療の体制についても十分な体制をとるやうに考えていただきたいと思います。

○田中(伊)國務大臣 万全を期して十分注意をさすやうに処置をいたします。

○横路委員 もう時間が少しオーバーしてしまいましたので、私のほうはこれで終わりにいたします。

○三原委員長 中路雅弘君。

○中路委員 きょうは時間が限られていますから、主として司法行政、檢察行政の運営の問題で具体例をあげて御質問したいと思つておりますが、その前にひとつ最初に法務大臣にお聞きして

おきたいのですが、今月の二日の日に公安調査庁の全国の局長会議が行なわれましたね、二日間。新聞の報道で読む限りですけれども、この席上で法務大臣の訓示や公安調査庁長官の訓示があつたわけですが、新聞の報道で、部分的な報道ですが、それで見ますと、法務大臣の訓示の中で、最近共産党が進出してきている、共産党は党勢拡大と民主連合政府の早期樹立を目ざしているといふいろいろお話もあつて、共産党の路線、政策、方針、こゝういったのが国民の中で支持を広げているといふことを特別取り上げられているわけですから、この点、法務大臣のほうの真意を最初に聞きしておきたいと思ひます。

○田中(伊)國務大臣 似たような話ですが、違ふのです。それはいま差し上げましたその原稿、法務大臣の訓示といふのは、いつでも好きなやうにはやらさぬのです。これ読めといふて、私は原稿を読んで演説しないのですけれども、訓示だけ法務省の言つとおり、部下の書きました原稿を目を通しまして、承知したといふことになる、それをそのまゝ読むやうになつていきます。一字も違はずそのまゝ読んだのです、當時も。

それで、もうそれをお読みをいただきましたら、おしかりを受けることにはないのでございますが、一言だけ御説明を申し上げますと、対外の関係と対内の関係を分けて説明をしております。対外関係では中ソの両国の間柄の複雑なからみ合ひといふものがある。国内の関係においては情勢は最近どんな変化があるかといふと、共産党が伸びてきた。伸びてきたのはけしからぬといふ意味じゃないのです。伸びてきた。伸びてきたことが客觀的事実である、こゝういふことです。そしてそういう伸びてきたことだけならば、それはたいへんけつ

こうなこんなんでありますけれども、第一問題がありますのは、共産党が伸びてきたことに危機感を覚えて――私が覚えてたんじゃないのです、右翼が覚えていた。右翼が危機感を感じて、いろいろな動きをとるやうな気配なしとしない。これは今度の日教組の大会でもたいへんにこの傾向を私は案じております。そういう傾向がある。その傾向に対しては慎重な態度、公正な態度でこれを見守り、やつていけば、しっかりとしろよといふことを言つておるのです。ちよつと似ておるけれども違ふでしよう。そういうことでございます。それは差し上げておきます。

○中路委員 私も京都で二十歳まではずっと京都の第一中学校、京都大学ですから、田中さんの演説は学生時代からよく聞いていたのですけれども、真意を確かめておかないと……。

もう一つお尋ねしますけれども、その際に、いまおっしゃつたあとのほうですね。いま読ましていただいたのですけれども、公安調査庁の使命の問題について触れられているわけですから、法務委員会で私たちの同僚議員、特に正森議員が何べん連続していろいろ具体的な事例でお尋ねしているわけですから、その際に法務大臣や川井長官は、不法なことはやらないといふことは繰り返して御答弁でもおっしゃつておるわけですね。これを

読みますと、「公安調査庁の使命は」といふことから述べて、「使命感に徹し」、「実効性のある調査活動を適切かつ慎重に推進し」云々といふ文句があるわけですから、私たちが、公安調査庁そのものが憲法違反の存在だし、あらゆる法律を無視して行なっている非常に不当なものだと思ひますけれども、こゝで使命感に徹して実効性のある調査活動の推進を法務大臣は呼びかけられているわけですが、公安調査庁のこの活動の強化といふ問題は、私たちが法務委員会で取り上げています幾つかの事例、非常に不当な調査のやり方、こゝういった問題と関連して考えますと、この訓示は抽象的な文句ですけれども、やはりこゝで公安調査庁の

活動を強化されるといふことを訓示でやられているのが、そのやうな非常に不当な違法な活動をさらに強化を呼びかけられるといふことになる、これはまたたいへんなことになるので、この点ももう一言はつきりお聞きしておきたいと思ひます。

○田中(伊)國務大臣 たいへんに申し上げにくいことですが、私は思つておるとおりにものを言つといふ癖のある男で、遠慮がないのでござい

ます。そういうところからちよつと申し上げますと、どうも公安調査庁を皆さんお憎みになる。けれども、違法ではないか、不法ではないかといふことは出てくる。はなはだしくは、スパイじゃないか。スパイに似たやうな行為をしておるかもしれぬけれども、どこに根拠をもつてやつておるのかといふと、これは私一流のものの言ひ方なのですけれども、破壊活動防止法に基礎を持つてやつておるのだといふことです。法律に基礎を持つて国家機関がやつておるのだぞ、何が一体スパイだ、そういうことはあるのかといふやうに、私は口では言わぬけれども、胸の中でぐつと来ておるわけです。

そこで私が言うのは、そういう破壊法という法律に御反対であつたにしても、法律が成立したら、成立をした法律に対してえりを正す、この考え方が民主主義、議会主義といふものを守る上から大事なことです。それを守つてもらいたいといふことになると、私に一つの言ひ分がある。スパイ活動じゃないか、おまえ違法、不法なことをやつておるじゃないかと仰せになる前に、破壊法を廃止しない、破壊法を生きて有効に残しておいて何を言つておるのだ、その破壊法に基づく権限によつて調査活動をしておる、どこが悪い、こゝういふことを私は言ひたい。そこで、こゝういふ意味から私がこの間訓辭をいたしました上で、それを、書いたものを読みながら、意識的に私は言ったのでありますけれども、使命感に徹しない、だれがどんな罵倒をしても、どんなに攻撃を受け

でもびくびくするな、おれは国会がおきめになつた国家の法律に基づいて調査をしておるのだというこの大切な使命感を徹底せよ、大臣がついてるという意味を言っておるわけなのです。

そういう趣旨でございます。決して、いま先生が、ちよつとあちらこちらをつなぎ合わせて、おかしいじゃないかと仰せになるのですが、そんなことを私は言つたわけじゃないのです。それはどうぞひとつ御理解をいただきたいと思うのです。

○中路委員 この場所では公安調査庁の問題をきょうは論議するつもりではありませんのであれですけれども、やはり憲法で、思想、信仰、言論、結社、この問題の自由はつきりと保障されていまして、これを侵害するということについては憲法の問題ですから、破防法に基づくといふことでは、いまだけども、その事前調査といふことで、文字どおりスパイや謀略にひついたりいふ調査がもしやられてゐるとすれば、これは非常に不当なことでありまして、この点については具体的にいろいろの事例で法務委員会やつていますから、きょうはこの訓辭について大臣の真意だけを二応お尋ねしておきたいと思つたので、とどめ

ます。

きょうお尋ねしたいのは、幾つかの警察行政の事例がありますけれども、時間の関係で一つだけ取り上げてお尋ねしていきたく思ふのです。それは、いまの司法行政や警察行政が正しく運営されていらないのではないかという点でお伺いしたいのですが、きょう取り上げたいのは、かつて、たしか四十五年の秋の第六十三国会でも林百郎議員

が取り上げまして、また参議院で小笠原貞子議員が、あるいは他の党の議員も取り上げまして、当時大きな社会問題になりました欠陥車をめぐるといふ問題についてお尋ねしていきたく思ふのですが、当時、林議員がホンダN三六〇の持つておる操縦性、安定性の欠如による悲惨な事故が多発しているといふことを取り上げました。蛇行や横ゆれですね、こういうことから事故が相次いで、当時でも死者四十名、重軽傷者百十四名、わかつてゐるだけで

です。その事例も指摘しました。九十一件の事故例をあげて、いろいろ論議をしたわけですから、欠陥の疑いが非常に濃いつから、この車の高速運転の停止や、あるいは型式指定の取り消し、欠陥車の回収を運輸省に要求しました。

また、このN三六〇の欠陥問題については、当時、事故の被害者から本田技研の社長本田宗一郎氏を相手取つて、未必の故意の殺人といふことで刑事訴訟も起こされたわけですから、これもよく御存じだと思ひますが、この刑事訴訟については不起訴処分になつてゐますが、いすれにしてもこのN三六〇の問題といふのは、その後大きな問題になり、またその後日本ユーザーユニオン事件といふ形で発展をしていま係争中になつてゐます。

私は、係争中の問題ですから、このユーザーユニオン事件の係争中の問題については、きょうここでお尋ねするといふことは控えたいと思ふのですが、この問題と関連して、司法行政あるいは警察行政といふ問題にしばつて二、三お尋ねしたいと思ひます。

この四十五年に、先ほどお話ししました本田宗一郎氏が、未必の故意の殺人で告訴されてから、このN三六〇の欠陥性の問題をめぐつて、地検が東大の生産技術研究所の巨理教授に依頼して鑑定を行つたわけですから、当時、このきつかけになつたのは、京都市の国道一号で起きた本田技研工業のN三六〇の衝突事故を捜査してゐる東京地検の捜査部が、事故が同車の構造の欠陥によるものかどうかの鑑定を巨理教授に依頼したわけですから、この鑑定書については私たちがこの国会の初めに資料要求をしてゐました。しかし、これは提出できないといふことで、私たちがまだこの鑑定書については見てゐないわけですから、鑑定書の内容がどういふ内容だといふことは、大要については朝日新聞等に相当詳しく出てゐますけれども、鑑定書そのものは私たちが見てゐない。その点で私は最初に、ここであらためてこの巨理教授の鑑定書を提出していただきたいと思ふのですが、この点は提出していただけますかどうか、最初に

お尋ねしたい。

○安原政府委員 中路先生御指摘のとおり、ホンダN三六〇についての告訴事件に関連いたしました、東京地検がいま御指摘の巨理教授に、欠陥車の問題につきまして鑑定を依頼したことは事実であり、鑑定の回答があつたことも事実でございまして、ただいま御指摘のとおり、ユーザーユニオンに關しまして安倍弁護士外一名の恐喝事件が係属中で、東京地裁におきまして二十九回の公判を重ねておるわけでありまして、この公判における恐喝事件の犯罪の犯意の立証とか、あるいは犯罪の情状、犯罪の成立といふことにこの鑑定書の内容が関係を持つものでございまして、ただいま公判係属中でございましてゆゑに、公判審理の運営を阻害しないといふ意味において提出を御勸告願ひたいといふことで、先日來お断わりをしてゐる次第でございまして。

○中路委員 この鑑定書については、この欠陥車に關連して民事訴訟を起してゐる人たちの間からも、鑑定書の公表について要求が幾つか出てゐるといふことを聞いていますけれども、この鑑定書の提出あるいは開示を求めているのは、全国で民事訴訟と關連してほかにどのくらい出ているのか、もしおわかりになりましたらそれもお尋ねしたいと思ひます。

○安原政府委員 刑事局長という職分から、申し上げてお尋ねしますが、民事訴訟の件数については存じません。

○中路委員 昭和四十六年の五月二十日に第百四十三司法協議会二十日付の議事要録を讀みます。

「交通事故事件等の不起訴記録閲覧に関する件」といふ事業に対する東京地検の高瀬次席検事の回答が出てゐますが、これによりまして、一部読みますと、「刑事訴訟法第四十七条で原則として非公開であります。現在民事事件に關しては裁判所からのとりよせの嘱託があつたときは、不起訴記録によらなければ立証困難で、しかも公益上の必要があると思われる場合にのみ、応じております。またこれにともない不起訴記録とりよせを申

請する場合はとりよせの書類を特定した上、当該事件について立証困難な理由と同時に公益上の必要性をより具体的に摘示していただきたいと存じます」となつてゐますけれども、この巨理鑑定といふのは、当然ここでいわれているものの対象になる鑑定書だと思ふのですが、最初お話ししたように、京都の事故、ホンダN三六〇の刑事問題になつて、それは不起訴になりましたけれども、それに關連して鑑定を依頼されて出された鑑定書です。他の民事訴訟の人たちから、私の聞いてゐるところでは、幾つかこの鑑定書の公表を求められてゐるといふ問題ですから、この巨理鑑定については当然提出していただきたい、公表していただきたいと思ふのです。もう一度お尋ねしますが、いまだユーザーの事件の關連でお話がありましたけれども、この鑑定書そのものがユーザーの問題といふのじやなくて、いまお話ししました四十五年の京都の衝突事故、これに關連して東京地検が巨理教授に依頼された問題ですから……。

○安原政府委員 中路先生御指摘のとおり、当時の東京地検次席検事がお答えしたとおりでございまして、民事裁判といふ公益上の要請に沿つたため、できる限り協力をすべきであるといふことは、檢察庁といへども当然のことであるといふので、先ほど申し上げましたように、本来は非公開のものを、それがなければ立証が困難であるといふような場合には、特定をして提出をする、協力をするといふことにしておるわけでありまして、なおその点につきまして、本件も、御指摘のとおり、ホンダN三六〇号、昭和四十五年八月ごろの告訴に關連してできた鑑定書でございまして、当然にその当該事件の不起訴記録の一部をなすものであることも御指摘のとおりでございまして。しかしながら、先ほど申し上げましたように、別件のユーザーユニオンの恐喝事件といふ刑事事件も、やはりホンダN三六〇号の欠陥性を契機として恐喝事件が起つたといふことでございまして、当該事件に關連してつくつた鑑定書でございまして、けれども、やはり刑事裁判の運営上、今度の恐喝に

関する犯罪の整理に重要な関係を持つ鑑定書でもございまして、刑事裁判の運営の關係からいって、現段階においては提出を「かんべん願いたい、こう申し上げておるわけでございまして、あくまでも鑑定は刑事事件のためにつくられたものでございまして、いまの民事裁判の公益上の要請と刑事裁判の要請との比較考量の上におきまして、現在においては、刑事裁判のためにつくられた鑑定書を刑事裁判のためにまず利用する、あるいは運営するということにプライオリティーを置いていただきたいという観点から、現段階においては提出が困難でございまして申し上げておる次第でございまして。

○中略委員 この巨理鑑定というのは国費を使っているわけですね。先ほど読みました地検の次席検事の、いま読み上げたような回答もあるわけですし、ここでいわれているのは、一つは公益性という点、これを非常に強調しているわけですね。そういうまきに公益性という点でいえば、皆さんも存じのように、このN三六〇による事故というのは、被害者は、私たちの調べたところでもわかっていただいても三百六十二名、死亡が五十六名、重傷百六名、軽傷百三十七名、あるいは物損十四件というふうに非常に多い。これは四十三年から四十五年の三年間のことですが、また、ユーザユニオンに集められている四十六年九月ごろまでの事件でも、何百件とあるわけですね。しかも大体使用しているだろうと思われるものでも、八十万人に近いといわれる人たちがドライバールとしてこれを使用している。公益性という点では最も重要なあれを持っているわけですから、いま、刑事事件の問題で鑑定を依頼したのだから、使用するのだからということだけで、これだけ重要な大きな社会問題になっている、しかも公益性からいえば大きな問題ですが、それについての、車の欠陥性、構造の欠陥についての鑑定、それも国費を使って教授に依頼したわけですから、これを提出できない、公表できないというのは非常に私は納得できないわけですね。もう一度この点は、

これだけの大きな事故が相次いでいるわけですから、しかもその車を使用している人たちが何十万という問題ですから、この巨理教授の鑑定の公表という問題は、当然公益性という点からいってもやられるべきではないか。この裁判があとどれくらい続くか、一年経つか二年経つかとなれば、その間にこのホンダN三六〇というのはあと二年くらいで寿命が変わっていくのではありませんか。その間押えておくということになれば、明らかに企業をそういう点で擁護していくという以外にないわけですね。一般の新聞でも、この鑑定の内容についてはほぼ紹介されています。あとで読んでもいいですが、この鑑定が紹介されれば、これが大衆向きにどれだけ大きな欠陥を持っているかという点は明らかなんです。そういう点では、押えている、隠しているということも言われてもしょうがないのではないかと私は思うのですけれども、この点について、大臣、いまお聞きになっていて、これを私たちに提出していただくという問題についてはどうですか。

○安原政府委員 まず私から重ね重ねでございしますが、決して押えているということではなく、現段階においては訴訟進行中であるので、しばらくはお待ち願いたいということとございまして、おことばを返すようでございますが、ホンダN三六〇号は、巨理鑑定でなくては欠陥の立証ができないものかどうか、これが最後の立証手段であるかという点についても私ども不案内でございまして、現段階においては出せないということと重ねてお答え申し上げます。

○中略委員 たしか裁判所のほうから提出を求められているわけですね。要求があるにかかわらず提出されていない。その理由はどういうことですか。

○安原政府委員 提出命令というのは、現に係属中の刑事裁判所からの提出命令ということであれば、そういう事実はないと承知しておりますが……。

○中略委員 朝日新聞によりますと、この巨理

教授の鑑定の要点が出ていますけれども、特にこのN三六〇の特性として、走行中にハンドルを切ると非常にロール角も傾く。角度でいいますと普通の車と比べものにならない。それから普通の車は、ハンドルを切る角度を一定にして高速で四周走行すると大回りになるわけですが、これは内側への回り込みが非常に大きいということ、衝突などを避けようとしてハンドルを切つてブレーキをかけると、予想以上に内側に急カーブするという傾向や、あるいは普通の車は、走行中に車のハンドルを軽く回して手を放すと、左右の蛇行が自然におさまる、直進する設計になっているけれども、N三六〇の場合はこのふたつがございまして、それがまた極端に弱くて、八十キロ以上のスピードが出ているときはもとに戻らないというふうなことも、この巨理鑑定の中で述べられていて、この車の運動特性をのみに込めないで、N三六〇を運転する場合に非常に安定性に問題があつて、大衆車として不向きであるということとをこの鑑定は述べておるといことを、この朝日新聞は報道しているわけですね。

それからもう一つお尋ねしますけれども、同じこの巨理教授に鑑定を依頼したのと合せて、東京地検が同じくこの問題で鑑定を、自動車の研究所で、谷田部でやはりテストをやられておりますけれども、この結果はどういうように扱われているのですか。

○安原政府委員 同じくホンダN三六〇につきまして、御指摘のように、運輸省交通安全部の自動車安全研究室長石川健三郎氏にも東京地検が鑑定を嘱託して、その回答を得ておりますが、これにつきましても、先ほどの巨理教授の鑑定と同じように扱われるものと考えております。

○中略委員 いまお話ししましたように、いままで蛇行して衝突、転覆というのは、私も最近調べてみますと、このホンダN三六〇の事故がほとんどなんです。しかも、いままでこれだけの事故があつただけではなくて、ごく最近の新聞

で少し調べてみましたけれども、昨日資料要求をしましてきょう出ていますが、最近では、たとえば四十八年の四月三日に、午前二時ですが、東京の足立区千住大橋で起きたやはりこのホンダの例がありますが、これは二人即死、一人が三ヶ月、一人が一カ月の重傷ということになっております。これはちょうど衝突するときに警視庁のバトカーがうしろを走っておったものですから、バトカー自身が蛇行したのを見ておるといような事件です。トラックをよけようとしてハンドルを右に切つてまた対向車とぶつかるといような事故ですけれども、この事故だけではなくて、きょう資料をいただきましたそのあと、五件についての、最近のホンダN三六〇あるいはその改良の車の事故について資料要求をしまして、非常に簡単な資料しか出ておりませんが、原因というところを見ますと、たとえばこれは静岡県奥の県道で起きた事故です。これも皆さんの書かれた簡単なものでも、原因に「約六十キロで運転中、左に寄り過ぎ、右ハンドルを切つたところ、安定を失い、右側路外一・五メートルに転落」ということですね。原因が書かれております。原因が書いてないものもありまして、原因の書いてあるのは、ほとんどこういう共通の問題が原因になっているわけですね。けれども、私は、いままでこれだけの問題があつたというだけではなくて、現在もこのホンダN三六〇に関する自動車事故というのは、ほとんど横ゆれとか蛇行とか、とまらないとか、こういう問題が起きています。

私はこれは非常に関心の大きい問題ですね。これについての、しかも国が鑑定を依頼したその鑑定書をあくまで公表しない。しかも鑑定の内容は、一部の新聞でも、いまお話ししたように出ていますように、これは非常に大衆車として欠陥があるという鑑定の内容だということも、すでに新聞に出ていたわけですね。私たちはこの問題を論議する場合に、この鑑定書を提出してもらわないと、この問題が十分論議ができないんじゃないかと思うのですが、一刑事

事件の途中だ、係争中だ、これに関連するということ、あくまでこれを出されたいというのは、私は、社会正義の立場から見ても非常に不当じゃないか。手続のことを、こまかいことを私は言っているわけじゃなくて、これだけ社会的にこの問題が大きい問題になり、これが車の構造的な欠陥じゃないかということが多くいわれている中の問題ですから、やはりこれは公表するべきではないか。少なくともこの国会の審議の中では提出をしないでいただきたいというふうに重ねて思うのですが、大臣のお考えはどうですか。

○田中伊国務大臣 御説明を承りまして、私、先生のお説のとおり、何とかこれは提出ができぬものかという感じを持つわけでございます。非常に重要なことをおっしゃっておる。ところが、これの提出は、行政府が国会に提出したということになるんですね。そこで、裁判進行中のじやまになる。なるかならぬかわからぬが、なるおそれのある重要な鑑定書を行政府が国会に提出をした、まあこういうことになるわけで、ここがひっかかるのです。裁判の公正を害しないようにやるということで、二つの要件がある。それは一般の言論機関、一般の学者がお出しになることは一向差しつかえないのでありますけれども、内閣総理大臣以下の行政府、議長以下の両院の議員、この立法院と行政府の両面のは、係属中の司法の独立というものに協力しなければならぬ、これが、大げさなことを使いますと、憲法の三権分立という上の原則でございます。この原則はどこまでも守らなければならぬ。どんな事情があつても守らなければならぬということが行政府のためである、こう考えます。この点は、お説を承りますと、いま社会正義というおことばがありました。が、まことにこれは社会正義のために提出したいものである。しかしながら、残念ながら憲法の司法独立の大原則の精神に照らせば、これは公判中のものは遠慮をしなければならぬ、こういうことでいま刑事局長が答弁しておられるわけですが、私がいけないぞということをおっしゃるわけでは

います。どうぞその点に御理解をいただきたいと思ひます。

○中路委員 この問題については、たとえばこのN三六〇の発売直後に、一つの例でありますけれども、「モーターファン」という雑誌で、いまお話ししました巨理教授や、あるいは東大の平尾教授、東京工業大学の名誉教授をしておられる、日本自動車研究所長だと思ひますが、近藤政市教授ですね、こういう人たちが座談会をやっています。六七年の六月号ですけれども、この座談会の中でも、すでに、このN三六〇というのがカーブでのロール率が非常に大き過ぎるという。横ゆれですね。そういうことや、あるいはふらつきの問題、あるいはよるめきもとに戻らないという非常に不安定な問題ですね。そういう問題についてはこの座談会でも指摘をされている。巨理鑑定の内容についてもすでにこの時期から指摘をされている。そしてこのときも出ていますけれども、たとえば蛇行するとガソリンのキャップが飛んじやうそうです。よく飛ぶ。だからこのN三六〇の事故で焼死事件というのが多いんですね。これはキャップが飛んでガソリンを浴びるということがあつた。あつた点で非常に手が抜かれていたということ。が、こういうところでもわかるわけですし、先ほど大臣からそういう答弁があらますけれども、いままでの事情、これだけN三六〇で事故が多発をし、また現在も起きているという中で、これが車の構造的な欠陥にあるんじゃないか、そういう点で多くの指摘もある。それを、国が費用をかけて依頼した鑑定を、裁判の關係があるからということとで出されたいということ、どうしても納得できないのです。社会的に見て、これは八十万近く使っているわけですから、そのドライバーにとつても非常に大きな関心事であるわけですね。私、いまいろいろお話しになりましたけれども、何らかの方法でこれを提出あるいは公表することが必要なんじゃないかということをお繰り返す。お願いしたいわけですが、これも裁判が区切りがついてからということになれば、いまお話しした

ように、裁判はいつごろになるかわかりませんけれども、見ると、いま問題になっているホンダN三六〇の車がちょうどなくなる時期なんですね。それから公表されても、それは終わりですから、客観的に見れば、企業を擁護している、これを公表しないということだけで企業をずつと擁護されているという結果にならざるを得ない。その点では警察と非常に一体になっているんじゃないかというように疑いさえ、世間では、いまのお話とすれば疑問を持つのは当然のことですね。大臣がいかに三権分立のお話をされても、そういうことじや納得できないと思ひますね、こういう事態は。

そういう点で私は、もう一度この公表については強く要求したいと思ひますが、じや、もう少しこれに関する問題でお尋ねしていきたいのですが、警察庁にお聞きしたいのですが、私たちが新聞で調べた最近の六件のホンダN三六〇に関する死亡事故、衝突事故について資料要求しましたが、皆さんが出された資料を見ても、先ほどお話ししたように、指摘されているこの車の構造的な欠陥ですね、これに非常に関連があるんじゃないかと、原因のところを見ますと思はれる点が多いのですが、私たちが資料要求した以外に、N三六〇に関連した事故を起こした例というのは、その他に警察がつかんでおられますか、どうか、この点も新聞の中で最近の事例で見たのですが、それ以外にもあるのかどうか、ちょっとお聞きしておきたいと思ひますが、おわかりになりますか。

○加野説明員 先生から御要求のあつた六件について資料を差し上げたわけではございまして、あとホンダN三六〇がどれほど事故に關与しているかという数字は把握いたしておりません。

○中路委員 その原因についてもぜひ一度調べてみていただきたい。原因を見ますと大体共通した問題が起きているわけですから、お聞きしたいのですが、いまお話ししましたように、この

N三六〇に關して、欠陥に基づく事故じゃないかという疑いを持つ例が多発しているわけですが、運輸省の皆さんは、この巨理鑑定というのは御存じですか、内容について。

○飯塚説明員 私どものほうは、この内容については存じておりません。

○中路委員 それはしかしおかしな感じがしないですか。それは、いまお話ししました自動車ですね、運輸省の交通安全公害研究所がテストを谷田部でやりましたね。この結果については御存じですか。

○飯塚説明員 この交通安全公害研究所に対する鑑定方につきましては、これは東京地方検察庁が独自に、訴訟を係属中におきまして鑑定を依頼されたものというところでございまして、行政部門の私どものほうは、新聞等ではその記事を存じておりますが正式には存じておりません。

○中路委員 新聞に相当大きく報道されておるわけですね、いまの谷田部のテストについても、これも一部読みます。このテストで、「テスト中のN360が蛇行のすえコースを走らせてヤブの中に飛込んだのをはじめ、不安定さが目立ち、関係者の話を総合すると設計に欠陥があつたのではないかとみられる。クロスの容疑がかなり濃くなった」というのが見出しで、そのテストの内容についていろいろ詳しく触れています。このやぶの中に突っ込んだというのは、石川さんという研究所の自動車安全研究室長が自分運転をして、蛇行がひどくなつてやぶの中に突っ込んでおるといふ事実も新聞報道であるわけですが、運輸省の皆さんは巨理鑑定も見ていない。内容も知っていない。また、運輸省の交通安全公害研究所でやつた谷田部のテストについても、一般の新聞でも全部これだけ大きく報道されています。私が持つてきておる。しかもその中でも、これが車の構造的な欠陥があるのじゃないかという疑いが濃いということも報道されておるわけですね。巨理鑑定についても、大衆車として不向きだということも書いてあるんだということも新聞に報道されておる。そうだとすれば、運輸省としても当然この本田技研に

対して、少なくともこういう問題が出ておるわけですから、行政指導として何らかの指導も必要になつてくると思ふのです。もちろん、地検の直接の依頼による鑑定にしろ、これだけ社会にも報道されておるわけですね。それについて、運輸省として本田技研に対して何らかの行政指導もされていいないかとすれば、やはりそれは非常に大きな怠慢じやないかと私は思うのですけれども、運輸省として、本田技研に対してこの問題についてどのような指導が行なわれてきたのですか。

○飯塚説明員 ホンダのN三六〇の車につきましては、構造変更等の手続はその後何回かなされておりますけれども、行政指導とか、そういうことについては特にしておりません。それで、この問題につきましては、高速走行時における操縦性、安定性と申しますのは、高速走行時でございまして、この評価方法というのは非常にむずかしい問題でございまして、この点につきましては、昨年の九月に今後の自動車の安全基準の長期規制計画というふうなものを運輸技術審議会の答申で私どものほうで作成しておりますけれども、その内容の中には、一般の車につきましては、旋回性能とか、あるいはスラロームとか、そういうようなものにつきましては、昭和四十八年、昭和四十九年には何とかその評価方法を確立して審査方法にアプライしたい、そしてそれ以上の操縦性、安定性の諸項目につきましては、その後、昭和四十九年から昭和五十一年ぐらまでの間に車種別に評価方法を確立して審査方法の中に入れていこうというふうに思っております。諸外国の規定もこれは調査いたしましたけれども、この辺のところは、運輸省の技量、車の整備状況、あるいは道路の状況とか、そういうふうなことがからみましてこの評価というふうなものが非常にむずかしくて、現在、世界各国とも、そういうものの評価方法というふうなものは規制してはいないという状況でございまして、現在のところではそのような状況でござい

○中路委員 私は、ほんとうに人命を尊重してい

くという行政の立場から見れば、運輸省の皆さん方も、これだけこの問題についていろいろ報道もされておるわけですから、自分たちのほうに依頼した鑑定でないというにしても、当然本田技研に対するいろいろな行政的な指導があつてしかるべきじやないかというふうに思ひますけれども、法務省の大臣も、互理鑑定をいま公表できないのだというお話です。これは、先ほど読みました地検の次席検事の回答から見ても、こういう司法、検察行政でよいのかという感じをいま深くするわけですが、事故が非常に多い、しかも現在もなお事故が起きているという状態の中で、このような事故を防止し人命を守るという立場に立つ司法行政、検察行政をほんとうにやっていくということになれば、当然いまだ多発している事故の解明の重大なかきをこの鑑定書が握っているわけですから、N三六〇の互理教授の鑑定を提出をして公表をして、これについての行政的な指導というものの強化をやはりすべきじやないかというふうに思ひます。その点では、いまの司法行政のこういう問題の扱い方。先ほど言いましたように、社会正義という立場から見ると問題についてやはり大きな問題があるんじゃないかと思ひます。きょうすぐ御返事はいただけないかもしれせんけれども、私は大臣にお願いしたいのですけれども、鑑定を依頼したのが二つとも、いま言いましたように、一般の新聞でもすでにその一部は報道されている。大きな関心が持たれている問題ですから、この点については明確にすべきではないかというふうに思ふのです。

もう一つ続いておりますけれども、いまお話ししました谷田部のテストの問題ですが、四十五年に地検の本田宗一郎氏に対する告訴が、先ほど言いましたように不起訴になりましたけれども、あつた際に、茨城県の谷田部でやはり同じようにN三六〇のテストを行なうということになつた際に、このテストの車を、この新聞の報道でも出ておりますが、和歌山県の国道で蛇行の末たんばに突つ込んで四人重軽傷の事故を起こした和歌

山県のすし屋経営の中野信行さんの車の提供を受けて、これをテスト車としてやられたわけですが、この谷田部のテスト場へ車を運ぶ際に、中野さんの車をとりこんでいくのが本田技研の子会社である、陸送をやっているホンダエクスプレスという会社がとりこんでいっています。そしてこの陸送車に検察事務官で内藤という人が同乗しているということも聞いています。これはおわかりになっていいますか。事実ですか。

○安原政府委員 不敏にして存じません。
○中路委員 もう一つお尋ねしますが、検察庁がこの中野氏にテスト車として車を提供してもらうという際に、当然ですがテスト中代車を提供したわけですね。この代車が本田技研の社長の本田宗一郎氏の名義の代車を地検が提供している。そして本田氏と中野氏の間に代車の貸借に関する契約が結ばれたということも聞いています。これは、これについてもお聞きですか。あるいは事実ですか。
○安原政府委員 申しわけございませんが、同様に存じません。
○中路委員 その際、本田氏はこの代車を無料で出したということもいわれているわけですが、いま二、三お聞きしたことに御存じないようですけれども、私は事実を至急調べていただきたい。非常におかしな話だと思ふんですね。本田のN三六〇の車に構造的な欠陥があるんじゃないか、このテストを地検がやるのに、和歌山の中野さんから車の提供を受けたその代車を本田技研の社長——本田技研の社長といえは告訴されている当人ですね。その当人の名義、いわば客疑者である本田さんの子会社の陸送車を使って、地検の事務官まで同乗して持ってくる。しかもこの代車を検察庁は本田さんから提供を受けて中野氏に渡し

いわれるわけですし、こういうことで正しい司法行政や検察行政ができるはずがないと思ふのです。
いま事実をよく知ってないとおっしゃいましたが、私も、私がいま話したのは事実です。代車をとりこんだのも調べましたけれども、その提供された車をとりこんでいく場合に本田技研の陸送の車でとりこんでいく、検察事務官がそれに乗っていく、しかも代車は本田氏の、社長の名義の車をもらつて中野氏に渡す。これでは、先ほど言いましたように、もう検察のほうは企業と一体なんだということをおいわれても、この事実だけでも弁解しようがないと思ふんですね。

事実をこれから調べてからというお話ですが、私も、こういう問題について、司法行政、検察行政をほんとうに国民の疑惑を取り除いてやっていくという立場から見ても、いま一、二の例をあげましたけれども、こういうことはやはり絶対にやつてはならないことだと思ふのですが、大臣はどういうお考えですか。
○田中(伊)國務大臣 あり得べからざることだと信じてますが、事実の有無を調査します。
○中路委員 いま大臣もあるべからざることだというお話なんです、全くふざけた話で、当然のことだと思ひますけれども、しかしこれが事実だとすれば、やはりこういう行政をやっている責任は私には大きいと思ひますから、これは調べていただいても、もし事実だとすればやはり責任を明らかにしていただきたい。このことを念を押したいと思ひますが、いいですか大臣。
○田中(伊)國務大臣 承知しました。
○中路委員 時間が限られていますがあれですが、この問題に関連した日本自動車ユーザーユニオン事件については係争中の問題ですから、私もこれについていろいろ疑惑の点を持っていますけれども、きょうお尋ねしませんが、ただこの事件で、いまのホンダN三六〇の欠陥をめぐる問題が大きな社会問題になって広がっていた時期、そういう時期に、このホンダN三六〇の欠陥車問題を

一貫して追及してきた日本自動車ユーザユニオンの専務理事の松田氏とその弁護士である安倍氏を逮捕するということが起きたわけです。当時の新聞を調べてみますと、みな当時はこの事件についてたいへんな新聞報道ですね。読売新聞は「仮面の旗手」次々と新事実 五十億円ふっかけ 委任状なし強硬迫る。朝日新聞は「松田・安倍に新たな容疑 ユーザユニオン恐かつ事件 奈良県下の事故に介入 ホンダから八千万円四割を二人で分ける」。あるいは東京新聞ですと、「欠陥車」で本田技研おどす 賠償金十六億円払え」云々。当時こうした記事が出ています。

私もいろいろ調べてみました。起訴状も読ましていただきました。一つ一つの問題については、係争中の問題ですから触れませんが、起訴状を見ても、結局最後は、欠陥車であるかどうか、それを欠陥車だとして宣伝したという問題が残るのです。それ以外、民事訴訟を起こすとか、国会で取り上げるとか、おどしたというのがありますけれども、民事訴訟はもう一斉に準備していたのですから、民事訴訟をやるぞというのがおどかし、恐喝だということと逮捕されるか、こういうことは不当なことですよ。八千万円のうち四割を横領したというの、これも調べましたけれども、本人二人は全然着服も横領もしていない。遺族の方の申し出で、ユーザユニオンの活動費とか、弁護士料に一割充てるとか、そういうことになっていきます。問題は、この車を欠陥車として、事故がこの欠陥に基づくものとの確証は何も存在しないのに、これをやったということが大きな理由になっている。

そうだとすると、この巨理鑑定というのが大きなかぎを握っているわけですね。巨理鑑定を出されないということは、結果としては押えている。これが出てくれば、皆さんの起訴の理由というものがくずれてしまふ。これを読んでみますと、そういうことですね。欠陥の確証がないのに欠陥車だといふて宣伝しているということが、ずっと調べてみますと、起訴の一番大きな理由になっている。

内容から見て、巨理鑑定が出れば、逮捕し起訴をしたということがくずれちゃうのです。しかも、いま世間でどういふことがやられているかという、先ほど言いましたように、このホンダN三六〇の事故がずっと相次いでいる。そうしますと、本田技研の連中が出ていって、被害者同盟というのが全国にできているが、こういうところに入っても、その親方連中はいまこういうことで起訴されているというところで、つながりを持たないようになっているという例があとこちであります。こういうことになれば、巨理鑑定を出さないということは、事実上、ホンダN三六〇をめぐる構造的な欠陥についていろいろ疑惑があるが、この追及を押えるという役割りしか果たさない。裁判でどういふ結果になるにしても、さっき言ったように、裁判が一年、二年、続いているその間押えていけば、裁判が終わってこの追及は済むという役割りしか果たさなくなるんじゃないか。うがって言えば、謀略のような気がするわけですよ。

だから、この問題は、これだけ社会問題になっているわけですから、最初に言いましたように、社会正義の立場からいって、この鑑定については明らかに公表していただきたい。私は、係争中の問題について口をはさむつもりはありません。しかし、いまもこれだけ事故が続いて、大きな社会問題になっている問題について、やはり人命を守る、あるいは司法、検察の行政を正すという意味からも明確にしてほしい。

先ほどから時間が来ているということなので、これでこの問題は終わります。先ほどお話がありましたから、大臣の答弁は要りませんけれども、もう一度巨理鑑定の公表について検討していただくことをお願いしておきたいと思ひます。

それから、最後に一点だけ。法務省設置法の質疑です。かね、一つくらい聞いておかないと……。この設置法の改正法案については、検討していただきましたけれども、入国管理事務所出張所の九カ所の新設についても、やはり臨海工業地帯をはじめとした港の入港船舶が非常に増加しているという

ことと関連して、正規の上陸者あるいは特別上陸者が非常にふえている、この行政需要にこたえるという面から、私たちも当然のことだと思ひます。これはぜひ新設しなければいけないと思ひます。そこで一つだけお聞きしておきたいのですが、この九カ所の新設、それから二カ所の廃止、それについて一応の基準があるのかどうか。それから、この九カ所以外に、これから予想される事態も考えて、非常に需要があるというところと、どこか地元から要請があるという個所があるのかどうか、そういった点、一言でもいいのですけれども、簡単にお願いします。

○豊島説明員 入国管理事務所出張所の設置基準についての御尋ねのようでございますので、その点についてお答えいたします。

入管事務所の出張所につきましては、おもに海港、空港の所在地に設置するわけでございますけれども、おむね次の四点を総合的に勘案いたしまして設置することになっております。

第一は、年間の出入国審査事務の対象になりますところの入港船舶あるいは入港航空機、これが百隻あるいは百機をこえる、または近い将来に百隻あるいは百機をこえるの見込まれるということであります。第二は、年間の特例上陸者が千人をこえるということ、それが要件であります。第三は、既存の地方入国管理官署から距離的に遠い、遠隔地であるということであり、第四は、空港または海港の整備状況あるいは後背地の発展状況、そういうものから、将来、出入国審査事務の対象となりますところの入港船舶、入港航空機、あるいは出入国者の増加が見込まれるということであり、この四つの基準で判定をいたしております。

将来ともやはりこういう基準にはまっております。海港、空港が当然予想されるわけでありますので、今後とも増設をお願いすることがあるというふうに考えております。

○中路委員 これで終わりますが、もう一つ、これはお答え願わなくてもいいのですが、ちょっと要望まで述べておきたいのです。

設置法の一部改正の一つに松山刑務所の問題があります。これは市街化に伴って、松山市に隣接する重信町の自動車教習所とあて地に移転する。これについて私たち反対するわけではありませんが、移転について一時地元の方の反対の運動もありましたけれども、ほぼ話し合いがいて解決しているという話も聞いています。しかし、要望しておきたいのは、いまこの一部改正を審議しているわけですね。それ以前に、去年の十一月からもう新しい刑務所へ収容を始めておられるわけですね。だから、その面では現在の松山刑務所とあて地で庶務的な業務だけいま行なわれているわけですが、重信町の建設と松山市のあて地の等価交換というところについて松山市から強い要請があったということも聞いております。こういう事情もあつたと思ひますけれども、国会審議との関連で見た場合に、法が成立してない、審議にも入っていない去年の十一月からすでに収容業務をやられるというところは、厳密な意味でいって、法的な根拠というものから見て先取り行政のような形になるわけですから、こういった点は国会の審議を踏まえて、私たちも賛成なわけですが、行政については、私たちが賛成なわけでも、行政については国会の審議を尊重し、国会審議を踏まえてやはり事を進めていくという態度をしっかりと堅持していただきたいということを最後に要望しておきたいのです。

○三原委員長 午後二時十分より委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時四十分休憩

午後二時三十分開議

○三原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

法務省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。和田貞夫君。

○和田(員)委員 法務省設置法の一部改正案の審議にあたりまして、あとを絶たない差別事件が継続してあるわけでございますので、何といいたしても憲法の大きな柱の一つである人権問題にかかわる問題でございますので、この際、差別事件のいろいろの面について、大臣並びに法務省の見解をただしてみたいと思うわけでございます。

御案内のとおり、昭和四十年の八月にいわゆる同対審答申が内閣に出されまして、それを受けまして昭和四十四年の七月に同対策事業特別措置法という法律が制定、公布されたのでございますが、先ほど申し上げましたように、毎日のように差別事件が続出しておる。憲法の柱である基本的人権、これを守る立場にある法務省といまして、このように毎日のように起こっておる差別事件、差別事案について、どのように対処し、あるいはどのように責任を感じておられるかということについて、この機会に法務大臣の御見解をお聞きしたいと思っております。

○田中(伊)國務大臣 人権問題に關しまして、その基本となる憲法の間はすべて平等であるという人権の規定、これがこの同和問題に關しましても順提すべき最高、最大の規定であると存じます。ただいま先生お話しになりました特別措置法、こういう規定の精神にのっとりまして、いやくも人権の侵犯があったと考えられる場合は、報告の有無にかかわらず、被害届けの有無にかかわらず、そう考えられます場合には人権擁護局が発動をいたしまして、民間において御苦心をいたしておられます人権擁護委員の諸君の御活動をお願いをいたしまして、人権の侵犯を防止したり、またすでに侵犯があったと考えられるものにつきましては、これを適切に処置するという方向に向かつて活動をしておる、これが法務省人権擁護局の立場でございます。

ただ、先生御承知のとおり、人権擁護局の仕事が間々世間から誤解を招いておりますのは、何もやっておらんじやないか、何をされているんだというおことは所々に聞かれる、これはごもっともでございます。

もでございます。しかし、法務省人権擁護制度というもののたてまえが、強制力を用いて、聞かざればこうしてみせる、よって人権擁護局の言うことを聞きなさいという態度は許されてはいない。それは人権擁護の理想を達成するゆえんではない。強制力は特たない。強制力は特たないで、これは人権の侵犯になりますよ、本来の人権のあるべき姿はこうですよということで、人権の高揚ということばを使っておるのでありますが、基本的人権の高揚ということに力を入れて、強制力なしで人権の侵犯を防止し、すでに人権を犯されておるような事態が起こった場合にはこれに適當なる措置を講ずるよう努力をする。非常にむずかしい行き方でございますが、強制力のない行政上の指導ということ。したがって、行政上の決定措置というものがあのかとこういわれると、行政上の決定というものはやらない、効果のあることをやらない。これに従わなければ罪にすると強制的なものが、これに重点を置きまして、人権がいかにあるべきかということを決して人権を高揚するといふ、その困難な仕事にわずかな人員で従事しておるわけでございますが、最近ではだんだんこれが徹底してまいりました。人権侵犯を訴える人の数もふえてまいりました。したがって、非常によい傾向であると思っておりますが、これに精進をしておるような次第でございます。

○和田(員)委員 ここに二つの青年の遺書があるわけなんです。念のために読んでみますと、一つは浅野佳代さんの遺書です。

貴方に私は今まで嘘をついて来ました。実は私は部落の人間です。私はかくしとおせるならば、死ぬまでかくしたい、だから徳島へ一緒に帰るのがいやで、貴方と一緒に帰りませんでした。

でもやっぱり私の嘘は通りませんでした。十日前から私は二人の間はもうだめだと思ひあきらめていました。この十日間私は私の最後の人生だと思つて楽しんでつもりです。貴方も家に

帰らずに、私の所へ帰って来てくれる。私は毎日、今日は帰って来るか、もしかしたら家から電話が有り、家に帰ったのところがうか、そればかりが、貴方が「たたいま」と帰って来るまで心配でなりませんでした。

でも貴方は、この十日間ちゃんと私の所へ帰って来てくれました。私は何もいらなかった貴方が、私のそばにいてだけで幸福でした。

十七の時に知りあつて二十の時まで三年間、本当にやさしい恋人だつたと思ひます。でもこれ以上私がいるといつまで立つても貴方は幸福になれません。どうかこの次女性を愛する時は健康で家柄の良いお母さんに気に入ってもらえる人をお嫁さんにして下さい。お幸福に。

これは浅野佳代さんという徳島県の部落の出身の女性が、十七のときに大阪へ出てまいりまして、そしてこの遺書のあて名の一青年と恋愛におちいって、三年間同棲をしておった。そして浅野佳代さんが部落の出身の女性であるといふこと。相手方のおかあさん、兄さん、兄さんは美はこの浅野佳代さんの出身地の市役所におもむきまして、市役所で部落の出身であるといふことを確認してきておる。そして母親が嚴重に結婚に反対して、ついに死に迫りやうな一例であります。もう一つある。これも大阪で起きた事件の一つであります。中村義弘君という、実は大阪市の水道局に勤務しておった職員の方の遺書です。

たつた一人僕がこの世で愛した女性をどうか責めないでやって下さい。彼女とて随分悩み、苦しんでいるのです。彼女の胸の内もどうか判つてやって下さい。

弘美や久佐代の結婚の時には何かしてやらねば、と思ひ、また、順次の車にも力になつてやりたかつた。しかし、ついに何も出来ずじまいになつてしまつた。本当に申し訳なく思ふ。今も目をとると弥重の顔が浮んでくる。僕の心の中には、何日だつて弥重がいるのです。君は特に身体が弱いんだから充分気を附けて。

これは、いま申し上げましたように、大阪市の水道局の職員であつた中村義弘君が、相手の弥重さんという女性、これは専売公社に勤務しておつたのですが、六年間の交際の中で、これも一たん中村義弘君が部落の出身であるといふことから、弥重さんの兄さんが強力に反対した。弥重さんの兄さんといふのは電電公社の職員なんです。その弥重さんの兄さんが、やはり自分の妹が部落の青年と一緒になつたときに、職場で自分の出世が妨げられることになりはしないか、こういうような頭の働きもこれあり、妹を中村君と結婚させることを極力拒んだ。弥重さんも長い間のつき合ひでありましたから、一たんそういうことでございまして、家を飛び出して中村君と一緒にいるといふことで、また同棲が続いた。そして二回ないし三回妊娠をいたしまして、子供をおろしておる。そういうような深い仲であつた。しかし、ついにこれも一緒にいることができず、この遺書のような結果になつたわけでありまして、しかしながら、なくなつたこの中村君の気持ち、相手を恨まないで、死んでもなお、遺書にしたためられておるうちに、このような美しい気持ちの青年なんです。この二つの遺書を聞いていただくと、いかにこの差別といふものが、一歩誤れば人間の生命を奪つてしまふ、差別といふことは、差別といふ行動、いろいろな差別発言がついに人間の命を奪つてしまふ、こういうことになりかねないか。使

方によつては凶器にもひとしい結果になるわけなんです。

こういう点を厳密に見つめていただきまして、申し上げましたように、差別行為や差別発言というものは一種の凶器になる場合があるんだという認識の上に立つておられるかどうかということをも、もう一度重ねて大臣の御見解をひとつお聞きしたいと思うのです。

○田中(伊)国務大臣 浅野佳代さんや中村義弘君の遺書をお読みいただいて、これを拝聴いたしました。思うのでありますが、なるほど差別観念というものは扱いによつては人の命さえとるんだという深刻なことを感ずるのであります。

この二つの遺書を拝承いたしました。思うことは、何としても人権高揚の思想。人権高揚とは、中身はすべて国民は平等である、差別、区別のないものだ、こういう人権観念というものが一般の人々に徹底していくことがいかに必要かということが、この二つの遺書でわかるのであります。人権擁護局をかかえております私の任務がますます重大であるということをはしひしと思つてございます。

○和田(貞)委員 ひとついま大臣言われたような気持ちに、大臣だけじゃなく、法務省の全職員がなるように、徹底方をお願いしたいと思ひます。そこで、最近のマスコミヤ雑誌、書籍にかなりの差別事象とかがわかれるような記事なり報道がたびたびされておるといふわけです。

長くなりますので、あまり具体例をあげるわけにはまいらないわけですが、若干あげてみますと、たとえば大阪に大阪スポーツ新聞というのがございます。この大阪スポーツ新聞では、昭和四十五年十月二十日号、昭和四十六年一月九日号と、二回にわたりまして、新聞記事の中に、悪の代名詞に特殊部落というところが掲載されるというようなことが起こつておる。あるいは朝日新聞の東海版、昭和四十五年十一月十六日付であります。立原正秋という作家が載せました「お風呂でチビチビ」と題する記事の中に、「銀座という

特殊な部落にはお酒を楽しむというふん困気はまるでなく」というような、これまた特殊部落というところが出てくる。同じく日刊スポーツという新聞にも、昭和四十六年の三月十六日付、昭和四十六年の八月二十七日付、そういう中に特殊部落ということばがそれぞれ出ております。

さらに新聞だけじゃなくて週刊誌、たとえば去年の八月二十八日号の週刊誌「微笑」の中でこういうことばが出ております。「芸能界は性に關して、特殊部落であるといえる。三角関係や、四角関係のゴタゴタは、それこそ日常茶飯事。毛利郁子の事件もそうした特殊部落ゆえのスキヤンタルの一つなのだろうか。こういうふうには、悪の代名詞に特殊部落ということばを使つて平然としておる。あるいは雑誌「暮しの装飾」というのがあります。壁を装う壁装業界を部落業界と呼び、部落を悪の代名詞として使用しているのです。

そういうような雑誌とか新聞だけじゃございません。たとえば吉川弘文館の児玉幸多編の標準日本史辞典という豆辞典です。この中に「種多は令制の賤民に由来すると考えられるが、血縁的關係は不明」というようなことばがある。あるいは東京堂が出版いたしました桑田忠親さん著の「茶道の歴史」という本の中に、「そのようななかれが、種多などであるわけがない……かれの五体には、武士の血が流れていたのである」という差別言辭が発見できます。あるいはそれだけでなく、テレビの放映の中でもたとえば去年のTBSテレビ「結婚の扉」の中に興信所の問題が出ています。あとでまた興信所の問題については触れたいと思ひますが、興信所が差別を起しているのです。こういう問題が放映されている。やはり四十七年のNETテレビ「特別機動捜査隊」のドラマの中で、「靴屋はくつや」ということばが出てきます。ABCテレビでも、四十六年の六月に「宝塚は特殊部落みたい」というようなことばが出てきて問題になったところでありました。

さて、ことしになつてから、日本テレビ四月一日の午後十一時四十五分に放映された日本テレビ社制作のドキュメント73「この若き官僚達」、この中で実は大蔵省の大官官房秘書課の渡辺博史君、大蔵省の資本市場課の塚田弘志君、警察庁の刑事局捜査一課の篠原弘志君、外務省のアメリカ局の北米二課の谷内正太郎君、この四人が出まして、司会者は映画監督の岡本愛彦さんの司会で始まつておるわけなんです。いろいろと先ほど申し上げました出席した四人の若手官僚が現在の官僚機構に對してそれぞれの立場から意見を論じ合つておる。その中で外務省アメリカ局の先ほど申し上げました谷内正太郎君が、自分たちの生活が庶民と全く変わらないということ主張するために、特殊部落的に見てほしくない差別発言をしておるのです。

加えて申し上げますが、先ほど申し上げましたいろいろの雑誌や書籍、新聞、その中で特殊部落ということばが出ておるのです。この特殊部落ということばはそれぞれの立場で使ひこなししておるのですが、もともとこの特殊部落という差別用語というものは明治四十年に政府がつくつた差別用語です。これが将来問題になつておる。そして特殊部落ということばが差別用語であるということとで使われないようになっておるのは御案内のことです。そういうことばがその中に出てきておる。そして四月十九日の日にはそのような放映されたわけでありまして、全国の国民が見ておるわけでありまして、そうしてこれはたいへんなことやというところで、四月の十九日の日に日本テレビの責任者を含めて、この晩、放映の中で出演しました司会者の岡本さん、あるいは、出席いたしました、先ほど申し上げた四名の若手の官僚を交えてそのことがあったかどうかということを確認したところでありまして、そこで、そういうことがあったということ全員が一致して確認しておる。

そこで問題になるのはこの発言をした谷内君であります。谷内君は、先ほど申し上げましたように、国家公務員を特殊部落的に見てほしくない、こういうように発言をした。発言をすればその司

会者の岡本さんが「岡本さんというのとはかなり進歩的な考え方を持った人でありまして、あとで悪かったということ自分で批判書が出ておるわけなんです。けれどもその場では、にやつと笑つてうなずいた。この場面に出ているわけですね。そのことも岡本先生自身が肯定されておる。他の公務員四人の者は、これはあとで聞きますとそういうことをあまり深く関心を持たないで聞き流しておる。そんなことを言つたのか言わなかったのか、ああそうだった、言つておつたという程度で聞き流しておる。ところが私は問題である。もちろん、そういうような内容を、どうせなま放送でないわけでありまして、日本テレビ自身も十分吟味をして放映しなくてはならないわけですが、そのまま吟味をしないで放映したという。これは日本テレビの責任もあろうかと思ひますが、この場に臨みました公務員も公務員である。このようにことと事済まされたいわけなんです。私は個人を追及するということ考へ方は全然ない。そのような差別発言をする公務員が出た外務省全体の問題として、外務省は、このような部落問題につきまして、一体どういふように職員に徹底して啓蒙活動をしていくのかということもわからない、研修活動しているのかということもわからない。あるいは聞き流したという大蔵省もわかりません。警察庁自体もわかりません。この際、警察庁あるいは大蔵省あるいは外務省、人事担当の者が来るように言うておいたわけでありまして、この事実というものを認められるかどうか。認められた上に立つて、いままでは、そのようなことが起こらないように、なぜ研修その他を通じて努力をしなかつたか、それをひとつそれぞれの各省の人事担当者からお答え願ひたい。

○浅尾説明員 お答えいたします。ただいま先生の御指摘の件につきましては、四月の民間の討論会で外務省の職員が質問に答へまして、官僚というものは外から非常に特権官僚に見られておるということを説明するために、いま先生の御指摘のようなことばを使つたのは事実で

ございます。それで、その件が起きました直後、代表の方々の懇談がございまして、その際に本人が、まことに申しわけないということを申し上げました。

それから外務省といたしましては、その直後の課長会議においてこの事件を取り上げまして、部落問題について今後誤解のないようにということとを課長会議で申し合わせまして、各課員に周知徹底させるようにという措置をとりまして、同時にまたその他の会議の席上でも同じような措置をとっております。

○和田(貞)委員 大蔵省、警察庁来ていないのですが、これはどう言いませんけれども、大蔵省のほうも、先ほどありました、秘書課長も来ないんだ。何を質問するかということとを事前に通告しておるのですが、部落問題だということとで具体例をあげて言うておるわけですか。私は、内容がわからなかつたらしいやうがないけれども、これはどうも言いませんが、この問題について、自分のところの省の中から一人出した、二人出した、これは国民の皆さんにまことに申しわけない。もとも同和事業というのは、先ほど申し上げましたように、同封答申ではつきりうたわれておる。国民的な課題である、国が最も責任を持たなくちゃならない、こういうことになっておる。その国が責任を持たなくてはならない行政を担当するところの公務員の中から、こういう差別発言をするような者が出てきたりするならば、これは大臣自身がもつてを正して、申しわけないという気持ちにならなければいかぬと思う。そうすれば、何を差しおいても、外務大臣なり、あるいは警察庁の長官なり、あるいは大蔵大臣なりがこへ来るべきです。そのことができない、そのことがやれない、こらあたりから、何ほどもこのような第二の公務員の差別発言というものが出てくるというところは疑う余地もない。上に立つ者がそういうような姿勢のない限り、いかに形式的に、ことばだけで、一生懸命にやっています、徹底して、研修もやっておりますと何ほども言うところ

で、これは姿勢の問題です。その点はひとつ、警察庁長官なり、あるいは大蔵大臣なり外務大臣なり、その姿勢の点について、この機会をおかりいたしまして私は厳重に抗議をしておきたいと思ふ。

さて、総理府のほう、副長官お見えになっておりますが、こういうような公務員や各省で出てきておる。また表に立っているからなんだけれども、表に出ておらないのが、数えればまだまだあるのです。地方にまで行けば何ほどもあるのですから。総理府長官が、これはどうしてもやらなければいかぬ、一生懸命やってみようというのをいづつも言うておられますが、やっておりますもこの程度なんです。この機会に総理府としても、同和事業の窓口でありますから、各省の大臣を通じて全公務員に、このようなあやまちを二度と起こさない、絶対に起こさない、こういうような立場に立ってこれからどういうように対処していくか、決意のほどをひとつお聞かせ願いたい。

○小宮山政府委員 先生の御質問よくわかります。ただ私などは関東、東京育ちでございます。社会党の八木一男先生なども東京で育っております。いろいろな同和問題でお話をいたしておりますけれども、同和問題というのは、私も同じでしたけれども、八木先生も衆議院議員になって初めてわかった。特に関東以北になりますとそういう事情がございまして、しかし、国家公務員が同和問題について無関心であつてはいけません、そういうことで終始徹底を今後とも誠意、努力をもつてやっていきたいと考えております。

政府といたしまして、同和問題の理解を深めるためにいろいろなことをやっておりますけれども、特に一般国民に対しては、同和問題講演会の委託費とか、あるいは行政関係では各省の職員に対する研修、あるいは都道府県職員に対する研修等も、予算を計上いたしまして逐次やっております。今後ともその方向で、かかる事態がなくなるように全力をあげて努力いたしたい所存でございます。

○和田(貞)委員 そのような形式的なことじゃなくて、たとえば先ほどあげました谷内君も部落のこととはよく知っています。聞きましてはよく知っています。そして聞き流した他の三人の公務員もよく知っている。特殊部落ということばも差別用語であるということをよく知っております。けれども、先ほどちょっと御報告があつたように、谷内君が、自分ら官僚といふものはそういう特別な立場ではないんだということを強調したいあまりに、不意な発言だつたがつかうつかう口に出してしまいました、こういうように本人が言うておるわけなんです。使つてはいけぬ差別用語であるということとをわかりながらつかうつかう口に出してしまいました。私は差別はやりませんが、これは何といひましても、やはり社会意識としての部落観念といふものが潜在しておる、だからこその出てくるわけなんです。そのようなことがあるのですから、ただ一生懸命やりますというのじやなく、もっと具体的に、全公務員が徹底してこの部落問題について研修ができるように措置を講じてもらわなければならない。ただ幹部だけが集まって研修するとか、あるいは部下には課長を通じて言い伝えるとかいふじやなくて、機会をとらまえて全公務員がこの問題について研修する。研修についても、講師の選定を誤らないように、たとえば部落解放同盟という組織があるわけなんです。そういう組織とも相談しながら講師を常に選定していくというやうな配慮もしながら、ひとつ総理府に首領をとつてもらつて、全職員に徹底してもらふやうにお願いしたいのです。その点、総理府どうですか。

○小宮山政府委員 行政官庁については、各省職員に対しては総理府が人事課長会議を持っておりますので、これを通して趣旨徹底するやうにいたします。都道府県職員に対しては、自治省を通じて趣旨徹底するやうに今後とも努力いたします。

○和田(貞)委員 法務大臣どうですか。先ほど申し上げましたやうに、マスコミの雑誌、あるいはいろいろな書籍、それからテレビ放送、いろいろと具体的にあげましたやうに、こういうマスコミが不意にテレビに乗せる、新聞に載せる、雑誌に載つたといふやうなことがあつたら、これは公務員といふ限られた範疇でもなかなか研修、徹底もしにくいわけなんです。これはそういうやうなことをはつておけば、一億国民の中に差別をまき散らしているわけですか。そうして雑誌、書籍の中で差別意識をよけいにかり立てて、社会に差別をよけいに多く持ち込むという結果になるわけなんです。このやうな点について、やはり法務大臣としての立場で、これは言論の自由や、出版の自由や、表現の自由といふことはさておいて、事、差別問題であり人権問題である以上は、これらについて何らかの手を打つてもらわなければいかぬと私は思うのです。ひとつ大臣の御見解をお聞かせください。

○田中(伊)国務大臣 いま総理府の副長官から御発言がありましたやうに、総理府を中心として全政府の職員に差別的観念の払拭できるように、いやしくもそういうことはタブーだということに念頭にちゃんとおさめるやうに、これは差別観念といふものがだんだん徹底してこないといふのはならぬわけですね。これは先生のお説のやうです。それをぜひやつていただくということが一つ。それからもう一つは、政府職員に徹底するといふことも当然でありますけれども、もつと大事なことは、全国民にこの差別観念がなくなるやうにしていかなければならぬ。それには法務省の責任が重大でございます。ちやうどただいまも、社会を明るくする運動を今月一日から今月一ぱいやっております。人権思想といふものを高揚していくやうなことも、社会を明るくする運動のうちのひとつでございます。そういうことでございまして、あらゆる機会をとらえまして、人権思想の高揚といふことに、法務省人権擁護局を中心といたしまして展開をしていきたい、こう考えるのであります。

○和田(貞)委員 これはあわせて、マスコミだと

か出版会社、そういうところにも言論の自由を保障しなければいかぬからとか、表現の自由を保障しなければいかぬからとかで事を済ませられる問題と違いますよ。これはやはり何らかの手を打ってやらう、そういうことについてはないやうにということではしてもらわぬと困ると私は思うのですが、これはどうですか。

○田中(伊)国務大臣 人権高揚の見地に立ちまゐり、全国民にそれが徹底するように、なかなか先生お話しの方スコミ関係のものにこれが徹底していきまゝすように努力してまいりたいと思ひます。

○和田(貞)委員 申し上げましたように、少なくとも同和事業を進める最大の責任をになう国の機関、そこで働く公務員から一切こういうことが出ぬやうに。出るということは、先ほども申しましたやうに、大臣を先頭として各省の全体に部落問題についての不認識がこのやうな事件を発生する原因をつくっておるんだということをもう一度かみしめていただきまして、法務省、総理府、各省、ひとつこういうことのないやうに徹底化をお願いしたい、こう思ひます。

さらに電電公社に來てもらつておるわけなんです、この公社の職員の中にもこういう問題が出てきた。電電公社の高岡等電話局長は、全国で女性の電話局長さんが一人だけだというやうに聞いておるのですが、それだけエリートの方、女性の方、影山裕子さんという方ですが、この方の著書の「女性の能力開発」という本があるわけなんです。その本の中に、先ほどと同じやうに、悪の代名詞として特殊部落という差別用語を実に十四回使つておる。こういう問題が出ておるわけなんです。これも、彼女のこの発想というのは、女性というのとはお茶くみに使われたり一人前の仕事を職場の中でなかなかさせてもらえないという中で、女性をやはり男性と同じやうに責任をもつて仕事をやらうと思つたらしいけるのだというのを誇張するあまりに、あちらこちらにこの特殊部落というこの表現が使われておるわけなんです。このことにつきま

しては、これは近畿の通信局のほうも、この点については十分悪かつた、何とかせなければいかぬという、こういうことになっておるわけなんです。これは近畿の通信局の管内だけの問題じゃなく、やはり全体の問題でありますので、きょうは電電公社の本社のほうから代表者に来ていただいておるわけなんです。

近畿の管内でこういう問題が起つたわけなんです、電電公社としてこの点について、近畿の問題だということだけじゃなく、電電公社全体の問題としてどういふやうに対処をされていったか、経過をお聞きしたいと思ひます。

○山本説明員 お答え申し上げます。

ただいま御指摘の公社職員であります影山裕子氏の「女性の能力開発」という著作は個人的な著作ではございますけれども、その中に問題となる用語が使われておりましたことは事実でございます。公社としてはまことに遺憾だということふに存じておりまして、本人に対しましては厳重に注意をいたし、同時に、公社全体といたしまして、同和問題についての正しい理解と認識をさらに一そう職員全体に徹底させるやうな措置を早急にとりつとるつもりでございます。

○和田(貞)委員 これは電電公社の中に影山さんの発行したこの本がかなりまき散らされておると思ひますけれども、その点はもう回収されましたか。

○山本説明員 この著書は、題名の示すごとく女性の能力開発ということで、一種の経営管理的な著書でもございまして、ある程度職場等にも配付をいたしておりますが、こういった問題もございまして、早急に回収をいたしております。

○和田(貞)委員 公社のほうも、先ほど公務員にも同じことを言つておるわけなんです、電電公社というの、先ほど申し上げましたやうに、中村君の事件も近畿で起つたのです、今度はこれも起つておるわけなんです、それからもう一つ、次に言う問題もあるわけですから、少なくとも職員に対しましては、こういうことが出ないやうに

かなりの徹底した研修をやつてほしい。かなりの研修をやつてほしい。それにはあなたのほうには労働組合があるわけですから、労働組合ともよく相談をして適切な措置を講ずるとか、あるいは部落解放同盟の諸君と相談して適当な講師を選定していただいて、これもまた公務員と同じやうに、公社職員が徹底して部落問題に取り組む、こういう姿勢を示してもらつたために、ひとつかなりの力を入れた研修会を繰返すということをやつてほしいと思ふのですが、その点はどうでしょう。

○山本説明員 御指摘のやうに、この問題について労働組合とも十分話をいたしました。組合のルートを通じて、あるいは公社側のルートを通じて十分趣旨の徹底をはかりましたために、担当者も指定いたしましたし事務連絡の協議会みたいなものを設けるとか、あるいは研修会みたいなものを開催するとか、いろいろなくふうをいたしまして、職員全体にその趣旨が徹底するやうに努力をしてまいりたいと思ひます。

○和田(貞)委員 先ほど申しましたやうに、彼女自身一人をけしからぬといふてみても始まらぬわけですね。彼女自身も、けしかることはないわけです、けしからぬですね。彼女自身がこの特殊部落ということばをどういふやうに理解しているかという事です。人間並みの取り扱いを受けていない特殊な住人だと、そんなやうな認識しか持つておらないのでは、彼女は、そういう認識しか持つておらない彼女が、特殊部落ということばを使つて本を出して、それをかなり回収されたらしいですが、ばらまかれて、それを読んだ人がだれ一人となく、これはおかしい、これはふしぎや、これはけしからぬといふ者がこの公社の職員の中にだれ一人として出てこなかった。そこがやはり問題なんです。こういうことで、いま言われまじやうに、かなりの力を入れてこれはやつてもらわないと、かなりおくれれていると思ふのです。いま言われまじやうに徹底した研修を繰返していくやうにひとつお願いしたいと思ふのです。強く要求しておきたいと思ひます。

せつかく電電公社の方が見えておられますので、東京の版も同じことですが、各局で電話帳を発行しているわけですね。アイウエオ順で出したやうと職業別で出したのを発行してまゐる。職業別で発行した電話帳は、電電公社は広告を取つておるんですね。そしてこの広告というものはたいへんなものです。東京で発行した電話帳を見ていただいてもけっこうです、これはどの局でも同じことですが、必ず職業別の電話帳の中に興信所という商売がある。結婚相談所もそうであるし、探偵社というところばを使つておるところもありまゐるけれども、この興信所という商売の広告がかなり多いわけです。おそろくその広告の中で一番多いといつても言い過ぎじゃないくらい多いです。

しかもそれが、これは大阪の局のものを集めてきただけでもこれだけある。東京の場合だったらもっとありました。これがことごとくこのやうに興信所の看板。結婚、身元あるいは、はなはだしきになつてきたら、人間を犬、ネコと同じやうに血統という。血統あるのですか、ここにいます。身元、特殊調査というのはどういうことですか。家柄。ほとんどの興信所の看板には結婚ということばがありますけれども、血統ということば、特殊ということば、家柄ということば、身元ということば、これはかなり多いですよ。しかもその中でも、たとえばここに載つてゐる関西ビオ探偵社というこの広告の中には、もつと細部にわたつて、遺伝、血統、原籍、本籍の土地柄を徹底して調べます。それから出身、職業、血統、これを祖父、曾祖父、高祖父まで調べます。あるいは五代以前の先祖から血統と職業を調べますと御丁寧に書いてある。これは明らかに差別です。先ほども申し上げましたところの中村君の事件、あるいはその他の事件、死に追いつた事件、これがみんな興信所が中に入つておる。興信所が中に入つて、部落の出身青年であつた、部落の出身の女性であつた、こういうことを興信所が明らかにして青年や婦人を死に追いつておるの

です。この興信所という職業は、官庁の許認可事業じゃございません。許認可事業じゃございませんが、いま申し上げましたように、この差別事件には必ず興信所がかかり合っている。

そこで、血統とか、結婚とか、特殊だとか、そういうようなことをわざわざ書いた広告を、まず電電公社のほうにお尋ねしたいのですが、こういう広告が出てくれば、原稿そのまま、吟味しないで、何でもかんでも、何が書いてあっても載せる、そういうやり方をしておるのですか、どうですか。

○山本説明員 電話番号帳の広告は、たゞいま職業別の電話番号帳に広告を集めて、これに掲載をいたしておるわけでありまして、

なぜ広告をとるか申しますと、番号簿を発行いたしますのに、相当多額の経費を必要といたします。公社といたしましては、できるだけそういう面での合理化をはかりたいということ、で、広告収入でもって電話番号簿の作成をまかないたいということをやっておるわけでございます。これは諸外国においても同様でございます。

そこで、たゞいま御指摘の広告の内容でございますが、これは広告を掲載希望をする企業等のごくりましたる広告案文というものをといたしまして、片一方、公社で一定の広告基準というものをつくっておりまして、その基準に合致しておるかどうかを審査をいたして広告掲載をいたしてきただけでございます。ところが、先ほど御指摘のようない問題もございまして、興信所の広告内容というものが同和対策審議会の答申等の精神に沿わない、相反するものもある、こういうふうな考えまして、たゞいま御説明申し上げました広告基準の細目の中に、答申の精神に沿わないものは広告をしない、こういうように基準の改正を早急に取り進めたいということとたゞいま準備をいたしているところでございます。

○和田(貞)委員 いま言われましたので、それだけついでですが、ひとつ次の発行する電話帳からはり中身は吟味してくださいよ。あなたのほう

も収入をあげなければいけませんのだから、載せてあげないというわけにいかぬから、やはり載せなければいけませんけれども、先ほど指摘したように、それが載って差別をまき散らす、そういうような表現が載っているような広告は吟味して、これはやはりひとつ遠慮してください、これはこういうような表現に変えてくださいというぐらゐの親切をもって中身を吟味して、ひとついま言われたように処理をさせていただきます。

それから差別の……(発言する者あり)あなた何を言っているの。差別事件を言っているのだ。何を言っているのだ。これだいいいというのか、それなら、(見解が違ふのよ)と呼ぶ者あり)何が

見解が違ふのか。どことが違ふか、言うてみい、それなら、(ちよつとくらしい書かなければ広告にならぬじゃないかという話を……)と呼ぶ者あり)

○三原委員長 不規則発言をやめてください。○和田(貞)委員 内容を言うておるのだ。内容に差別があるから言うておるのじゃないか。差別しろというのか。(質問せよ)と呼ぶ者あり)おまえ、横にいて、だまっておれ。内容が違ふんじや。

○三原委員長 不規則発言をやめてください。○和田(貞)委員 こういうのがおるから困るんだ。こういうのがおるから……。

法務大臣、電電公社はそういうふうに取り扱ってもらおうといういまあれがありましたけれども、先ほどの書籍会社、出版会社にもやはり指導してもらふことをお願いしたわけなんです、この興信所にも、職業の自由ですから、私はそう立ち入ってももらいたくないと思ひますけれども、やはり興信所が、申し上げておりますように、差別事件を起す一つの大きな要因になっておるといふことから、許認可事業じゃございませんけれども、人権擁護を担当する法務局として、かなり何らかの行政指導をこれはお願いしたいと思うのですが、これはどうですか。

○田中(伊)国務大臣 人権擁護行政のためえ上たいへん重要なことと存じまして、昭和四十五年以降順次行政指導的な努力をしております。事務

当局からちよつと御説明をさせます。

○萩原政府委員 たゞいま大臣が御答弁なすった趣旨のとおり、去る昭和四十五年四月に全国の各法務局、地方法務局ごとに、法務省人権擁護局及び全国人権擁護委員連合会、この両者の名義をもちまして、各法務局、地方法務局管内ごとの各業者、興信所に対して、「特定の者が同和地区出身者であることを知らせる行為は、差別事象の発生を助長するおそれがあることにかんがみ、同和関係者についての調査報告は行なわないう格段の配慮を願いたい」という趣旨の要望を行なっております。その後も必要に応じてこの要望を繰り返してまいります。私ども人権擁護局といたしましては、今後ともこの種の啓発活動について積極的に取り組んでまいりたい、このように存じております。

○和田(貞)委員 ひとついま言われましたようによろしくお願いしたいと思ひます。

もう一つ、三年來法務省のほうにお願いしていることで解決できていない問題として、いわゆる王申戸籍の管理保存のための保管倉庫、これをやはり何とかしてもらわないと、使っておらないといふもの、不用意に何者が閲覧するといふこともやはり回避できない。これは三年來のお願ひです。まだできていない。ことしの予算もなかった。これはいつになったら解決できますか。これはもうあなたのほうで何とかしてもらわないと、やつてもらうところはない。来年何とか大上段に振りかざして予算措置を法務大臣どうですか。できますか。

○田中(伊)国務大臣 王申戸籍の保存のやり方でございますが、一切、こんりんざい閲覧を許してございませぬ。厳格にこれを保管しておる。しかし先生仰せのように、理想を言いますれば、これを保管せにやならぬものかどうかといふことに幾らか問題ございませぬけれども、保存をする以上は、特別の設備を建設しまして、その中にこれを納めておくといふことであると、まあたいへん安心は安心ですね。現在でも、いかなる事情があつても

外には出さぬ、これはもう断じて閲覧を許さぬといふ、事情のいかにかわからず徹底してございませぬから、実際は心配はございませぬ。しかし、先生仰せのように、ひとつ特別の倉庫をつくって保存をしようといふことも重要な意味があると思ひますので、これはひとつ検討いたします。

○和田(貞)委員 これも、使わないうのだから、要らないのだから焼いてしまえといふようなことでは、これは民族の歴史といふことになるわけですからね。だから、使う使わぬといふことと、保存するといふことと、これは別ですから、これはひとつ、いま言われるように検討してもらつて、できるならば、ぜひとも来年の予算編成の中でがんばつてもらつて、ひとつ四年目に保管倉庫ができるように何とか努力してほしい。

あわせて現戸籍の書きかえ、これもたいへんな市町村は経費がかかるわけですが、これらに對してもやはりかなり予算を確保してもらつて、市町村に予算を流してもらうというふうなこともひとつあわせてがんばつてくれますか。

○田中(伊)国務大臣 いままでもいろいろ検討をしておる事柄なんです。一定の文言の上に紙を張つてリコピーにかけると、紙を張つておることはわかるわけなんです。そこでこういう問題も全国的に書きかえる。これはなかなか先生、容易なことではこの書きかえができません。これはえらいことです。そういうことでございませぬ。一部書きかえなどといふことでは意味をなさぬ。全面的な新しい戸籍の書きかえといふことを、機械ではいけない。機械ではみなものが残ります。隠したら隠したところが残つておるといふこと。ですから全面的に肉筆をもつて書きかえる、あるいはタイプをもつて書きかえるといふこと以外にございませぬので、容易ならざる事業でございませぬ。それから、ちよつとびつくりしてひっくり返るぐらゐ予算もかかる。簡単にはいきません。といふことでございませぬので、これも政府に財政のゆとりがだんだんできてくるに伴ひまして、これはひとつものにしたい。お考へのとおりこちら

も考えておるわけでございます。引き続きこれも含めて積極的に検討してみたいと思います。

○和田(貞)委員 その点もひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

この間たしか民社党の受田委員が質問の中で触れられておたつたのですが、人権擁護委員の手当の問題。人権を尊重せなければいかにぬの、人権を全然無視した手当しか人権擁護委員に出しておられぬとの指摘しておられたが、私もひとつ費用弁償もこれは気ばつてもいいと思ひますけれども、私は費用弁償もさることながら、人権擁護委員の選出のしかたですね。これは部落問題オンリーじゃありませんけれども、人権問題には部落問題が数多いわけでありまして、委員の選出については、部落問題に理解をしておられる人、そういう人たちが人権擁護委員に選出されるような、選出についての御配慮をひとつお願いしたいと思ひますが、この点はどうですか。

○田中(伊)國務大臣 おことばのとおりひとつ苦心をしてみたいと思ひます。人権擁護委員は、委員の性質上、幾らか若い人を希望するということがございまして、けれども、あらゆる人生の経験を積んだ人でないと、強制力を持たない、人権高揚を目的にする人権擁護委員の仕事というものはなかなかつとまらぬということから、幾らか年輩の諸君がこれにおつきになつておるといふこともございまして。

しかし先生仰せの角度は、いま私の言うておる角度とはまた別の角度でありまして、同和問題に心から同情と理解を持つておる人物、そういう人物をぜひ選ぼうというお考えはよくわかりますので、この点は努力をいたします。

○和田(貞)委員 それもひとつお願いしておきたいと思ひます。

それから、これは大臣御案内のとおり、私たちはあえて狭山差別裁判ということばを使つてゐるわけなんです、九年間も無実の罪を受け受刑者となつてゐる石川一夫君は無罪であることを確信してゐますが、これは最終的には最高裁で明らか

になることでありますが、ややもいたしますと、部落の青年であるから、部落の出身であるがためにこういうことをしたのではないか、ああいうことをしてかしたのではないか、こういうことが警察にも検事にも判事にもないとはいへない。一般公務員に対するとおりの研修を、先ほど総理府や各省のほうで、あるいは法務大臣のほうで強い決意を述べていただいたわけでありまして、この際判事、検事に対しても、何らかの措置を講じてもらふ必要があるのではないか。ややもいたしますと、判事も検事も、事、部落問題につきましては、かかわるといふ素通りしてございまして、法のもとには平等なんだ——たとえば、いま神戸で係争中の差別発言に原因をたつた傷害事件があるのです。差別発言があつたのでかつとしてこの傷害事件になつた。あほうと言われたからなぐり返したという性格のものとは違ふのです。先になぐられたからなぐり返した、だから法のもとに平等だ、どつちも悪いのだ、こういうことと違ふ。差別発言があつたのが原因で傷害事件になつた。そうすると、差別発言があつた、部落問題については素通りしておこう、そつとしておこう、横に置いておこう、そして法のもとに平等だ、これではあまりにも部落問題についての認識が欠けておると思ふ。ややもいたしますと、こういううなことがありがちでありますから、検事にも判事にも、司法権が分立しておるわけでありまして、さういふ言えないわけでありまして、ひとつ機会がありまして、法務大臣のほうから最高裁長官のほうに、何とかこの点、国会でも問題が出たのだということ、最高裁長官のほうから全国の裁判所のほうに、強力な通達、指示をしてもらつて指導してもらふ、あるいは機会をとらまえて研修してもらふといううなことをできたらお願いをしてほしいと思ふのです。その点どうですか。

○田中(伊)國務大臣 私の所管である全国の検事に対しましては、長官会同その他を通じて御説の趣旨を徹底したい、これはあたりまえのこと

であります。それから、裁判所はどうか私からはさわれませんが、裁判所とはたいへん仲よしでよく連絡がございまして、私から長官、事務総長にこのことを申達いたしました。裁判官に一言訓辞めいたことを言うわけにもまいりますまいが、裁判官の教養の一つとして、差別概念というものは取り扱ふべきものだといふことは大いに言うてもらつてよいことであると存じますので、私が連絡をいたします。

○和田(貞)委員 時間がありませんのでもう終わりたいと思ひますが、最後に私は二つほど意見を言うておきたいと思ふのですが、ぜひひとつ検討してもらいたいと思ひます。

一つは、やはり国民の窓口として、法務省に同和対策室という、同和問題について持ち込まれる窓口をつくつてもらふ。それからまた、予算の折衝の窓口、あるいは先ほど申し上げたような全公務員の研修の窓口として総理府に同和対策室。この同和対策室という機構を法務省と総理府のほうでつくつてもらふことを、これはいま御答弁は要りませんけれども、ひとつ早急に検討してほしいと私は思ふのです。その点ひとつ強く要望しておきたい。

それからもう一つの要望は、論外でありますからここでは言いませんが、実は自由民主党の機関紙自由新報四月十日号、これは読んでいただいたらわかりますけれども、「柳沢騒動」という連載小説がある。その連載小説の中の端々に、「半島系の帰化人よりも、更に低くみられていた日本原住民の末裔ゆえ」といふことが出てゐる。あるいは「原住民系の者らの転宗政策をとった。が、千余年の長い血の流れがそうさせるのか失敗におわり、やむなく勢力を削ぐために彼らの利益をあげて居る製菓業を弾圧せんと、憐れみの命を出した」といふことがあつたり、何々」とは安心したものや、やはり気になるのは日本原住民の者どもの事である。これは昭和になつても尾を引き、「民族融和事業会」といったものが、内務省時代には警保局にあつたこと、今でも為政者にとっては厄介な

ものである。だから元禄時代の柳沢弥太郎が云々と、こういうことばがあるのです。私はここでこれは差別言辭だといふことは断言いたしませんけれども、こういうふうにややこしいことばがある小説が自民党の機関紙の四月十日号に載つておりますので、もしも読んでいただければ、これを一回読んでいただいて、私たちのほうもこの問題はもう少し深く検討して、ひとつ場を改めましてまた論議をする機会があろうと思ひますので、その点、要望しておきたいと思ひます。

以上をもつて、私の質問を終わります。

○三原委員長 次に、厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、順次これを計します。津川武一君。

○津川委員 結核予防審議会を廃止することについて、少し尋ねてみたいと思ひます。

大臣、結核検診が必ずしもよく行なわれていない。学童の検診はよくいくけれども、主婦の方、中小企業の労働者の人たちが、自由業の人たちの結核検診があまりいっていないようですが、この原因はどこにあり、どうなさるつもりか、まずここから答えていただきます。

○加倉井政府委員 御指摘のように、大きな企業体あるいは学校等の検診につきましては、かなり検診成績があつておりますが、一般住民あるいは中小企業の従業員の方々の検診につきましては、期待するほどの成績があつておりません。これは御指摘のとおりでございます。

なぜ検診を受けないかということにつきましては、いろいろ原因が考えられますけれども、やはり一カ所で集中的に集団検診の形をとるといふことが一つの大きな原因ではないかと思ひますが、単に結核のみの検診ということにつきましては、やはり最近の結核医療の事情からいたしまして、それほど、一般の国民の方が、結核の重要性と申しますが、結核問題につきまして関心を払わなく

なつたという傾向にあるということが指摘される
と思います。そういう点を私も少しでもカバー
いたすために、本年度から成人病検診の二、三の
項目を従来の結核検診に付加いたしまして、成人
病検診の一環といたしまして、この検診あるいは
受診の成績をあげるような施策をとってまいら
るものでございます。

それから、従来、学童等の検診におきましては、
検診を実施いたしましても実際に発見される患者
等は非常に少なくなつたわけでございまして、こ
こいらに重点を置いておきました検診体制を、む
しろ、中小企業、零細企業の従業員の方々、ある
いは一般住民の主婦の方々にきめこまかく振り向
けるというふうなことも一つの方法ではないかと
いうことで私も都道府県を指導してまいりた
い、かように考えております。

○津川委員 大臣、いま局長の話の聞いたのです
が、伝染病の予防接種をやつても、昼間中やると
農村では接種率がうんと落ちる、夜やるとうんと
上がる。これは局長が言うように、結核検診だけ
でなく成人病のものもやると言つてもそうはいか
ない。中小企業の場合、生活が忙しい、検診して
いるひまがない、そういうことなんです。あなた
たちは、それを、一般検診と成人病検診としてや
ると言つてゐる。その成人病検診だつてそうだ。
何は老人であつてもそれぞれ仕事を持っている。
こういう点で、きめこまかくやると言うが、思い
切つて、保健所の機能もたいへんだらうけれども、
中小企業の皆さんと農村の主婦に夜おやりになつ
てみてごらんない。非常によく検診されます。
これは厚生大臣、いかがです、考えてみませんか。
○加倉井政府委員 御指摘のように、夜間の検診
等におきまして検診を実施いたしますと成績のあ
がることも、私も重々知つております。ただ、
保健所等の勤務体制の問題もございまして、なか
な私どもの指導によりましてそこまで強力にで
きなかつた点もあらうかと思ひますが、御意見の
点も十分わきまをきまして、今後そういう対象に検
診を実施いたします場合には、できるだけ各都道

府県におきましても夜間の検診を実施するような
指導をいたしたい、かように考えております。

○津川委員 局長は保健所の夜間の検診体制がな
いからというが、それなら民間の開業医に委託検
診してごらんない。民間にもやらしているで
しょう。やつてゐるでしよう。喜んでやりますよ。
だが民間の人はあれだけの資金じややれない。き
めこまかくやるというけれども、私とあなたと
どつちがきめこまかいでしよう。さあ、この点い
かがです。

○加倉井政府委員 先生は第一線におきまして実
際の診療活動に従事されておりますので、こまか
いそういう事情等にも十分御精通のことと思ひま
す。私もきめこまかいでしよう。全国的に個々の地
域を指導するという立場にもございせんので、
こまかい点はわかりませんが、私もきめこまかい
たしましては、やはり医療機関を協賛し協力させ
るという意味におきまして、委託検診という制度
も採用いたしております。しかしながら、やはり
医療機関の利用圏と申しますか、診療圏と申しま
すのはおのずから限度がございしますので、その点
は、たとえば移動の可能な自動車をもつて検診を
するということも体制もつておるわけでござい
まして、この自動車も夜間動かすにはいろいろま
た先ほど申し上げましたような困難もございまし
て、できるだけその困難を打破するように今後は
指導をいたしてまいりたいと思つております。

○津川委員 少しじつたいたすね。そこで、い
まここであなただけを聞いておつた感じがな
いから、思い切つて夜間に、そして開業医の先生方に
協力していただいて、能力のある開業医がたくさ
んあるから、こいつを一度検討してみても返事をい
ただきたい。

そこで、なぜこうなるかという、ここに一つ
の問題があるわけだ。結核予防審議会を廃止す
るといふけれども、こつち一線にいる人たちは
保健婦さんたちを結核予防審議会に入れると体
制が変わりますよ。この点は考えてみませんか。
○加倉井政府委員 結核予防審議会を廃止するの

ではございせん、公衆衛生審議会という大き
な包括的な審議会の中で、従来の審議会は部会と
してやはりいろいろの問題を御審議いただくとい
う体制になつておるわけでございまして、その審
議会のメンバーに保健婦等を加えたらというよう
な御意見もございします。しかしながら、従来の審
議会といたしましては、やはり学識経験者、ある
いは学者の方、あるいは行政官等をその委員とい
たしまして、そういう御指摘のようなこともわか
まなうが対策等の審議に従事していただいたと
いうふうには私も理解いたしております。

○津川委員 廃止しないというけれども、ここに
はちゃんと廃止すると書いてある。統合するなん
と言つておるけれども、事態にちゃんと答えるこ
と。そこで、統合されたとき、あとで砂原委員と
秋元委員に参考人として来ていただいて、もう少
し後日のとき詰めますけれども、問題はそういう
ことではなくして、この人たちの意見は、非常に
熱心な、たとえば青森県だとあなたたちよく覚え
ておる鳴海病院、あつた人たちが審議委員にな
つてくるとこつち具体的な施策が出てくるわ
け。この点、統合される、今度は部会になるとい
うが、部会でもいいが、ばくら部会はいけないと
いつておるんだが、そこまでは言わないけれども、
こつち人々を何らかの形で政策決定、遂行の
上に引き上げるという気持ちはありませんか。

○加倉井政府委員 従来の審議会の委員の方々に
も、いま御指摘がございしました砂原国立療養所東
京病院の所長、その他結核予防会、あるいは労働
界の委員の方々も入つておられて、その先生方
は長年結核の問題に携つておられて、十分
理解をされておるというふうには私も考えてお
りますので、その審議会の今後の委員の構成とい
うようなことにつきまして、また新たな見地に
立つて検討する場合もあらうかと思ひますけれど
も、現在の段階におきましては、やはり私もど
も、いたしましては、従来の委員の方々の構成で十分
ではないかというふうには考えております。

○津川委員 あなたも医師の免許証をお持ち。私
もね。そこで、医療行為はどこから発生するか、
予防行為はどこから発生するか、医学者、医学と
お医者さん、看護婦さん、保健婦さん、ケースワ
ーカー、こつち人々は自分たちが学んで修めた
学問、そこから出てくるやむにやまれぬ人道主
義、ヒューマニズム、病気の人があれば黙つて見
ておれないで治療する、これが一つの根源、これ
はあなたも異論がないと思ひます。もう一つの医
療行為の根源は、おなかの痛い人がおなかの痛み
から解放されたい、熱がある人は熱が下がりたい、
長生きしたい。もつと端的に言つと、美しくなり
たいというのまであるでしよう。こつち人々が
が、自分たちで黙つておれないで、その要求を満
たすために医者を求める、医学を求める、これが
医療行為のもう一つの根源だと思ふのですが、こ
の二つのことについて、厚生大臣はこつち考へてお
るかどうか。ひとつ大臣いかがです。

○加倉井政府委員 御指摘のように、医の根源は
やはり医師と患者の人間関係にあるかと思ひま
す。したがつて、いまお話がございしましたように、
実際の治療あるいは診断という立場におきまして
いろいろ問題の処遇をすることもあらうかと思ひ
ます。また、私もものように、公衆衛生の立場に
おきまして疾病を予防するという立場もあらうか
と思ひます。しかしながらやはりあくまで医の行
為というのは医師と患者の人間関係によつて成立
するものでございまして、いかにうまくその行為
が遂行されるかということを手助けするのが私
も行政官の仕事ではないかと思つております。し
たがつて、医師、それを取り巻くパラメディカル
の方々の行為がやはり円滑に遂行されるよう、
制度その他の問題の解決に当たるのが私どもの仕
事であらうというふうには考えております。

○津川委員 どうも国会の質疑というのは無味乾
燥でね。私が端的に聞いているのは、医学の持つ
ておるヒューマニズムと、病気で苦痛に悩む患者
の要求が医学の一つの根源じゃないか、これを聞
いている。あなたは人間関係だという。答えをす
りかえなければ、それはいいです、あなたも言つ

たから、医師と患者との関係と。とすれば、患者の側から医療行政に発言を持ちたり参加したり、厚生省が医療行政をやるといふときに患者の意向を聞くべきじゃないか。結核の場合は日本患者同盟、精神病の場合は自分たちが表現できないから患者の家族の会、この人たちは二つの精神と結核の委員会に参加させるべきではないか、これが一つ。

それから厚生大臣、こういう人たちの意見を聞いて、厚生行政、予防、治療行政をやるときじゃないか、この二つ答えていただきます。

○加倉井政府委員 審議会の場合で御審議いただきますのは、私もといたしましては、主として医療あるいは医療に関する体制、あるいは制度の問題についていろいろ御審議をいただくということになろうかと思ひます。

それから、御指摘の日本患者同盟、あるいは精神病者の家族の方々の会の御意見、これはもう機会あるごとに私もいろいろ御意見を伺う機会もあるわけでございまして、そういうものは当然、私もといたしましては、別な形で伺ったほうがいいんじゃないかというふうに考えております。審議会というような公式の場で伺うよりも、むしろ日常の業務の間にお聞きするほうが、私もといたしましては、より具体的な施策が生まれるんじゃないかというふうに考えております。

○津川委員 だからあなたの答弁がおかしいところが出てくる。医療行為を起すのは、学問や医学の持つておるヒューマニズム、それを国家行政として実現するのはあなたたちの仕事。もう一つの根源は患者だとはよく言っているでしょう。あなたもそれは認めているわけだ。こちらのヒューマニズムは、医学や科学がどんなにやっても患者の見落としがある、かゆいところがある、ここに手が届かない、これをその患者の運命をきめる審議会に入れないでどうして問題が完全になるか、こういう立場なんです。この専門的なことはあなたから聞く。それから、患者の側の意見をどのようにして行政に参加させるつもりで

あるのか、これは厚生大臣から聞きます。

○齋藤國務大臣 結核の審議会の審議委員の中に患者さん方の代表を入れたらどうか、こういうふうなお尋ねのようでございますが、局長が答えておりますように、この審議会というのは、結核についての医学、医療、さらにまた、結核のそういう対策についての専門の方々の御意見を承る会でございまして、私も、結核の患者の方々の御意見を聞くということについては、やぶさかでありません。

私も実は、昨年十二月大臣に就任いたしました以来、結核の日患同盟といひましたかな、二度ほど代表の方にお目にかかりました。それで、言わんとすることも、私も十分承っております。しかし、この前お目にかかったときには、そのうしろには最後に、健保改悪反対、こう書いてあるんですね。健保改悪反対、こういうことは、結核の審議会の委員としてそこまで聞く必要があるのかな、だから、おまえさん、こういうことはい、食費をどうしてくれとかいふような話はよしわかる、けれどもこの一項だけは気に食わぬよ、といううなことを私は言うてやったことがございいます。私はつきり申します。だからよいな——よいなというんじやないんじや、その人の立場においての個人的言論の自由でしょうから、けれども、そういうことにはばかりも力が入ってくる意見ならば、これはまた別な立場において聞くべき審議会があるわけです。社会保険審議会といたつたふうなものがあるわけでございます。そういうわけで、結核の対策あるいは結核の治療、医療、あるいは日常の食事、こういうことについて聞いていることについては私は十分意見を聞いております。

実はこの前も日患同盟の方に言いました、私も昔、結核をやったことがあるんだと。結核の治療において栄養の大事なことには非常に私も理解している。どんどん聞いています。聞いておるが、そのことが審議会に入れないければならないという理屈にはならぬのではないか、こうも考えて

おるわけでございます。しかし私は、態勢としては、その結核の患者の方々の日常生活、あるいは病院、診療所等に入つて生活している上においてはいろいろな悩み、これは聞いてあげる必要があると思ひます。聞いてあげることは当然である、私はさきように考えております。しかし、そのことがすぐ結核に関する審議会の委員にしなければならぬと、そこまではちょっと結びつかないんじゃないかな、こういうふうに私は率直にいうて考えております。

○津川委員 齋藤厚生大臣、いまの発言はいじょうぶですか。というのは、あなたたちはあなたたちの言うことを聞く人だけを委員会の委員にする、こういう立場にとつてよろしいんですか。皆さんが現在持つておる精神衛生の委員の中に、結核予防の委員の中に、健保改正反対の人はありません。この点は、あとで参考人として呼んだ人の意見を聞いてから、もう一回いまの大臣の発言は問題にしてみます。

そこで大臣、そういうことからどんな結果が出ているか。いま結核患者が治療されているかというところ。保健所へちゃんと活動性の患者として登録されている人が、十数万人治療を受けています。広範な空洞がありながら自宅療養にとどまつている人たちが一万をこしています。こういう形で、現実に空洞を持つて治療しなければならぬ人、しかも皆さんの委員会がはっきり意見具申しているでしょう。一応化学療法でおおせる人、外科療法でおおせる人、こういう人たちが九〇%もです。化学療法でも手術でもなおすことのできない重症患者は一〇%以下だ、なおせば九〇%はおおせるということはこの審議会の委員会があなたたちに上申したでしょう。だが現実におおしているかということ、治療しているかということ、これはどこに原因があるか。これは患者の意見が入つてないからです。こういう人たちがなおつてない、治療してないというのは、どうしてここに原因があると考えておりますか。

○加倉井政府委員 個々の患者のいわゆる処遇に

つきましては、これはやはりその患者さんの置かれたいろいろな立場がございまして、したがつて、私どものほうの原則といたしましては、医者が患者を治療するという基本的な原則、その原則を実現するには、やはり患者さんにつきまして、一人一人非常にケースが違つてまいら思ひます。そのケースをいかに治療に結びつけるかということの実現に努力するのが、私も、保健婦あるいはケースワーカーの仕事であらうかと思ひまして、そういういろいろの個人におきます治療を受けない原因の除去ということにつきましては、これは審議会の事項ではなく、むしろ個々のケースをいかにうまく治療に結びつけるかということの仕事の問題であらうかというふうに私もは理解いたしております。

○津川委員 ここで学問的論争をするつもりはちつともありませんけれども、結核の治療学というのは、薬のことも、手術のことも、いろいろ体温をはかりたりすることもありますが、その人のいま生きておる生活環境と関連していく学問、社会医学的な学問、これは委員会の中でも二つ意見を持つておるでしょう。厚生省は、医学的、薬学的、手術学的、こういうものだけで結核が片づく、こう考えておるわけですか。

○加倉井政府委員 決してそういうふうな考えておるわけはございませんで、ただいま申し上げましたように、その患者が治療をしない原因の除去、いかにうまく治療に導くかということが、先生のおっしゃるあるいは社会医学かとも在ります。しかし、やはりこの問題は、一人一人の患者の置かれたいろいろな境遇その他社会的な処遇と申しますか、社会的な環境に原因するところがあるうかと思ひます。それは一律的な施策ということではなくて、個人個人の問題の解決ということに私もやはり努力をしなければならぬ、かように考えております。

○津川委員 個人、個人という、まあそのとおりのこともあるかも知れぬ。この個人、個人の事情を、だれが見つけて医療に結びつけるか。いま

の医者の不足、結核専門医がむしろ減少しつつあるかも知れない。この情勢においてはさか立しなくてもできない。これをやるのが保健婦。保健所の保健婦が足りなくてどうにもならない。それであなたは個々の問題を解決するという。保健婦をいまの三倍ぐらいふやしてみませんか。お医者さんと患者さんと結びつきましますよ。この点はいかがです。

○加倉井政府委員 私どもといたしましては、保健所の保健婦はもちろんそういう問題に従事しなければならぬというふうにも考えておりますし、また、そのほかに国保の保健婦という制度もございます。したがって、国保の保健婦と保健所の保健婦がうまく連携をとれるような体制をつくるということも、これは私どもの仕事ではないかというふうにも考えておりますし、やはりそのほかにはに医師と保健婦との間の連携をうまくつけてやるかということも、これも非常に必要なことであらうというふうにも考えております。

○津川委員 お互いに、いいとか悪いとか抜きにして、質問にそっくり答えましょう。私は保健婦さんを三倍ぐらいにふやしたらどうかと言っている。あなたは保健所の保健婦と国保の保健婦と結びつけばいい、こういう考え方なんだ。もう一回答えてください。

○加倉井政府委員 保健所の保健婦をいま三倍にするということ、これは保健婦の養成の数から申しまして、やはり一挙に実現することはできないと思います。したがって、当面といたしましては、いま申し上げましたような国保の保健婦というものが市町村に在留いたしておりますので、したがって、そういうものも活用してというお話でございまして、補足させていただきます。

○津川委員 あなたの答えから、ふやすということばが出てこない。三倍は無理だ、だからせめて〇・五倍でもふやすというなら、これは話がわかるけれども、国保の保健婦と直結をさせるだけなんです。もう少しふやすために努力してみませんか。○加倉井政府委員 いわゆる保健婦養成所の数を

ふやして保健婦の数をさらに全国的に増加させることは、これは非常に必要なことだろうと思えます。これはまた医務局の所管でもございしますので、医務局のほうにも十分私どもの意のあるところを伝えて、保健婦の養成に努力してもらいたいというふうにも考えております。

○津川委員 保健所はあなたの管轄でしょう。だから、保健所の保健婦をふやすために医務局とも相談して計画を立てて、私たちのところへ、後日でもいいから提示していただきたいと思うのです。そうしないとなかなか詰まらない。

そこでもう一つの問題は、結核予防法の三十五条の強制収容である。これで、いろいろなめんどうなことはあるけれども、結局一つの重要な仕事は、収入がある人は、知事の命令によって自分の私権が拘束されて、入院加療させられて病院に縛りつけられるが、その費用の全負担を国でやらないんです。命令を出して知事がやらない。そして政府のほうでは、ワクをこれだけと決めておいて、そのワクの中で毎年そういう命令入所の患者をきめる。患者は、さつき話したようにたくさんある。命令入所の患者は毎年減っているでしょう、千人とか二千。このワクを取つたままに、いかにね。こういう必要患者があるならば、それについででも予算が組めるような形にしなければならぬ。

もう一つ、こういう患者さんたちが入院できないでいる状態なんです。この点をいかに解決して患者を医療という行為に向かわせるか、この点、答えていただきます。

○加倉井政府委員 命令入所患者につきましては、私どもは入所の勧奨は十分いたしておるつもりでございます。しかしながら、やはり家庭の事情その他の条件等がなかなか入院に結びつかないという患者が依然として残っていることは事実でございます。したがって、御指摘のように、私どもといたしまして、毎年若干ずつ命令入所患者数が減少してまいっております。これは経済的な事由というよりも、むしろ私どものほうといたしま

しては、結核患者そのものが減少しているためにその該当が少なくなってくるというふうにも考えております。

○津川委員 はい、いよいよですか。治療する患者さんが治療しないでいるということをおなたたちは認めているんだ。しかも患者が減っているとおなたは言う。そうじゃないんです。絶対数の患者は減っているかも知れませんが、治療しなければならぬ患者はうんざりかさんか。そしてあなたたちはこのワクを締めている。これが現実です。これは私よりもあなたたちがよく覚えている。こういう状態なんです。厚生大臣、命令入所の患者さんというものは、一定の基準を備え、検診して、知事の命令を受けて、自分の仕事をやめて結核の病院に入っていくかなければならぬ。家族とも別れなければならぬ。その人たちがいる種の収入があれば一部負担をしなければならぬ。この負担金が、今度患者が入院すると収入があがらなくなる。それで入れない。そこで大臣としては、こういう人たちを入れるために予算をもっとふやさなければならぬと思うのですが、いままでの論議を聞いて、いかがでございますか。

○齋藤國務大臣 こういう開放性の患者で療養所に入らなければならぬ方々について、数について制限を加えるということ、私は必ずしも好ましいこととは思っておりません。しかし、最近における結核患者の状況から見まして、必ずしも全部入所をさせなければならぬのかどうか、その辺の判断はあるんでしようね。私はやっぱり、開放性のそういう患者をできるだけ収容する、これは当然だと思っております。望ましいことだと思えます。しかし、そういう患者の数がそんなにふえているかどうか、私も専門的な知識は持ちませんが、問題はそこだと思うのです。ふえているならば、その予算のワクを広げなくちゃならぬでしょうし、開放性のそういう患者はだんだん減少しているというならば、予算的には減らす、これは私は当然だと思っておりますが、その辺、現実に検診に当たっておられる方々の御意見なり事情というものを、やはりもう少し正確に把握して判断すべきことではないだろうか、こういうふうに思います。

○津川委員 大臣、この次のときに参考人を二人呼んで、その人たちに意見を聞いてから、大臣にもう少しこの点で質問しますが、患者というものは減っている。だが、三十五条の強制命令で治療しなければならぬ患者さんという患者さんがごろごろしている。そのごろごろしているという資料を私たちが上げますから、局長ともよく相談して、あらためて返事していただきます。それは絶対数は減っていますよ。だが、三十五条で治療しなければならぬ患者がだんだん沈んでふえていっているのです。こういう事実を、私は資料を差し上げますから、これは局長と検討していただいて、これはあなたたちの結核審議会さえこういう意見を出している。

これで、きょうは私の質問は終わります。

○三原委員長 奥田敬和君。

○奥田委員 今度の法案改正は、主として環境衛生局に水道環境部、まあこれが非常に要点になっておりますけれども、水道の広域化あるいは水の確保、あるいは産業廃棄物の計画的処理、こういったことでたいへん重要課題をかかえておる環境衛生局として、私は賛成でありますけれども、これと並んで、最近の食品衛生、こう言えはもう大臣のほうで御推察がきくと思いますが、こういった食品衛生面に対して厚生省の食品衛生課、食品化学課等とあるわけでございしますが、私は、先般、あの二十四日の新聞で見たように、私も非常にショックを受けた一人でありまして、何か最近のマスコミの公害問題の取り上げ方のあり方にも問題点があるかと思いますが、ああいう形でマグロのさしみが四十七きれとか、アジが何か十二匹食つたらどうかという形、そして二日もたたないうちに、今度はそれを四十匹に訂正しておる。いたずらに不安をおおったということだけで、一般の消費者にとっては、何ら結論的にはたいした汚染の心配は要らないのだ、アジを一週間に四十六匹も食つていいということになれば、

もう食いほうだい、安全なんだということなんだから、一体、くどくは言いませんけれども、こういった波及効果を、ほんとに慎重に考えた上でやはり発表していただきたいと思うわけです。

特にこれは、おそらくお答え願えると思いますけれども、理論値としては、おそらく最大に汚染されておる場合、アジは十二匹だろう。しかし、一般の平均値からいったら、もうとても問題じゃないんだということ、むしろ具体的に知らそうとした意図があったのかもしれないけれども、非常に大きな社会不安をおおりました。

そのことで具体的に例をあげますと、私たちの選挙区である石川県なんかにおいて、たいへん大きな実害問題が発生しております。これは私、石川県だけじゃないと思います。魚の産地はほとんどともにこういうあおりを食ったのじゃないかということは、つまりこの汚染発表のあおりで、もう県庁に大挙して漁民が押しかける。そうして結局出漁できなくなる。

はつきり一例をあげますと、いま私たちの石川県のほうでは、タチウオという魚がいっぱい盛漁期に入っておるわけです。これは六月から八月にかけてとれるわけなんですけれども、そういう盛漁期に入っておるやさきにばかんとこれでやられた。そうすると、キロ大体四百五十くらいいいままでしていた相場のものが百円以下に落ち込んでしまふ。これで、具体的に言うときり立たなくなる。そういう形で、なわ代にもならない、運び代にもならない、船の油代にもならないということ、漁民としてはもう魚をとってもどうにもならぬということ、まあそのことが逆に休業補償なり価格保障なりという形のことの動きにあらわれてきておるわけでありすけれども、私は今後こういう発表にほんとに慎重な配慮を促したいわけなんです。

そういうわけで、私はいま水道環境部の設置もさることながら、今後の健康、こういった問題点を踏まえて考えるときに、食品行政のほんとうに効率的な一元的な運用ということになると、ばら

ばらにやっているんじゃないかと、うーんといった形で、食品部あたりをそうした将来設置改正に持っていく御意思が大臣のほうにおありになるのかどうか、まずその点をお伺いします。

○齋藤國務大臣 今回の水銀の暫定基準設定につきましては非常に御心配をおかけいたしましたことは、まことに私も申しわけないと考えておる次第でございます。お尋ねがございましたから、その点について申し上げさせていただきます。その点が、御承知のように、第三水俣病といったふうなことが指摘され、魚に対する不安が非常に広がってまいりましたので、先般来、環境庁を中心としてこの魚の安全基準をつくってやらぬか、こういうことになりました。そこで専門の学者のお集まりをいただいてつくったわけでございます。その発表にあたりまして、魚類の濃度の〇・三PPMというものを基準にきめたんですが、確かにそのときの説明のしかたに私は多少不十分な点があったのじゃないかと思うのです。

いまお述べになりましたように、〇・三PPMという安全基準はどういうことを意味するかという点、〇・三PPM以上に濃った魚は市場には出さないようにしよう、汚染魚判定の基準にし、同時に、安心して食べられる魚の安全度を示すという二面の意味を持つわけでございます。そこで、〇・三PPMということはどういうことかという点、すなわち、幾ら汚染されておっても、〇・三PPMまで汚染されておっても、これだけの魚は食べられますという、一言でいえばそういう意味なんです。すなわち前提条件があるんです。そこで、その前提条件を新聞紙上にはつきり書いてくれた新聞もあり、あまり書かれてない新聞も一部ありました。そんなようなことで、見出しだけが大きく出てしまひまして、その前提条件、すなわち、〇・三PPMまで汚染されておってもこれだけの魚は安全でございますといった、その科学的な学問的なことは、前提条件が吹っ飛んで、見出しだけ——見出しだけじゃございませんが、

文章もそういう説明もあるんですが、見出しだけが大きく出ちゃったものですから、アジは十二匹以上食っちゃならぬといったふうなごく国民に非常に不安を与えた。これは私も、ほんとに説明が十分でなかったというのを、先般の国会議の席上においても申し上げた次第でございます。ところが実際は、それじゃどの程度になつてゐるのか。これは科学的な話なんです、安全率です。四十五年から四十七年にかけて環境庁と厚生省が調べました汚染度の平均率というものをみると、〇・〇八なんです。〇・〇八という、二、三年前に調べました一応の資料があるわけなんです。その資料に基づくと、結局〇・三と〇・〇八の比率ですから、四倍の魚が安全になるというわけでございます。すなわち三十何匹とか四十何匹とかになるわけでありす。そのことを魚屋さんの会合の際に環境衛生局長からちやつとその話も出たわけなんです。しかし、これは御承知のように、科学的なPPMという考え方からいえば、二転三転しているわけでも何でもない。前提条件がみな違ふんです。同じ前提条件に基づいて安全率は〇・三PPM、これは動かしておるわけではあります。それを実績ならばこうなりすということを言うんですが、なかなかこちらのほうのPRがへたであつたということ率直に私は認めます。これはほんとうに申しわけないと思うのです。

そこで、そういうふうないきさつで、今日相当御迷惑をおかけしたということは、私もほんとに申しわけないと思っておりますが、しかし魚に何PPMなんという色がついてるわけでもございせん。行政の施策としては、この基準に基づいてどういふふうな魚の行政をやっていくかということになれば、すなわち汚染された魚は市場に出さない、こういう行政の施策を講ずることが基本であるわけでございます。そこで先般来、すでに御承知のように、環境庁が中心になつていろいろ御相談をいたした結果、汚染しているかどうか別として、汚染のおそれがあるといわれておる九水域について、すなわち監視体制を厳重にし抜き取り検査をいたしまして、そして〇・三PPM以上の汚染されておる魚があるならば、それを流通の過程に乗せない、こういうことにすれば国民が安心して魚を食べていただける、こういうことになるわけでございます。すなわち何PPMと

いったって色がついてるわけでもありませんから、これはもうほんとに消費者の方にも、どなたにもわかりません。ですからこれは科学的な議論としてそういうことでございしますが、国の行政としては、いま申し上げましたように、魚のこれ監視し、そして汚染のおそれのある魚は市場に出さないという措置が厳重に行なわれる限り国民には心配ない、こういうことになりすものですか。先週、実は関係府県の課長会議を招集いたしました、監視体制をしくにはどうすればいいか。監視をする、その検査をするためには相当の機械が要ります。相当の機械も、国で予算を準備金支出をいたしまして、めんどう見あげます。それから、その地元、地元には専門の方々もおりませんから、専門の方を応援にその九水域に差し上げることになったし、いま盛んに折衝いたしておりまして、大体十日から十五日の間に全国一斉に九水域について監視が厳重に行なわれる、こういうところまでなつたわけでございます。

そこで、確かにもう奥田先生御叱正のとおり、最初の発表のときはどうもまずかつたではないか。もうおしかりのとおりです。私自身も、あの新聞を見てきよつとした一人でございます。この点は確かに厚生省のPRが不行届きであつたということはお考えしておりますが、真意はそういう点にあったことを御理解いただきたいと思ひます。まあ、こんなようなことで、魚に対する水銀の問題、それからPCBの問題、あるいは添加物の問題、いろいろございす。先般は御承知の油の問題等もございす。そういうふうなことで、

この食品行政というものを拡充し、しっかりした基盤の上に立つて食品行政を進めたいかなければならない、こういうことについては私も同感でございます。

そこで実は、この水道環境部を設置する際にも、食品部をつくったかどうかという意見も実はあったわけでございます。アメリカなどにはそういう専門の部局もあると承っておりますので、私のほうも何とかせねばならぬだろう。しかし、一度に二つの部をつくるというのはいへんだろうというので、今回は水道環境部だけにどめたわけでございますが、将来の問題としては、食品行政の重要性からかんがみまして、国民に安心して食物を食べていただけるようなかちとした部局を整備していく、この必要性は十分痛感をいたしておりまして、今後前向きに努力をいたしてまいりたいと考えておる次第でございます。

○奥田委員 いま大臣から、調査発表に慎重さを欠いたという、確かにそういうミスをはつきりお認めになったわけですが、ただこのことと食品行政の重要であるということは、私もあらためて認識しておるわけです。こういう災いといいますが、こういうミス、むしろあまり功をせり過ぎたような発表のしかたというものが、どれだけ大きなあれを与えたかということについては、相当な総反省をなさっておられるようでありますから、これ以上言いません。

先ほどタチウオを例に言いましたけれども、念のために言いますと、イカなんかは二十キロ一箱千四くらゐのものが一べんで百五十円に下がったわけですね。千円が百五十円に下がってしまった、もうほとんどが県外移出なんです。七〇%くらいを県外に送るのですが、これは県外に送ったつてせりが立たない。大臣、これは聞いてください。地元のことばかりになって恐縮ですけども、富山、福井は確かにそうだった数値が一部出たようでありまして、ところが石川県の場合は、たとえばアジを例にとっても、厚生省の基準が〇・三PPMだったから、石川県の調査では〇・〇一PPMと

いうような形で、全くゼロに近い。はつきり言うて汚染魚がない。あらゆる形の例でメチル水銀もPCBもほとんど数字が出てないくらいにきれいな魚であったわけですね。ところが、こういう結果の中で、むしろ今度は県外に對して、PRもやれと、いろいろな形でテレビ、新聞、こういうたものを通じてたいへん宣伝をやつて、ラベルまでつくりましてね。そしてそういう自分たちの責任でもない形の中でたいへん被害を受けたわけでありまして、やっております。

それで、ひとつ大臣にこれは要望しておきますけれども、厚生省として、大臣を先頭に、心配のない、特にいい産地のお魚については全く心配のないという形をできるだけ積極的に国民にPRして、予算もちゃんとかけてやつてあげるようにしていただきたいと思うのです。

水産庁、入つてくるようですね。水産庁にお願いすると同時に要望したいわけですが、これも、こゝういった価格保障。あるいはこのためにたいへんな休業になつておるわけですね。先ほど申しましたように、再盛期にほとんど生活費というものはこれ一本にかけておるといったような連中が、この二、三ヶ月の間だけでも一年のかせぎが吹っ飛んでしまったという形、これらに對して、各県市当局からもいろいろ御要望があると思ひますが、あなたのほうで、そういう面の、農産物の最低価格保障に準じて、こういう、二度三度あつては困ることですから、今度の場合に特別に何か最低価格保障の措置を講じてあげるとか、あるいは休業ですね。この前は汚染地域に對しては臨時な特別融資の道も開かれたようですけども、きれいな魚のとれる漁場が、逆におりて今度はいくら生活が成り立たなくなつてきた場合に對しての何らかの措置を考慮しておられますか。

○前田説明員 お答えいたします。いま先生御指摘のように、石川県にはほとんど汚染工場らしい工場もございません。同じような問題が高知とか三重とかでも起きておるわけでございます。どつちかと申しますと全国的なパニッ

ク状態というものが生じまして、先般、政府のほうで発表いたしましたいわゆるつなぎ資金につきましては、汚染海域を持つておる県またはその周辺水域というような形で手当てをしたわけでございます。

御指摘のように、全国的な魚価の値下がりによりまして、この問題につきましては、やはり何らかの手を打たなければならぬのではないかと、いふようなことも等々ございます。緊急つなぎ融資を出しました場合には、いわゆる原因者がはつきりいたしました場合には、融資をいたしましたその金額が漁業者の負担にならないというふうな意味でのつなぎ資金的な性格もあつたわけでございます。今回の全般的な値下がりによりまして、場合につきましては、補償ということが非常にむづかしいという問題等もございまして、やはり経営安定的な資金にならざるを得ないのではなからうか、そのように考えまして、現在も私どものほうで、その面を含めまして大蔵当局ともいろいろ相談を申し上げておるという段階でございまして、また、どこまでの範囲というものがまだ明確になつたわけではございません。できるだけの検討をさせていただきますと思ひます。

○奥田委員 いま言われたように、経営安定的な資金であつてもいいと思ひます。その形の名は別にしまして、そういう事態を踏まえて、できるだけ緊急に措置を講じてほしいということをお願いいたします。

(委員長退席、藤尾委員長代理着席)

ただ大臣、この際、食品化学行政ということになるのでしょうか、そういうことは適切かどうかわかりませんが、消費者運動も盛んでありますけれども、ほんとうの実態をしっかりと把握して起す運動じゃなくて、ぶわつと何か感じで動かしたような運動の中で、厚生当局も正しい見解発表なんかを、少しあおられてできないような面もたくさんあるのじやないかと思ひます。私自身そういうぐあいに外部から見ると感じるといふ点。

たとえば、これは私の常識が間違つていたらあれですけども、石油たん白なんかの問題でも、あれはパラフィンを含にするといつたらおかしいですけども、それでイースト菌がふえて、そういう石油たん白が今後の食糧問題として大きくクローズアップされることは間違いないと思ひますが、こゝういった形で各国の研究というものは相当進んだ段階にいつているんじゃないかと。この間、日本のほうはこれを企業としてやることをみんな中止したようでありまして、この石油たん白問題で先進諸国がどのくらいやっているか、またどういふぐあいに利用しておるか、研究はどの程度いつておるのかということ、簡単にちよつと教えていただきたいと思ひます。

○浦田政府委員 いま手元に資料を持ち合わせておりませんので、記憶によつて御説明申し上げます。石油たん白の世界的な研究あるいは企業化の現状でございますが、これは御案内のように、イギリスでプリティッシュ・ペトロリアム社が、年産数千トンの規模で企業化いたしておるところでございます。それから、それと同じような考え方で、フランスで、これも数千トンという規模だと思ひますが、現に企業化されておるわけでございます。それからソビエトで、これは万というオーダーだつたと思ひますが、同じく工業化されておるという段階のように承知いたしております。あとイタリアあるいはルーマニア等で、これは研究の段階であるといふふうな考えでおります。それから、イギリス、フランスあるいはソビエトとも、さらにこの規模を大きくしたいという計画を持つておるようには承知いたしております。

○奥田委員 やはりこれは将来の食糧問題を考えたいたいへん大切な問題でございまして、私も、イギリスやフランス、ソ連、イタリア等々で相当進んだ技術開発が行なわれておる、しかも、そういう面については、食品上いろいろな面の被害といひますか、そういうものももうほとんど研究し尽くされておるようでございますが、あ

まり事なかれ主義のような姿勢ではなくて、やはり厚生当局はこういった問題点について、将来にわたっていろいろな意味でしっかりした、無知な消費者に新しい知識、理解を求めていくというような立場であっていただきたいと思ひます。

この間あれだけマスコミで騒がれたチクロでも、日本では非常にこれが害があるとかいっていながら、もうそんな形の害というものはほとんど世界の学界でもないように私たちは聞いておるのです。そのことが事実かどうかは専門の皆さんの分野におまかせしすけれども、何かこう、ちよつと動きがあるとかとそれに飛びつく、それでそのあたりを食つておたおたになつてしまふといつたようなことが見えて残念でならないのです。が、そういった今後の食品行政に關して一その研究と申しますか、そういった面にやつていただきたいと思ひます。

そういった意味でも、私は先ほど言つたような食品部なりあるいは、いま食品衛生に關してはどういう国立の研究機関をお持ちですか。

○浦田政府委員 主として食品添加物の慢性毒性等の研究機関として、国立衛生試験所が中心になつてやつております。それから生物学的な問題、たとえば細菌から生ずる毒素等の問題に關しまして、これは国立予防衛生研究所がやつております。あと一部、公衆衛生院等が医科学的な問題について研究しておるというようなことで、大体おもつたところはそういうようなことで、その他厚生省は数研究所を持つておりまして、お互いに関連した分野において食品衛生の問題についても研究をお願いしておる現状でございます。

○奥田委員 国立衛生研究所、これもうんと充實をしていただきたいわけですが、食品面よりもむしろ薬品の面に相當な機能とあれがとられておるよう聞いておるのです。そのことは、今後こういう食品衛生というものがわれわれのたいへん重要なテーマになつてきておるわけですし、私たちも化学のほうになると非常に弱い面もあるわけですが、そういった食品衛生を中心に

した研究機関といったものも、いまの時代要請にこたえて国民不安を除去する上からいまして、も、さらに一そう充実に努力していただきたい、こういった点を大臣に特に要望しておきます。

それと、魚市場等はもうほとんど都道府県の管理体制の中にあるというように私たちは理解しておりますけれども、特に一千万以上の人口をかかえておるこの東京、一つの国のような大きな機能を持つておるわけですが、この東京の市場のくりに、たとえばこの間、厚生省の指導に基づいてやつたんだと思ひますけれども、魚市場での魚の分析データがいつ最近新聞に発表されておりましたが、監視体制と申しますか、食品衛生課はこういう法に照らした監視体制なんかを担当しておる課と聞いておりますけれども、東京都なんかとは厚生省はあまりうまくいっていないというところを聞くんだが、こういう公式の席でそういうことをうまく言われるわけじゃないでしょうか。けれども、うまくやつておるのですか。うまく密接に連絡をとつて、国のそういう指導のもとに東京都のほうも応分に全面協力をなさつておられるわけですか。

○浦田政府委員 食品衛生行政の一つの重要な柱はもちろん監視ということでございます。食品衛生行政は、御案内のように、都道府県知事に対する機関委任事務として行なわれておるわけでございます。まして、厚生省の職員が直接に現場に出て検査しておるのはい輸入食品に關してのみでございます。したがって、厚生省といつたしましては、全国的な問題についてのいろいろな基準、もとななる考え方、それらを法律を通じ、あるいは通牒を通じて各都道府県知事に通知し指導しておるところでございます。

御指摘の東京都との間でございますが、今回の水銀の検査につきまして、もちろん、私どものほうから要請いたしまして、全国的に一番影響の多い東京の中央御売市場における魚介類の抜き取り検査を即刻実施をお願いしたわけでございます。その限りにおきましては、東京都は直ちにそ

の体制をとりまして、そしてその検査も、結果は、途中段階でございませうけれども、いち早く発表いたしまして、消費者の皆さんの不安の解消に役立ちましたこととございまして、私どもは、少なくとも国民の健康を守る、食品の安全を守るという立場から、都道府県の間で反対の考え方があつても、そのような問題は少なくとも私どもとしてはないと考えております。

ただ東京都は、これは各道府県についても同じでございますけれども、それぞれ自治体としての独自の立場もあるということもございまして、逆にならぬものがあるから、こちらの指示どおりにすべてが動く、あるいは東京都のいろいろな行政の末端の動きまで私どもが逐一それを報告させて、そして承知しておるといったようなことではございせん。しかしながら、その大筋においては、国、都道府県のそれぞれの立場において、有機的な連絡を保ちながら食品衛生行政全体の動きがなされておるといふふうに私は考えております。

○奥田委員 しかし、ずいぶん歯切れ悪いと思うのですよ、あなたも答えておられながら。それでは、産地別データとかそういう問題でも、一応の基準要綱は示すけれども、実際には監視、監督、指導という形はやつておられないと一緒ですね。

○浦田政府委員 原則的に食品衛生行政の運営ということについて御説明申し上げましたので、今回の魚介類の水銀の検査に關しましては、特に非常に重要な問題でございまして、厚生省は、先ほど大臣のほうからも御説明がございましたように、急遽関係の県にお集まりいただきました。こちらの意向を強く伝えまして、全国調整のとれました検査体制をしくようにいたしましたわけでございます。これは事の重要性によつて、場合によつてはいつでも厚生省が積極的にリードしていくという姿勢をとるということとございまして、日ごろの食品衛生行政とは違つた強い立場でもつてわれわれとしては臨んでおるわけでございます。

○奥田委員 事が国民の健康に關する大事な問題

ですから、自治体の意向をいたすに尊重するといふことは、それは大事ですけれども、この問題に關する限りは国は監督、監視の機能といふものをうんと強くしていく。しかも、ばらばらの検査をやる形じゃなくて、やはり全国的に一定のきつとした規格、基準をやつてもらわないと、これは安心しておれない。ちよつと出入りするのに、あそこは少し協力的じゃないからという形で遠慮して、指導のもとにどうにかやつていただいております。なんというふうな弱い腰では、ほんとうにうまいというか、行政効果があらならないような気がするわけですね。しかし、こういう面についても、ひとつ今後新しい検討課題として私はやつていただきたいと思ひます。その点を大臣にも要望しておきます。

(藤尾委員長代理退席、委員長着席)

同僚の旗野議員から汚染公害に關しての関連質問がございまして……

○旗野委員 いまも公害汚染の問題でいろいろと御質疑があつたわけですが、おそろく十年前には、今日のこの公害の状態といふものを予測しておつた人たちがどれくらいおつたであらうか、昭和三十八年当時を考えた場合に、識者や専門家の方々は、そういう点について十分にお考えであつたかもしれせんけれども、われわれ一般の庶民としましては、こういう公害汚染が全国的に広まつた現況は、私は十年前にはおそろく想像はしておらなかつた者が多かつたと思ひます。私はその一人なんではないかと思ひますけれども。

そこで、きょうの新聞等を拝見いたしますと、公害対策会議が今度第五次規制を行なつた。厚生大臣も公害対策会議の一員でいらつしやるかどうか私は存じませんけれども、少なくともそういう地域が拡大をされてきておる。苦小牧、あるいはまた千葉の臨海工業港、あるいは仙台湾と非常に大きく拡大され、しかもまた有明湾、徳山湾、また魚の集散地であります富山湾というところまで全部そういう規制を行なわなければならな

い、公害の海だというようなことをいわれている。しかもまた、厚生省でいろいろと魚介類に対する規制等も発表されたことによつて、大きなショックをみな受けておる。特に富山県のごときは、もう小売り業者はほとんど休業の状態だということをお伺つております。真偽のほどは私ばかりまかせんけれども、そういう状況にある。

また、この機会にお伺いをいたしておきたいことは、そうした公害によつて、第一水俣病あるいは第三水俣病というようなことで次々と患者が出ておる。私のところも阿賀野川の沿岸でございまして、一昨日三十名ほど上京いたしまして、親しく現況を聞いたわけでありまして、

そこで、現在公害に関連した患者、疑似患者というのはおおむねどれくらいおりますか。つかんでおられなければあともよろしゅうございませうけれども、しかし、少なくとも厚生省ですから患者の概数ぐらひは、これは承知しておらなければならぬ問題だと私は思います。そういう点について、まだ公害というものに対する御認識が足りないとは私は思いませんけれども、こうした厚生行政については非常に意欲的であらうし、厚生大臣でおられますので、ひとつこの際、この公害が十年後一体どうなるであろうか。日本の四つの島が周辺ごとく汚染されてしまふというような結果に相なつた場合、公害患者に対する処置の問題、企業責任というものについて強く打ち出し、また企業側がこれに対して負うべき責任は当然であります。当然でありますからして、どうも水俣病患者の諸君に接しておりますと、何か企業側からの補償をもちつたことによつてこと足れりとしていふような感じがしないでもない。まことに私はそういう点について、政府はおそらくそういうお考えはないだらうと思ひますけれども、いわゆる過失責任というのはいは政府側もお考えにならなければならぬ問題ではないかと思ひます。

そういう観点からいたします場合、この際、厚生大臣在任中に公害病院というものをつくら

れて、そして統合されたところの医療大系というものをやりになるお考えがあるかどうか。たとえば阿賀野川であれば新潟大学、あるいはまた水俣湾であれば熊本大学というように。しかもまた、個々の患者の話を聞きますと、開業医等によつて治療あるいは診断を受けているというような現況が見受けられる。国民の保健という立場から考えた場合に、私はこの際、公害病院というように統一された、積極的な、意欲的なものを前向きに厚生省はお考えになる必要があるかと思ひます。この際、こういう問題は党でいろいろ問題を提起すべきものでありましようけれども、この機会でありまうので、公害病院の設立という方向に前向きにお考えになつておられるかどうか、これを大臣にひとつお答え願ひたいと思ひます。

○齋藤内閣大臣 実は今回の水俣の問題などを考へてみましても、厚生省は、御承知のように、国民の健康を守るということと安全率というものをきめるのがうちの仕事でございまして、さらにまた、それに基づいて監視体制を厳重にして、汚染のおそれのある魚は入れない、こういったようなことをやるわけでございしますが、それだけで問題は解決しない。これは環境庁を中心としてできております連絡会議においてもはつきり方針をきめておるわけでございしますが、水銀に関しましては、水銀関係の工場において、水銀等が海域に流れないようにクロロドキシム化を急いでやつていきたいと思います。こういうようなのが一番の根本だと思ひます。そうしない限り、何かしら汚染のおそれのある魚が出ることは確かなんですから、やはり水銀関係のそういう汚染源を断つておきたい。さらにまた、今日の問題になつておりますヘドロなどを除去する、こういうふうな抜本対策を講じなければならぬ、こういうことで、環境庁を中心として、政府をあげて、これは通産省なり農林省なり運輸省なり、みんな関係のあることとございしますが、この際、抜本対策を実施して、こういうふうな方針をきめたわけでございします。こういうふうな抜本対策をやらぬ限り、私のほうで何

ば監視体制をしいたつてどうも十分でない、これは私はそのとおりだと思ひます。そこで、政府をあげてこの際全国的な環境調査を行ない、同時にこういう汚染源を断ち切る、こういうことが最大の問題でございしますから、その汚染源を断ち切ることに全力を注ごう、こういう体制で、今日政府も、これは党のほうとも十分打ち合わせながら進めておるところでございします。

そこで、問題の公害病ということでございますが、公害病認定患者というのは、御承知のように、熊本、新潟、こういうふうな水俣病というものがございしますし、それから川崎、四日市のような大気汚染による公害の問題もあるわけでございします。こういうのをあげて環境庁がやるわけでございします。私も、私どもも国民医療の観点から十分な関心を持つておかなければならぬことは当然のこととございまして、実は先般、こうして公害に関する、大気汚染によるものと水俣病などは多少種類が違つたわけでございしますが、水俣病などについては専門の病院をつくるのができないだらうかというふうな意見も出ておるわけでございまして、目下環境庁と厚生省で話を詰める相談をしており、こういう段階でございします。私も、やはり専門的なそういう治療機関というものの必要性を十分痛感いたしておりますから、今後そういう問題について環境庁と相談いたしまして善処いたしてまいりたい、かように考えておる次第でございします。

○旗野委員 担当の課長さんいらつしやいますか。医務課長さん、おられましたら、公害病に対する統一されたそういうプランというふうなものはお持ちでないのですか。最初、厚生大臣から答弁をいただいたて恐縮でしたけれども、担当の課長のほうから、この現況並びに将来に対する見通しをいいますか、そういうことについてもお聞かせいたしたいと思ひます。

○滝沢政府委員 確かに、公害を帯びた疾患というものは今後増大していくことは避けなければならいませうけれども、しかし全体としては、やはり

そのような対応策も考えなければなりません。したがって、大臣からお答えいたしましたように、熊本における水俣病に対しては国立の水俣病センターの設置についてただいま環境庁を中心に検討いたしておりますが、先生御指摘のように、阿賀野川にもあるわけであります。それから富山のイタイイタイ病等の関係もございします。一般的に公害の病氣は、その地域だけの研究でこと足るものではないと思ひます。公害全般というか、広い意味の公害がわれわれ日本人の健康をどういうふうにも阻害するかという基本的な研究体制も必要でございまして、そういう意味で、国立では、牛込の若松町にございします前の国立第一病院を医療センターといたしまして、そこに研究施設と病院とをあわせて持つようにいたしたいと思ひます。そこを中毒あるいは公害、難病等のセンターとして整備いたしたいと思ひます。それから今後、地域的に特に問題の多いところには、公害病院専門ということとはなかなか医療機関というものは総合的に専門医をかかえる必要がございします。公害病専門の病院という先生の御発想にすぐお答えするものは、いま熊本の水俣病センター程度であらうと思ひますけれども、一般的に公害病院等で、公害病のための研究があるいは病棟の整備をさらに積極的に進める必要があるという場合、われわれとしては、国としてその助成策を実施していくということで、医療審議会のいわゆる公害病院の病床規制からは、公害病のための施設についてはこれを規制からはすというところで、積極的にその必要に対応できるように準備いたしたわけでございします。まだいまのところ、先生の御期待のように、全国的なプランというふうなところまで至っておりませんけれども、そういうふうなものを踏まえた基礎的な準備は進めておるつもりでございします。

○旗野委員 世界にも類例のない面期的な経済成長を遂げた国であるだけに、そのひずみも大きいわけですね。したがって世界の視野に立つて、この際こういう公害に関する、砒素の中毒の問題で

あるとか、イタイイタイ病の問題とか、あるいはまた水俣病の問題、またその他いろいろ別な問題が起きてくる場合もあり得ると思う。したがって、この担当をなされておる厚生省としては、そういう点について視野を高度な立場から持っていたらいい、国民に納得し安心をさせられるような対策を私は考究されてしかるべきじゃないかと思えますので、あえてこの点について申し上げたわけでありまして、よろしく私どもの気持ちにおこたえをいただきたいと思います。

いま一つ、ついでもございますので、たいへん恐縮でございますけれども、加工乳の問題について、これも保健衛生の立場から、農林省やその他とは関連がない純然たる加工乳という立場に立つて、保健衛生の担当の課長でけっこうでありますから、お聞かせをいただきたいと思うわけです。

ちょっと私、先ほど調べてみましたところが、東京都でいま皆さんがお飲みになつておる牛乳が、一カ月の平均消費量が三万五千六百トン。これを紙のバックあるいはびんに入れますと大体一億八千万本です、本数にいたしますと。そういたしますと、一日の消費量はどうかといえますと大体一千一百万本。ちょうど六月現在の東京都の人口が一千一百万ちょっとおるというふうな状況にあるわけです。

そこで、この加工乳というものは、レッテルを見ますと加工乳と書いてある。そして脂肪が大体三%以上あればこれを加工乳と認めるというふうな規定になつておる。私は聞いておる。あとは、その他のいろいろビタミンCであるとか、あるいはいろいろのものを含有しまして、そして一つの牛乳を加工乳にするわけです。世界各国いずれの国を見ても、加工乳というのは全然ない。これは皆さん外遊されてよくおわかりだと思つたのですが、イギリスのごときは加工乳というものが対しては厳禁しております。しかるに日本はどうかといえますと、全乳を農家から買い上げて、そうしていわゆる三%の脂肪があればこれを加工

乳として認める。いわゆる牛乳というのですか、その他、レモン牛乳であるとか、コーヒ牛乳であるとか、いろいろございまして、私も、私も、農村地帯から帰つてきまして、東京の牛乳を飲むと、粉っぽくて飲めない、水っぽくて飲めない。自分の郷里へ帰つて飲みますと、やはり含有量は三%以上ではあるけれども、ちょっと東京やあるいは都市で飲む牛乳とは違つておる。皆さん毎日お飲みになつておるこの牛乳が、もちろんこれは清涼飲料の対象ではないだろうと思うのですが、牛乳として取り扱つておられるところの皆さんが、三%の脂肪を含有して、他のいわゆる含有物を混合したものを牛乳としてみなすという考え方について、基本的な考え方を、私はこの際お聞きしておきたいと思つた。

○浦田政府委員 加工乳の問題は、先生の御意見もございまして、やはり非常に重要な食品でございまして、きちんとした規格を設けるべきである、現在の規格を洗い直す必要があるということ、これは、実は昨年来食品衛生法の一部改正法案を御審議願つておる段階におきまして、委員会でもつてそのような御意見、御質問が寄せられたわけでございます。私も、加工乳の規格、それから表示、そのような問題につきまして、すでに先生の御意見等もこの中に十分取り込んで、新しい規格ということでもつて実施できるように準備いたしております。すでにこの四月に新しい考えに基づき通知を全国に出しまして、この秋以降それが一斉に行なわれるという段階でございます。すなわち、いままで加工乳の中に含まれておりましたいろいろなビタミンとかあるいは微量重金属、いわゆるミネラルでございますが、そういうもの、たまたまものはこの際もう認めない、そしてできるだけ純正な牛乳、なま乳でございますが、それに近づけるように努力するというたてまえで規格を整理いたしております。

なおまた、表示につきましても、従来、加工乳という字がどちらかといへば、あまり大きな字で盛られてなくて、一般なま乳から精製してあります

す市乳とまぎらわしい状態でございましたのを、はつきりと大きく加工乳という字を表示させるようにもいたしまして、いま実際に出回つておりますものが秋以降そのような形で切りかわるというふうになつたわけでございます。

なお、つけ加えて申し上げますが、従来加工乳といふものは、生乳をもとにいたしまして市乳のいわば補助的なものとして、需給の端境期などに代替品といったような形で市場に出回つていたわけでございますけれども、これは今後一切なま乳を主体として、あと、たとえば粉乳あるいはバター、あるいはクリームといった、そもそも本来牛乳の主成分であるものを成分として、それ以外のもので加えさせない。もちろん水が少し入るわけでございますが、加えさせないといったようなことで、できるだけ天然の牛乳に近づけるというところで、さらに将来努力するという方向をはつきりとしておりました。

それから諸外国の例をお引きになつたわけでございますが、実は外国ではこれは還元乳という形でもつて行なわれておるわけでございます。おそれる今度の新しい規格によりまして、還元乳と申し上げたほうが、あるいはもっとそれよりもなまの牛乳に近い形でもつてつくられることになりまして、還元乳よりもさらに近いといひ、中身としてはもっと天然の牛乳に近いものになるというふうに御理解願ひたいと思ひます。

○旗野委員 関連質問でありますから、いずれまた機会を見ましてこの問題についてお聞かせをいたしたいと思ひますけれども、暑さに向かうこれからでありますから、加工乳そのもののよりも、また取り扱ひやそういう問題でいろいろの中毒や何か起こす場合もあるのではないかと、私は基本的には、厚生省は三%のいわゆる脂肪があれば牛乳とみなす、加工乳として取り扱うという考え方がどこから出ておるのかからなう。おそれる皆さん方各国を回られて、私、先ほど申したとおり、加工乳なんか飯まかせておるところはないですよ。日本だけです。牛乳が足りない

のかといへば、決して足りないわけではない。そういうことを申し上げて初めてお気づきの方もあられるかもしれませんけれども、牛乳でないものを飲ませておる、このような指導監督はあくまでもやはり厚生省でなければならぬと思つたので、保健衛生の立場から、そういう意味からすれば、やはりいろいろの問題点もありまして、うけれども、あくまでも国民保健の立場で、衛生という面から、あるいはまた健康を守るといふ意味からも、この際全乳に切りかえられるお考えを持っておられるかどうか。この点については、思つたのですが、いかがでしょうか。

○浦田政府委員 現在、加工乳と申しておりますのは、その原料はことごとく牛乳の成分に由来するものでございまして、(牛乳じゃないじゃないか)と呼ぶ者あり。私も、牛乳のみでもつて全部の需要におこたえするということが本意であらうと思ひます。しかし、これは農林省のほうにもお聞き願ひたいと思ひますが、実際の需給状況から見ますと、牛乳、いわゆる生乳のみでもつて全部の需要におこたえするわけにはなかなかまいらなうという一面の事情もございまして、したがって、問題は、だんだんにこの加工乳は削減するといふ方向に全体としては向かわなくてはならないと思ひますが、とりあえずは今年の改正でもつて、そもそも原料としては天然の牛乳に含まれておる成分以外のものは認めない、ミネラルもビタミンもこれは認めないという方向で、逐次天然の牛乳一本に切りかえていくように、その第一歩を踏み出したわけでございます。したがって、これは農林省のほうも十分に御相談申し上げなくては、いけませんけれども、できるだけ近い将来にそのような方向で全部が行なわれるように……(「いづからやるのだ。」と呼ぶ者あり)いや、必ずしもこれは私だけの力で実現できる問題ではございませんが、私どものほうにいたしましては、やはりできるだけ天然の牛乳ですべての飲料牛乳がまかなえるように望むところでございます。

なお農林省とも十分に相談いたしまして……
（「いつ相談して、いつやるのだ」「厚生省がしゃかりやらなければだめだ」と呼ぶ者あり）いま相談中でございます。すでにその計画は立てておりまして、その第一歩としてこの秋から踏み出すというところでございますので、しばらくの時間をかしていただきたいと思います。

○旗野委員 重ねておことは返すようで失礼でございますけれども、ことごとく前向きな姿勢で考えをいただけるのはけっこうでありまして、けれども、実践をしていただく、実行をしていただくという点については、いろいろな隘路はございまして、留意をいただくという点をまた厚生大臣に御要望を申し上げて、私の関連質問を終わります。

を国公立を中心に、民間も含めまして百五十三カ所たたいま用意をいたしております。本年度中に百七十カ所ぐらいふえますけれども、先生のおっしゃる意味は、脳神経外科が強くて場合によっては整形が弱いとかいうような総合性にまだ欠ける面があるのじゃないかという御指摘であれば、これは今後充実する必要がありますので、その点については、救急医療問題はきわめて重要でございますから、百万、一カ所以上に、大体広域市町村圏ごとにそのような機能を充実するということで、たたいま五カ年計画で検討いたしております。問題は中身の問題でございますので、医師の研修会等を含めまして計画いたしたい、こういうふうな思っております。

は、やはり現在の二大という当面の目標といたうものは達成されるように努力していただきたい。それと、厚生省で計画なさっておると思えますけれども、医療の内容がこれからいろいろ多様化して、公害あるいは交通事故一つとっても、いま言った総合性において非常に研究が必要になってきますね、職員面も含めて。そうした場合に、おそらくそういった医科大学という形式ばかりでなく、そうした研修のメデイカルセンターといったようなものを各地方ブロックごとに何か計画されるという意思があるかどうか、それも検討中かどうか、伺いたします。

検討するということにいたしております。○奥田委員 局長の意見は選挙区向けにもたいへんいい答弁をもらえるわけですが、ひとつ計画検討じゃなくて、計画実施の方向で努力してほしいと思います。看護婦の問題です。現在、看護婦の総員は大体どれくらいになっておるのですか、現在資格を持たれた方は。そして現在、資格は持っているも、結婚とか家庭の育児、いろいろな問題で、もうすでに現実にはしていない、そういう形の人数はわかりますか。

○奥田委員 時間の関係もありまして、比較的答弁は要を得た形でやっていたきたい。

○奥田委員 計画を検討して、いま実施段階に入っているわけですか。

○奥田委員 この問題は、御指摘のように、各県に医科大学の設置ができません。偏在という問題は、たとえば石川県の例では金沢市内と能登半島とはたいへんな違いがあるわけでございます。医師の確保と偏在性を是正するという意味で、先生もいま御指摘になりましたように、ただ大学中心主義のいままでの医学の教育のほかに、卒後としての研修病院というものを厚生省所管でたたいま全国に約百三十カ所程度ですが、これを二百カ所ぐらいに増大していくことがどうしても。将来各県に医大を設置しますと、定員で約八千人の医師が毎年卒業する。国家試験の合格の問題は別にございまして、医師になつてまいりますと、大学中心主義ではどうしてもよき医師をつくるには困難でございますので、たとえば石川県の例では、国立の金沢病院あるいは県立の病院等と、従来の金沢の医科大学というものを教育病院として結びつけて強化していくということによって、場合によっては石川県内の地域的に考えた教育病院というものを、二百カ所となりまして、平均的にも一県四、五カ所程度になりますから、従来の公的病院のおもなものはどうしてもと積極的に育成して教育病院にしていくなければならないことを、五カ年計画、さらには教育の問題は非常にむずかしいので、五カ年のさらに延長した十カ年の計画の中でこの問題は具体的に

述べていただくので、看護婦問題に復る前に一つだけ。最近の交通事故ですね。非常に複雑で、単に整形外科だけではなかなか手に負えない。やはり一般外科ではなくて、脳外科、私、医者の友だちがおるものですから聞いてみますと、外科の分野といつてもたいへん複雑になっておるようでございます。そこで整形外科医、一般外科医、あるいは脳外科医、あるいは麻酔医師、そういう形の人がやはりそろっていないと、応急とはいいいながら万全の救急措置ができない、こういう悩みがあるようであります。どうなんでしょうか。国公立の救急病院、こういった形をとれば一県一院かあるいは人口百万当たり一つとかいうような方向で検討されていきますか。またされる意思がありますか。

○奥田委員 この間からのこの委員会の質疑を通じて、お医者さんが昭和六十年で大体人口十萬当たり百五十人、これは今後の一県一つの医科大学という形の充足を待つて十分達成できるというお話でございました。確かにこれはほとんど進めていってほしいわけです。ということとは、私の住んでおる金沢なんかは、全国的にもおそらく一、二番くらいに、人口とお医者さんの割合では恵まれているほうですけれども、あなたのほうからいたいただいた統計を見ますと、ほんとうに医科大学のないところはお医者さんの数がやはり少ないですね。これは非常に恐縮ですけれども、栃木県とか富山、山形、まあこれは医科大学があつても、現在まだ卒業生が出ておらぬとかいろいろ関係で、確かにそういう意味では、やはりお医者さんの定着性というものは、そこに大学があるのかないかによってずいぶん違ってまいらると思えます。そういう意味では、この面での医師不足の充足、これが地域的に偏在しないようにしていくために

○奥田委員 大体いま現実にやっておられる方が三十二万人という概数のお答えでございましたけれども、在宅資格を持っておられる方で休んでおられる方はずいぶん多いようですね、いまのお話を聞くと。どうなんでしょうか、こういうものに対しての歯とめといひますか、退職じやないのですけれども、そういう資格を持ちながら在宅でおられる方の、たとえば育児の面で夜間の保育施設あたりを病院に併設されれば自分はずっといてもいいという方がずいぶんおられるのじゃないかと思ひ

○奥田委員 局長の意見は選挙区向けにもたいへんいい答弁をもらえるわけですが、ひとつ計画検討じゃなくて、計画実施の方向で努力してほしいと思います。看護婦の問題です。現在、看護婦の総員は大体どれくらいになっておるのですか、現在資格を持たれた方は。そして現在、資格は持っているも、結婚とか家庭の育児、いろいろな問題で、もうすでに現実にはしていない、そういう形の人数はわかりますか。

ますけれども、そういった面についての何か対策を具体的に、簡単にいいですから答えてください。

○滝沢政府委員 先生のおっしゃる離職防止というのは、三十代、四十代の方でなくて、いまの現役の三十二万をむしろ離職させないようにすることが、これまた一つたいへん大事な問題でございます。そういう意味で、もちろん給与の改善等もございまして、人事院に本年度の勧告については看護婦に特に御配慮をいただくように大臣からもお願いしてございしますが、先生の御指摘のような保育所の問題、あるいは夜間勤務の回数の問題、あるいは夜間勤務後自宅に帰れる者に対する特別の手当なり配慮をするというようなことを総合的に講じまして、看護婦の離職防止。先生御指摘の潜在、在宅を掘り起こすことも大事でございしますけれども、現在の方を離職しないように防ぐことが当面非常に重要な課題であるというふうに認識いたしまして、予算要求その他でこれを具体化したいと考えております。

○奥田委員 看護婦が不足しているからいままういった問題の質問に入っているわけですがけれども、大抵医者の十万人当たり百五十人体制、これが充足された段階を過ぎて看護婦対策も並行して進められておられるのです。これは車の両輪と一緒ですからね。一体看護婦が一番理想的な数で配置されるのは、人口当たりか、あるいは医師一人に対してどうかという形で統計が出ると思うのですが、どんな数字が一番理想的なんでしょうか。

○滝沢政府委員 これはたいへんむずかしい、人口の面からつかむというより、私たちは従来、わが国の患者数の増加あるいは病床の増加等の推計をいたしまして、これに対して看護婦が、ただいま一つの病棟に二人で八日夜勤以内におさめるとなりまして、一つの病棟に十六人、看護婦を張りつけなければなりません。そういう計算をし、わが国の病院のほとんどが、八割程度は二人夜勤の八日で済むようにし、あとの二割の病棟は、まあ軽い患者等の場合には一人夜勤でもやむを得ないというふうにして、いわゆる完全な二八体制では

ございませぬけれども、そういう面を踏まえながら試算してまいりますと、ただいまよりも養成施設をさらに増強いたしまして、ただいまの一年生定員、いわゆる養成所に入る定員が五万人のベースでございしますが、これを五カ年間に七万人台のペースに乗せる計画を立てております。それを実現いたしまして、三年の養成というものを基本に考えますと、わが国の患者の増加その他を見込んで、あるいは労働条件の改善等いまだ申し上げたことを見込んで、ほばわれわれが考えておる、充足とまでいきますかどうか、いわゆるどうやら医療機関としての、あるいは看護婦の処遇の上からも、どうやら体制が整うというのには五三年までかかるというのが現状の見込みでございします。

○奥田委員 結びの話に入りますけれども、看護制度は、一本化する方向でやっておられると思ひますけれども、ぜひ一本化する必要があると思うのです。たとえば、いま中卒で二カ年で看護になる、そういう形で、あるいは甲看護資格をとるにはいろいろなコースもありましても、高卒でこれは三年だったですかね。それで、いまだきもう高校進学率が九〇〇近い数字になって、全部が高校出の人たちです。ですから、高校生にはもちろん甲看護のコースはきめられておるわけですが、私は、准看護、甲看護の制度体系というものはそろそろ検討する時期にやってくる。看護制度はやっぱり一本化していく必要がある。その際に、いま甲看護が非常に不足しているのです。特に民間開業医においては甲看護が定着しない。そういうことで、医療法等の取りきめもあるでしょうけれども、甲看護は非常に貴重な形になって、非常に困っておられるというのが実情なんです。ですから私は、高卒で四年間、定時に準じた何か方法があるのじやなかろうか。隔日で見習いと通学をさせるとか、あるいは午前、午後に分けての一般定時制のような形で技能修得で、最初の二カ年間は全寮制で養成して、あとの二カ年間はいわば働きながら学んで資格をとらすとか、こういった意味で何

とか甲看護と乙看護という形の制度の一元化をはかっている方向で、とりあえず高卒の定時に準ずるような形で、ひとつあなたの独特なアイデアでこの面の開拓といいますか、新しい制度をやっていただきたい。特に大臣もこういった面のいわば權威でもあられますから、その二人のコンビで、できるだけこういった形を早く時代要請にこたえ、一般開業医の要請にもこたえ、また看護技術の向上等々を含めて、検討していただきたいと思ひます。

特に、甲看護の養成所ということになると、二十名のところから、定数五十名養成しておるところから八十名養成しておるところと、非常にばらつきが多いですね。ですから、これはやっぱりある程度の定数をちゃんとよくすれば、はっきり言う養成所の大型化というか、養成機関の統合等々をやられることによって、いい先生も来るし、施設とかそういったものも充実したものになるのじやないかということ、ぜひ高卒、そして四年制あたりの新しい定時制、働きながらも資格取得ができる、そういった面を考えていただきたい。定時制というところが夜間とかいうことを考えるが、夜間でなくて午前勤務、午後通学、こういった形のパターンも考えられるわけですから、そういった意味で、医務局長、簡単に最後に、前向きな形でやる、一応モデルケースで来年からでもやろうという形の御答弁がいただければ一番いいのですけれども、それをもって、まだあとの質問事項がありましたけれども、時間の関係できょうはこれでやめますけれども、前向きな答弁をお願いいたします。

○齋藤国務大臣 私からお答え申し上げますが、看護婦養成の非常に緊急な事態でもございしますので、いまお述べになりましたような制度を新たに考えてみようじやないかということでは実は考えておるわけでございます。四年制の看護婦養成制度、これをひとつできるならば来年度あたりからでも発足させるように、いま準備をさせておる段階でございします。

○奥田委員 大臣の意欲ある御答弁をいただいたいへんありがたいと思ひます。ぜひそれを来年度実施するように、ひとつモデルケースであえて私の選挙区につくればよいと思ひますけれども、そういう形を前向きにやっていたいただきたいということをお願い申し上げます、私の質問を終わります。

○三原委員長 次回は、明五日本曜日午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十分散会